険金が支拂はれるときまで返濟されることは少いのであります。

契約者配當　規在の生命保險約款は必ず契約者に對する利益配當を規定するのでありますが、このやうな配當については既に詳しく述べたのであります。

模範約款　ここに昭和二年度生命保險協會模範約款の草案を掲げて置きます。我國の多數の會社の現行約款も右の約款と多く異るところは無いのであります。

會社ノ責任開始期　會社ノ保險契約上ノ責任ハ保險契約者ガ第一回保險料ヲ拂込ミタル時ニ始マル（第一條）

保險料拂込時期　第二回以後ノ保險料ハ其拂込期間內被保險者ノ生存中毎年拂又ハ其分割拂ノ金額ヲ保險證券ニ記載シタル拂込期日迄ニ拂込ムヘシ　但被保險者ガ死亡シタルトキ其保險年度ノ保險料ニ未拂込分アルトキハ一時ニ之ヲ拂込ムベシ（第二條）

保險料拂込場所　保險料ハ會社ノ本店、支店又ハ會社ノ指定シタル代理店ニ之ヲ拂込ムヘシ（第三條）

保險料拂込猶豫期間　第二回以後ノ保險料拂込ニ付テハ期日後一箇月ヲ猶豫期間トス

保險料ヲ拂込マズシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フ（第四條）

復活　前條第二項ニ依リ保險契約ガ効力ヲ失ヒタル後一年內ハ被保險者ノ健康ニ異常ナキコトヲ證明スル醫師ノ診斷書ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルコトヲ得　但契約ガ効力ヲ失ヒタル時ヨリ二箇月內ハ保險契約者及被保險者ノ誓約書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ會社ガ契約ノ復活ヲ承諾シタルトキハ延滯保險料ヲ領收スベシ但延滯保險料領收前ニ被保險者ガ死亡シタルトキハ保險金ヲ支拂フ責ニ任ゼズ

第十五條及第十七條ノ規定ハ復活ノ場合ニ之ヲ準用ス（第五條）

保險金支拂ノ事由　保險金ハ被保險者ガ死亡シタルトキ又ハ保險期間滿了ノ日マ

デ生存シタルトキ之ヲ支拂フベシ（第六條）

死亡保險金請求　保險契約者又ハ保險金ヲ受取ルベキ者ガ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ遲滯ナク之ヲ會社ノ本店ニ通知スベシ（第七條）

保險金ヲ受取ルベキ者ハ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知リタル後二ケ月內ニ左ノ書類ヲ提出シテ保險金ヲ請求スベシ

一、死亡診斷書又ハ檢案書

二、被保險者ノ戶籍謄本又ハ抄本

會社ハ前項ノ書類ノ外ニ特ニ必要アリト認メタル書類ヲ請求スルコトヲ得（第八條）

滿期保險金請求　保險期間ガ滿了シタルトキハ保險金ヲ受取ルベキモノハ被保險者ノ戶籍抄本ヲ提出シテ保險金ヲ請求スベシ（第九條）

保險金ノ支拂期限　保險金ハ前二條ノ書類ガ會社ノ本店ニ到達シタル後二週間內ニ之ヲ支拂フベシ　但會社ニ於テ調査ノタメ特ニ時日ヲ要スル場合ハ此限リニ

アラズ（第十條）

會社ニ於テ保險金ヲ支拂フベキモノト認メタルトキハ第八條又ハ第九條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ支拂フベシ（第十一條）

猶豫期間中ノ死亡　保險料拂込猶豫期間中ニ被保險者ガ死亡シタルトキハ延滯保險料ヲ保險金ヨリ控除シ其殘額ヲ支拂フベシ　保險料分割拂ノ場合ニ於テ其年度ノ未拂保險料ニ付テ亦同シ（第十二條）

保險金ノ支拂場所　保險金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險證券ト引換ニ之ヲ支拂フベシ　但正當ノ理由アルトキハ保險證券ヲ提出スルコトヲ要セズ（第十三條）

免責事由　左ノ場合ニ於テハ保險金ヲ支拂フ責ニ任ゼズ

一、被保險者ガ第一回保險料拂込ノトキ又ハ保險契約復活ノ時ヨリ二年以內ニ自殺シタルトキ

二、被保險者ガ決鬪其他ノ犯罪若クハ死刑ノ執行ニ因リ死亡シタルトキ

三、保險金ヲ受取ルベキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ　但其者

ガ保險金額ノ一部ヲ受取ルベキ場合ニハ會社ハ其殘額ヲ支拂フベシ

四、保險契約者ガ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

五、被保險者ガ戰爭其他ノ變亂ニ因リ又ハ戰爭地若クハ變亂地ニ於テ特ニ流行セル傳染病ニ罹リ死亡シタルトキ　但豫メ特約アル場合ハ此限ニ在ラズ（第十四條）

詐欺　保險契約者又ハ被保險者ノ詐欺ニ因ル保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ返還セズ（第十五條）

契約者ノ解除權　保險契約者ハ何時ニテモ將來ニ向ツテ保險契約ヲ解除シ又ハ保險金ヲ受取ルベキ者ヲ指定若クハ變更スルコトヲ得（第十六條）

告知義務　保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ゲズ又ハ重要ナル事項ニ付不實ノ事ヲ告ゲタルトキハ會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得　但會社ガ其事實ヲ知リ又ハ過失ニ因リ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラズ

保險申込ノ後第一回保險料拂込以前ニ被保險者ノ健康ニ著シキ異常ヲ生ジ其他重要ナル事項ニ付異動ヲ生ジタルモ之ニ關シ會社ノ承諾ヲ得ズシテ第一回保險料ヲ拂込ミタルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ解除權ハ會社ガ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一箇月間之ヲ行ハザルトキハ消滅ス　契約ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

保險契約者又ハ其住所及居所ガ不明ナル場合ニ於テハ會社ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ニ對シテ契約解除ノ意思表示ヲ爲スコトヲ得（第十七條）

拂戻金　會社ガ保險金ヲ支拂フ責ニ任セザル場合ニハ保險料ヲ拂込ミタル年月數ニ據リ計算シタル責任準備金ヲ保險契約者ニ拂戻スベシ　但第十四條第四號ノ場合ハ此限ニ在ラズ

保險契約ノ解除又ハ失效ノ場合ニハ前項ノ責任準備金ヨリ保險金ノ百分ノ五ヲ超ヘザル金額ヲ控除シ其殘額ヲ拂戻スベシ拂戻金額ノ例別表ノ如シ（第十八條）

拂濟證券　保險契約者ガ將來ノ保險料ヲ拂込マズ、既ニ拂込ミタル保險料ニ對ス

ル拂濟證券ヲ希望スルトキハ會社ハ原保險ト同一種類ノ保險ニシテ別表ニ掲ゲタル割合ノ金額ニ對スル證券ヲ交付スベシ（第十九條）

貸付金 會社ハ保險契約者ノ請求アルトキハ其ノ保險證券ヲ擔保トシ第十八條第二項ニ定ムル拂戻金額ノ十分ノ九ノ範圍內ニ於テ貸付ヲナスベシ

前項ノ貸付アル場合ニ於テ保險契約消滅ノ事由發生シタルトキハ其ノ返濟期限ニ拘ラズ會社ハ支拂フヘキ金額ヨリ貸金及利息ヲ控除スベシ（第二十條）

危險ノ著增 第一回保險料拂込ノ日又ハ保險契約復活ノ日ヨリ一年內ニ被保險者ノ業務若シクハ居所ノ變更又ハ旅行ニ因リ危險ガ著シク增加シタル場合ニハ保險契約者又ハ被保險者ハ遲滯ナク之ヲ會社ノ本店又ハ支店ニ通知スベシ

會社ガ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ著シキ危險ノ增加ヲ知リタルトキハ將來ニ向ツテ保險契約ヲ解除シ又ハ特別保險料ヲ請求スルコトヲ得 但一箇月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラズ

保險契約者又ハ被保險者ガ第一項ノ通知ヲ爲サザルトキ又ハ會社ガ特別保險料ヲ請求シタル場合ニ於テ二週間內ニ之ヲ拂込マザルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フ（第二十一條）

年齡ノ計算 被保險者ノ年齡ハ滿年ヲ以テ計算シ一年未滿ノ端數アルトキハ六箇月以下ヲ切捨テ六箇月ヲ超ユルモノハ之ヲ一年トス（第二十二條）

年齡ノ錯誤 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニハ左ノ方法ニヨリ處理ス

一、實際ノ年齡ガ會社ノ保險料表ニ掲ゲタル年齡ノ範圍外ナリシトキハ保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ヲ保險契約者ニ拂戻スベシ

二、錯誤ノ年齡ガ實際ノ年齡ヨリ多カリシトキハ將來ノ保險料ヲ更正シ且保險料ノ差額ヲ保險契約者ニ拂戻スベシ 但保險金支拂ノ事由發生後ニ於テハ保險金額ヲ受取ルベキ者ニ保險金ト共ニ之ヲ拂戻スベシ

三、錯誤ノ年齡カ實際ノ年齡ヨリ少ナカリシトキハ保險料ノ不足額ニ一ヶ年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ領收シ且將來ノ保險料ヲ更正スベシ 保險金支拂

ノ事由發生前ニ此ノ手續ヲ爲サザリシトキハ保險料不足額ノ割合ヲ以テ保險金額ヲ削減スベシ（第二十三條）

保險金受取人ノ指定變更並ニ契約ニヨル權利ノ讓渡　保險契約ニ因ル權利ノ讓渡通知シ保險證券ニ其記入ヲ受クベシ（第二十四條）

手數料　保險證券ノ書換又ハ再交付ニ付テハ金參拾錢ノ手數料ヲ會社ニ支拂フベシ（第二十五條）

戰爭危險ノ免除　被保險者ガ戰爭其ノ他ノ變亂ニ因リ死亡シタル場合ニ於テモ會社ハ保險金ノ支拂ノ責ニ任ズ　但戰爭其ノ他ノ變亂ニ因ル死亡ノ增加ガ本保險ノ計算ノ基礎ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アリト認メタルトキハ會社ハ主務官廳ノ認可ヲ受ケ特別保險料ヲ領收シ又ハ戰爭其ノ他ノ變亂ニ因リ死亡シタル者ノ保險金ヲ削減シテ支拂フコトアルベシ（昭和十八年四月新定）

第九章　危險の選擇

保險の申込に對する諾否は、申込書の記述と診査醫になされた答辯及び診査醫の報告を基礎として決定されるのであります。更に高額保險のときは會社が獨自で危險の調査をなすこともあります。

生命保險は主として外務員の勸誘によつて成立するものでありますから、會社は契約可能の見込のある人々にのみ、保險の勸誘をなすやうに外務員を敎育するのであります。外務員の素質の良否、言ひ更へると外務員が信用出來るか否かといふことは生命保險經營に於ては甚だ重要な要素をなして居ります。外務員はその職業の性質からしても、一端勸誘を始めた申込者に就ては、其處に少しでも契約の可能性があるかぎり、そのやうな申込を放棄することはないのであります。從つて外務員

による選擇の價値といふものは外務員それぞれの信用と性格によつて著しい違ひがあるといふことが出來ます。申込書に記される質問要項は、外務員が申込者に面接してその答辯を記入し、又は申込者が直接これを記入することになつて居り、これが診査醫への陳述と共に保險契約が依存する基準となるのであります。このやうな場合に質問せられなかつたことに就て申込者が特に進んで申述べる必要はありませんが、故意に或る事實を隱蔽したり、質問に答へなかつたりすることは、將來に於ける紛糾の基をなすものでありますから、申込者としては會社との間に完全なる了解を得るために善意をもつて協力をなすべきであります。

申込書　申込書は診査とは關係のない一般的の質問と、診査に關聯する診査醫の質問との二つの部分に別けることが出來ますが、その第一の部分に申込者が記載する事項としては、先づ本人たることを認證するに必要なる事實、卽ち保被險者の姓名、生年月日、現住所、本籍地及び身分であります。身分とは戸主または戸主との關係をいひます。申込に際して會社は戸籍謄本の提出を求めることはありませんが、その爲にたびたび年齡に錯誤を生ずることがあり、將來保險事故の發生した場合に、保險金の支拂を遲らせる原因となるのであります。

申込者の職業もまた告知事項の重要なる要素をなして居ります。我國の生命保險會社は特殊の危險を有つ職業に就ても、特別保險料の規定を持たないのでありますが、內規によつて或る種の職業に從事する人々に對しては保險金額又は保險種類を制限し、又は申込を拒絕することもあるのです。一端契約が成立した後にあつて、被保險者が職業を變へた爲に著しく危險が增大したやうなときに、そのやうな被保險者に對しては特別保險料を徵收し、又は契約の解除をなし得ることを規定する會社もありますが、實狀はこのやうな狀況を殆ど無條件で承認して居るのです。外國會社では特に航空危險を重視し、一年に三十回以上の定期航空路を利用する人々に對しては特別保險料を徵收するとか、又は保險金額の制限を規定する場合もありますが、我國に於ては未だこのやうな危險を取りあげて規定しては居りません。

更に現住所に關する告知も重要なる事項とせられます。申込者が著しい不健康地

に居住するやうな場合は、會社はこのやうな危險を考慮して保險金額に制限を設けることも出來ます。

契約者の保險記錄も亦他の重要なる一要素をなして居ります。申込書には同一會社と他の會社の別なく、被保險者の契約する總ての有效保險契約を記入することになつて居りますが、更に或る會社がその申込を拒絶したことがあるか、現に他會社との間に進行中の申込があるか否かの告知をも求めます。他會社又は同一會社が一度拒絶した申込は、原則としてこれを拒絶するか、特に愼重なる考慮がなされるのです。このやうな保險記錄の告知は過去の契約金額を加へた申込保險金額が、申込者の財產、地位、乃至は責任に相應するか否かを判斷するものであります。超過保險はそれ自身が既に疑問を含むこと言ふまでもありません。この他に申込保險金額希望する保險種類、保險金受取人の姓名、保險金受取人變更の權利を留保するか否か、契約者の姓名等の記載が申込書の第一の部分を構成し、更に簡單なる疾病外傷の記錄、(被保險者は曾て著しき疾病に罹り又は外傷を受けたることありや、若しこれあらば其病傷、時日、醫師の氏名住所及その治療の詳細。)兵役及び婚姻關係、健康及壽命に關する家族歷、詳しく言ふと父母兄弟及び子女の生死、健否、死亡年齡、死因、死後の經過年數等も申込者自らが記入することになつて居るのです。

診査醫の質問　申込書の第二の部分は診査に關聯するものであつて、主として申込者が診査醫の質問に答へる場合であります。被保險者が診査醫に陳述する事項は(一)疾病に關する被保險者の家族歷、(二)被保險者自身が自覺する身體の狀況、(三)被保險者の疾病記錄、(四)習癖特に阿片、煙草、アルコホル性飲料の使用に關して、(五)女子にありては月經の狀態、經產、產後の經過、流早產の有無及び(六)治療又は保養の目的による轉地の經驗等であります。

申込者の環境殊にその家族が健康であるか、祖父母、父母、兄弟、子女等のうちに結核患者は無いか、精神病その他の遺傳性又は傳染性疾患に罹つた者は無かつたか、或はその疑ひは無きやといふことを知ることは重要な診査決定の要素をなすものであります。殊に結核に就ては申込者の年齡が若いとき又は平均體重以下にある

場合にあつては特に愼重になされるのであります。

申込者の個人的病歴も亦同様に重要であります。この點に就ては診査醫の質問は詳細に亙るのでありますが、(一)癲癇、精神障害、眩暈、失神、痲痺、頭痛、その他の神經障害、中耳炎、耳漏、(二)氣管支加答兒の癖、慢性咳嗽、喀血、肋膜炎、肺炎、(三)心悸亢進、呼吸困難、心臟疼痛、(四)吐血、胃癌、肝臟病、慢性消化器障碍、盲腸炎、(五)黴毒、淋疾、尿道狹窄、(五)ロイマチス、痛風等に就ての既往及び現在に於ける被保險者の病歴を訊くのであります。このやうな疾患の經歴がすべて契約を拒否する原因となるとは決められないのでありますが、會社が被保險者の健康狀態を判斷する有力なる基準となるものでありますから、些細なる病歴であつても、これを告知するのが義務とせられるのであります。

言ふまでもなく、阿片その他の劇藥を常用する申込者は、生命保險に加入する資格はありません。アルコホル性飲料はこれを過度に使用する場合は、契約を拒絶するか乃至は一定の制限を附して契約を許されるのであります。外國に於ては飲酒の

習癖を特に重視して居りますが、我國ではこのやうな習癖はその特に著しきものでない限りは寛大なる見解を採つて居ります。このやうな質問によつて知ることを得る告知事項の他に、「被保險者は現在自分で健康無病であると信ずるか」といふ質問がなされます。

診査醫の報告　更に診査報狀の第二の部分として診査醫の診査報告が記されるのでありますが、このやうな報告は(一)申込者との面識の有無、(二)體格及一般的外貌、(三)呼吸器、血行器、消化器及びその他の器管の狀態、(四)申込者の契約能否に關する診査醫の意見の四つに別けることが出來ます。

診査醫が被保險者を識つて居るかといふことは、被保險者が本人であることの認證をなすのであります。被保險者の代りに健康者を替玉として診査を受けさせるやうな場合も少くないのでありますから、診査醫としては出來るだけ、現に診査を受くるものが眞の被保險者であるといふことを確かめなくてはならぬのであります。この故に診査醫は被保險者の容貌、顏色、後日の證據となるべき特徴、記述の年齡

が外貌に相應するか否かに就て記載することになつて居るのであります。

申込者の體格卽ち身長と體重との關係は特に重要であり、主として選擇の基準とせられて居るのでありますから、これが測定は概算または推定によることなく、正確なる計器によつて記入しなくてはならぬのであります。

各會社に診査醫の使用する身長及體重及胸圍の標準表があります。平均體重に比して著しく過重の人は、特に四十五歳から六十五歳の間に於て死亡率が高く、被保險者としては概して適當では無いのであります。尤も過重となつた原因が脂肪過多によるか、骨骼が太く全體の體格が大なるによるかに從つて自ら判斷は異つて來なくてはなりません。過重體がその家族の特徴であり、家族に長命者の多いやうな場合は、言ふまでもなくそのやうな申込は良好であります。概して言へば平均體重を超過する人々の保險資格を判斷することは甚だ因難であつて、このやうな人達は群團としては確かに正常者よりも死亡率が高いのでありますが、個人的に見れば著しく良好なる死亡經驗を見せる場合も少くは無いのであります。左表は生命保險の標

4' × 15/56.5

38/15 = 15/56.50

15/56.5 = 38/15

身長 ＼ 年齡	二一—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇
一五〇糎	四九・三七	四九・八三	五〇・一九	五〇・四一	五〇・五一	五〇・三九	五〇・一三	四九・七〇
一五二糎	五〇・五〇	五〇・九五	五一・三〇	五一・五五	五一・六六	五一・五八	五一・三六	五〇・九八
一五四糎	五一・五九	五二・〇三	五二・三九	五二・六六	五二・七九	五一・七八	五一・五九	五二・二八
一五六糎	五二・七〇	五三・一五	五三・一五	五三・八〇	五三・九六	五三・九六	五三・八三	五三・五
一五八糎	五三・八三	五四・二九	五四・六八	五四・九九	五五・一八	五五・二三	五五・一四	五四・九四
一六〇糎	五四・九九	五五・四七	五五・八九	五六・二三	五六・四五	五六・五三	五六・四九	五六・二四
一六二糎	五六・一六	五六・六六	五七・一二	五七・五一	五七・七八	五七・八九	五七・八九	五七・一四
一六四糎	五七・三七	五七・八八	五八・三六	五八・七八	五九・〇八	五九・二三	五九・二四	五九・一四
一六六糎	五八・六二	五九・一一	五九・五八	五九・九八	六〇・二八	六〇・四五	六〇・五一	六〇・五〇
一六八糎	五九・八三	六〇・三一	六〇・七七	六一・一六	六一・四五	六一・六六	六一・七九	六一・九六
一七〇糎	六〇・九八	六一・五一	六一・九七	六二・三九	六二・七二	六二・〇三	六二・〇二	六五・三一
一七二糎	六一・〇五	六二・七四	六二・二七	六二・四四	六三・一九	六三・六九	六三・七六	六四・七三
一七四糎	六二・一七	六四・〇八	—	—	—	—	—	—

單位瓩

準身長體重比率を示したもので、生命保險會社協會標準體格表と稱し、男子五萬人に就て、昭和三年十月から十二月までの我國生命保險會社の新契約を整理したものであります。このやうな標準表に就ては各會社ともに自社の經驗判斷を基礎とする獨自の標準表を使用して居るのであります。右の例表は或る年齢團體に對する身長別に平均體重を標示するものでありますが、原則としては平均體重より多少輕い方がよしとせられて居ります。

被保險者の體重が平均率よりも著しく輕い場合に、申込者自身又は家族のうちに結核乃至それに類似した疾患の疑ひがあるとき、そしてそのやうなときにのみ、輕體重が愼重に考慮せられるのであります。高年齢者の過輕體といふものは、それが甚しく無い限りは概して良好なる申込とせられます。前記の例表は一定の身長者の平均體重を表示するのでありますから、必ずしも最良體卽ち、死亡の最も少いやうな體格を意味するのでは無いのであります。概して最良の體重は低年齢では平均體重よりも少しく重く、高年齢では少しく輕きを採るのであります。

呼吸器、血行器、消化器等に關する診査醫の報告は概して專門的でありますが、その二三について一般的のものを說明することにします。心臟部の雜音は心臟機能の缺陷を表はすものでありますが、それが永久的缺陷を現はす器管的のものであるか、又は單なる機能的のものであるかは愼重なる判斷を要するのであります。このやうな場合に、單に機能的のものを器管的障害であると診斷せられることもあり、その反對の場合もあります。概して言へば機能的のものは、高年齢者に於てのみ問題とせられるのであります。

血行器は更に脈搏と血壓の測定によつて診査を行ひます。脈搏の高いことは概して惡い徵候を示し、それが繼續するときは結核性疾患を暗示するかも知れません。脈搏が不規則であるか間歇的であるときは、殊にそれが高年齢の申込者のときは選擇に注意を要します。血壓は血管の狀態を表示します。これを測定するには血管內の血液の循環を止めるに要する氣壓を指示する器械卽ち血壓計により、水銀柱の高さで高低を記錄します。心臟の收縮時血壓（心臟が血液を送り出す狀態にあるとき

の血壓）は年齢と共に增加し、凡そ百二十から百五十粍の間にあり、年齢と見較べて判斷されます。低血壓はそれが餘りに低過ぎるので無き限りは無視されるのでありますが、著しき高血壓は血管内の疾患を意味します。低血壓は一般に輕體重に伴ふ現象であつて、それは缺陷ではなく寧ろ特徵と見られるのです。腎臟の狀態は檢尿によつて確めます。尿に蛋白又は糖分が檢出されるときは、それが非常に小量であるか又は單なる偶然の場合を除き、概して疾病の存在を意味して居ります。このやうな場合、會社は更に愼重なる調査を行ふのでありますが、申込者の年齢もまた考察の參考に供されるのであります。

我國の生命保險契約のうちで、早期死亡の大部分を占むるものは若年者の呼吸器疾患、主として肺結核によるものであります。最近の國民青年結核死亡率は殊に著しいものがありますので、それが生命保險會社の死亡率に反映するのもまた當然のことであります。生命保險會社としては、このやうな缺陷を排除する爲に特に愼重なる警戒を行つて居るのでありますが、尙ほ早期死亡の多くは結核死亡をもつて占めて居るのであります。或る會社では結核の早期診斷その他の爲に、診査にレントゲン寫眞を使用して居ります。一定金額以上の契約申込者に對してはレントゲン寫眞を撮り、これによつて保險金額と保險期間との制限を行ひ、乃至は契約の拒絕をなす場合もあるのです。このやうな診査は外國では殆ど行はれて居らぬのでありますが、これは外國に於ける結核死亡率といふものが、今日にあつては全く重要で無くなつたからであります。

以上は診査の意義を簡單に述べ、重要なる事實を說明したのでありますが、診査醫は更に幾多の材料を基礎となし、申込者の契約可能に關する自己の意見を記述してその報告を終るのであります。

査定　申込の決定はこのやうな申込書及び診査醫の報告を基礎として本社の契約課で査定されるのであります。血壓計、レントゲン等の使用によつて診査は一層嚴格になるのでありますが、この爲に標準體として加入を許さるる被保險者の數が減少し、多數の人々が加入を拒絕せられるのであります。このやうな精密な診査を

行ひ、査定標準を强化して會社の經驗死亡率を更に低下せしむることが、全體として望ましいことであるか否かに就ては多くの疑問が存するのであります。成程、査定の嚴格化にまつて、このやうな保險團體に加入することを得た少數者にとつては、利益配當その他の方法によつて更に正味保險料は低下されるのでありますが、加入を拒絶された多數の人達は、弱體保險又は他の診査の寛大なる會社に加入することを餘儀なくされ、更に多額の保險料を支拂はなくてはならぬのであります。生命保險事業の進歩は一方に經驗死亡率の改善を來したのでありますが、他方診査の精密化によつて多數の申込者が振落されるとすれば、生命保險本來の協同扶助の精神からは遙かに遠ざかるものと言はなくてはなりませぬ。何等かの形で選擇をなすことは、著しき弱體者が平均體者と同一條件で加入して來ることを防止する爲に必要でありますが、これを更に强化して小範圍の改善を計るといふことは必ずしも必要ではないのであります。

診査方法を現在のそれよりも一層簡單にすることは不可能でなく、更に必要なることと考へられるのであります。言ふまでもなく、その爲に多少の死亡は增加するのでありますが、必ずしも保險費用は增加する譯でなく、これによる利益は經營を著しく簡易化し、標準體による生命保險を一層廣い範圍に擴張することが出來るのであります。

或る會社は診査決定を簡易化する方法として點數による査定を行つて居ります。この方法によると身長と體重によつて百點を平均とする基準點數を決定し、平均體重に對する過輕及び過重に從ひ、更に年齡による判斷を加へて、點數を加へまたは減少し、これに器管の狀態、疾病、檢尿、血壓、習癖、家族歴、環境等の要素をプラス及びマイナスの點數によつて表現し、全體の點數が百點以下となる場合はこれを標準契約條件として無條件で加入を決定する。更に點數が超過する場合は保險金額又は保險期間等の條件を制限することによつて標準點數まで引下げ、これを引下げ得ざるものに就ては拒絶または再診となすのであります。このやうな方法によつて診査は簡易化され、費用と時間とを節約することが出來るのであります。

申込者の調査　申込の保險金額が大なるときは、被保險者の身體の狀況その他の要素の外に、會社は申込者の資産收入又は道德狀況に關する事項をも調査するのであります。保險金額がそれ程大で無い場合は、このやうな調査は興信所又は專門の生存調査機關を通じて行ひます。これらの調査報告は申込者の健康、習癖、資産收入、環境、地方に於ける申込者の信望等に關するものであります。高額保險の場合は會社が直接に自己の機關を通して、又は特殊の調査方法によつて更に廣く、詳細の報告を得ることも出來ます。

申込者の資産收入が申込保險金額に相應するか否かと言ふことは甚だ重要であります。契約金額が大でない間は、このやうな事項は問題とならぬのでありますが、既に申込者が有する契約金額と新しき申込金額を加へたものが、申込者の契約能力を超過するやうな場合は、その事情は著しく變つて來るのであります。超過保險は超過危險を意味するものであり、會社は各被保險者の實狀に相應する以上の保險金額の成立を防止することに就ては特に注意すべきであります。それでは申込者の所得のうち、何れだけまでが保險料として許容されるものかと言へば、會社によつて一樣ではないのでありますが、全所得の四分の一から凡そ十分の一に及ぶ一定の原則が作られてあるのです。その割合は言ふまでもなく、所得額の大なる人はそれの少き人よりも大なる部分を保險料に割當てることが出來るのであります。資産狀態を基礎とする選擇は概して單獨のものでありますが、更に他の部門と結合する場合も少くないのです。例へば或る契約に就て、資産收入からすれば契約可能であるが、醫的立場からは多少の疑問を含むやうな限界點の被保險者があるとすれば、このやうな人々の超過保險は特に警戒すべき要素を含むのであります。

保險年齡の制限　我國の生命保險契約は十歲から六十歲の間で行はれることになつて居りますが、著しい低年齡又は高年齡で契約される保險金額は一般に小額契約であります。我國の生命保險會社では出生後直ちに契約し得るやうな死亡保險を販賣しないのでありますが、官營保險は一定金額を限度として小兒保險を販賣して居ります。小兒保險は滿一歲以上の小兒に發行される無診査保險で、保險金額は滿十

歳以下で死亡する場合は年齢と共に特定の割合で削減し、滿十歳に達すると共に普通の保險契約に變更され、死亡又は滿期に對しては額面金額が支拂はれるのであります。このやうな保險は被保險者となる小兒の承諾を要しないのでありますが、契約者は父母、祖父母または兄姉に限定されて居ります。

六十歳以上の高年齢では多くの場合生命保險の必要は消滅するのであります。保險料は高率となり、肉體上の缺陷から保險加入の資格を失ふ人が多く、更に多數の人々は既に保險に加入して居るので、實際に申込まれる金額といふものは比較的少いのであります。低年齢者の高額契約といふものも亦これを正當化すべき何等の理由も存在せぬのであります。一般に生命保險會社は、著しき高年齢者又は低年齢契約は、中間の年齢者に許される金額よりも遙かに少額に制限するのであります。

無診査保險　生命保險の創始時代にあつては保險は無診査で契約されたものであります。英國の初期の保險は個々の申込者が會社の當局と面會し、會社は申込者の容貌を見て申込の諾否を決定したのでありますが、その後選擇の科學が著しく發達し、愼重なる醫的診査が行はれるやうになつたのであります。然し乍ら、このやうな醫的診査は、適當の方法によつて一定の條件が行はれる場合は、必ずしも必要では無いのであります。我國に於ける無診査保險は大正五年創設の官營簡易保險が始めてこれを實施したのであります。言ふまでもなく簡易保險は小額保險で、その創始のときは最高額を二百五十圓とし、その後三百五十圓から四百五十圓に、更に七百圓から千圓に引上げて今日に到つたのであります。被保險者の診査を行はぬので、病弱者の混入を避ける爲に、保險金の支拂に對しては削減期間を設け、契約後一年以内の死亡には既拂込保險料を、一年半以内の死亡には保險金の二分の一を支拂つて居りますが、始めの計算では醫的診査を省略した爲に相當の死亡差損を生ずるものとして、初期に於ては更に嚴格なる削減期間を設けて居つたのであります。その後の經驗では豫期したやうな逆選擇も行はれず、相當に多額の死亡差益を見るに到つたので削減期間を短縮し、削減の條件も今日の如く寛大にせられたのであります。米國の無診査保險では保險金額を五千弗乃至一萬弗とし、契約年齢を四十歳又は四

十五歳以下に制限して居りますが、削減期間は設けて居らぬのであります。この種の保險に使用される申込書の條項は、普通の申込書に使用されるものよりも更に詳細に亙つて記入することになつて居ります。會社の經驗によりますと、四十歳以後で契約する被保險者の死亡率が著しく高率となるのでありますが、契約年齢を四十歳以下に制限する場合の死亡經驗は甚だ良好であります。無診査保險の利益は契約の取扱が簡單であり、農村地域にも新契約を擴大することが出來、その上に新契約費用を節約し得る點にあります。我國の生命保險會社の經驗よりすれば、醫的診査の効力といふものは、それが標榜するやうな大なる效果は認められないのであつて、今、これを一定金額を限度として醫的診査を省略したとしても、その爲に蒙る死亡超過の差損は、それによつて節約し得る費差益によつて十分に償ふことが出來るばかりでなく、更にその爲に生じる機構上の簡易化と、人的資源の節約といふものは遙かに大なるものがある筈であります。

それでは今直ちに三千圓以下を限度として民營會社で無診査保險を實施すると何うなるかと言へば、一定の削減期間を設けるとしても可なり大きな逆選擇が行はれて、多數の弱體者が混入することは避け得ないものと考へられるのです。このことは我國の簡易保險が高額契約に於て遙かに死亡率の高いことを見れば、凡そこれを推定することが出來るのであります。殊に我國の中流以下の會社では、殆ど三千圓以下の契約のみを獲つて居るのでありますから、全部の契約が無診査となり、診査醫の必要が無くなります。このことが我國生命保險事業の將來に好き結果をもたらすか否かは、にはかに判斷することが出來ないのであります。

新設無診査保險の概要　昭和十八年度から我國民營會社が販賣する新設無診査保險の概要について述べるのであります。(一)保險年齢は男女滿七歳から五十三歳迄、この内二十年、二十五年及三十年滿期は四十五歳を限度とします。(二)保險種類は十年、二十年、二十五年、三十年滿期の四種。(三)保險金額は一社被保險者一人に就て一ヶ年三千圓以下とし、(四)被保險者が最近一年以内に契約した生命保險、または生命保險會社から、再診、延期または不成立の取扱を受けたことの有無及び現

在醫療中か、最近二年以内に一ヶ月以上醫師の治療を受けたことがあるかといふことに就て告知を求めます。(五)被保險者が保險契約締結後十年及十五年滿期では二年以内に、二十年、二十五年及三十年滿期では三年以内に、戰爭、變亂、災害又は十種傳染病以外の事由で死亡したときは、保險金を削減して、これに左の比率を乘じたものを支拂ふのであります。

	第一年度	第二年度	第三年度
十年滿期	一二%	五〇%	—
十五年滿期	八	五〇	—
二十年滿期	六	一二	五〇
二十五年滿期	六	一二	五〇
三十年滿期	六	一二	五〇

(六)この保險には事業開始後五年目毎に滿三年以上を經過した契約に利益配當を行ひます。(七)保險料及責任準備金計算の基礎は内閣統計局第六表男子死亡率の八割と女子死亡率の二割を加へたものを標準とし、更に削減期間經過後の最初の年度の割增死亡指數を一五〇%とし、逐次その割增を遞減して六十五歳の死亡指數を一〇〇%とする割增死亡表を用ひ、豫定利率は三分五厘、事業費は契約千圓に就て新契約費が二十三圓、維持費二圓五十錢、集金費を保險料の三分とします。責任準備金の計算は充足保險料式であります。(八)保險料は保險金千圓に就て三十歳者十年滿期が九十六圓、十五年滿期六十三圓、二十年滿期四十六圓、二十五年滿期三十七圓、三十年滿期三十一圓となつて居ます。(九)その他の條項に就ては保險料自働振替を實行し、一年以内の復活を許します。この場合削減條件は新しくなります。

このやうな保險は言ふまでもなく、各社の現行保險種類と併用し、その實施は各社の自由とせられて居ります。

第十章　癈疾特約及び保險金倍額支拂特約

癈疾特約

癈疾特約の意味　生命保險約款の中に、被保險者が完全永久癈疾となつた場合に或る種の特典を與へる規定を入れることは、生命保險の重要なる進歩の一つであり、外國の保險會社は何れも實施して居るのでありますが、我國では二三の保險會社がこれを實行して居るに過ぎないのであります。解り易く言ふと被保險者が癈疾によつて所得能力を喪失し、保險料拂込の繼續が不可能となつた場合に、このやうな保險料の免除規定を設けるのであります。若し被保險者が完全に且永久に癈疾となつた場合にのみ保險料を免除するといふ規定であれば、元來そのやうな危險は甚だ少

いので、その費用も少くて濟み、それが被保險者にとつて有益であることも疑ひのないことであります。それでは癈疾とは何のやうな場合を意味するかと言へば、始めは單に「傷害又は疾病に因り報酬又は利益を得る如何なる業務にも從事し得ざる狀態となる」ことでありました。然し乍ら「報酬又は利益を目的とする如何なる就職も不可能」といふ癈疾の定義は、これを嚴格に適用すれば殆ど想像の出來るあらゆる癈疾狀態を否定することになるのでありますが、會社の意圖するところはそのやうな文字通りの解釋では無く、寧ろ「被保險者が自己の職業又は右と同種類の職業乃至は、その環境に適當とせられる職業の繼續を不可能とする程度に癈疾となつた」場合は一般に癈疾規定の適用をなすのであります。癈疾規定は歐洲に發達し、次で十九世紀の末葉に到つて米國に移入されたのでありますが、その當時の規定は單に癈疾が完全且永久である場合にのみ適用し、特典も保險料の免除をなすに過ぎなかつたのでありますが、その後生命保險業の發達と共に癈疾特典も擴張せられて「完全永久癈疾」の定義に或る種の「一時的癈疾」を加へ、保險料免除特典の外に年

拂又は月拂の癈疾手當を規定するに到つたのであります。このやうな範圍の擴大と條件の寛大化とによつて癈疾費用を增し、保險料も高くなつたのでありますが、我國では未だ癈疾手當の規定を有つ會社は無いのであります。

癈疾の繼續　癈疾が完全であるといふことは明かであつても、それが永久的であるか否かといふことを決定することは屢々困難な場合があり、いろいろな疑問が生ずるのであります。癈疾條項適用の請求の中には、必ずしも永久癈疾とは認められないやうな疾病傷害が少くないのですが、これを單に回復の可能性があるからと言つて、直ちに會社が癈疾條項の適用を拒絕することは困難なのであります。被保險者が自己の癈疾を永久的のものであると信じて居るやうな場合であつても、會社としては被保險者の癈疾が確かに永久的であるといふことに就て何等かの證據を必要とするのであります。そのやうな場合に永久癈疾確認の證明を獲ることは、徒らに會社と被保險者との間に不滿と摩擦を生ずるに過ぎないのであります。斯かる困難を打開する爲に採用されたのが癈疾の繼續條項であつて、「完全癈疾が契約後の疾病又は傷害に因るものであつて、それが九十日間繼續したる證明」を要することを條件としたのであります。これを「九十日條項」と言ひます。この意味は完全癈疾が三ヶ月間繼續したる後は、その後も繼續して永久的であると推定することが出來ると言ふのでありますが、勿論このやうな場合に必ずしも癈疾が永久的であるとは決められぬ場合もありました。その後の經驗では三ヶ月といふ期間は短か過ぎたのでありますが、總ての場合に三ヶ月の期間を繼續する必要はないので、例へば兩眼の失明したとき、又は兩手兩足の切斷した場合がそれであり、このやうな場合には直ちに癈疾請求が承諾されたのであります。

その後九十日條項は更に延長して四ヶ月以上十二ヶ月以內の任意の期間に限定され、米國では一九三二年になつて全般的に六ヶ月期間に更改せられたのであります。我國の癈疾特約でもまた六ヶ月卽ち百八十日條項を採用して居ります。

特定癈疾　癈疾特約では或る種の特定癈疾を完全癈疾と見做すべきことを規定して居ります。兩眼の完全なる失明、又は兩手若しくは兩足の切斷（全然使用不可能

の）乃至は片手及び片足の切斷であります。このやうな特定癈疾は初期の癈疾規定では無條件に完全永久癈疾と認定され、直ちに保險料免除その他の癈疾特典を開始したのでありますが、その後一定期間の繼續を必要とする規定を採用しました。我國の癈疾特約條項では兩眼盲の場合にのみ百八十日條項を適用し、兩手、兩足又は一手一足切斷のときは直ちに癈疾となつたものとして、保險料を免除するのであります。

年齡制限　被保險者が滿六十歳に達した後に癈疾となつた場合は、このやうな規定は適用されないのであります。癈疾の範圍を制限し、高年齡者を除外するといふことは癈疾保險では重要なる條件で、若しこのやうな除外例を設けなかつたとすれば、保險料は著しく高くなるのであります。完全永久癈疾が起る割合は一般に六十歳以後は急激に增加するのでありますが、更に六十五歳以後になると癈疾と老衰による病弱とを區別することが出來なくなるのであります。外國ではこのやうな年齡を六十五歳と規定する場合がありますが、我國ではこれを六十歳として居ります。

癈疾の告知と繼續證明　癈疾契約に於ては癈疾の繼續期間內卽ち、被保險者が死亡または癈疾の回復する以前に癈疾條項適用を請求する告知書を提出すべきことを規定します。このやうな癈疾告知書には（一）被保險者の氏名、（二）保險證券番號、（三）癈疾の原因となる傷害疾病の發生した時日、（四）傷害の原因となる事故または疾病の經過、（五）從來の業務に從事し得ざるに至つた時日、（六）如何なる業務にも從事し得ざる狀態となつた時日、（七）現在の日常起居動作、（八）診療を受けし醫師に就て記入するのであります。癈疾の繼續中の告知を規定したのは、癈疾が消滅した後になつて癈疾特約の資格を證明するやうな證據を獲ることは困難でなかつたら殆ど不可能であるからであります。同じやうな理由で保險料の免除は六ヶ月以上を遡らぬのであります。若しこのやうな規定が無いとすれば會社は無制限の負擔をしなくてはならぬかも知れないのです。癈疾繼續中の契約にあつても、保險契約者は保險料拂込期日後三十日以內に癈疾繼續證明書を提出しなくてはならぬのでありますが、このことは癈疾發生の證明と同樣に重要なる手續とせられるのであります。

このやうな證明書には(一)癈疾の經過、(二)診斷の外に、(三)如何なる業務にも從事し得ざる狀態となりしものと認定される時日、(四)被保險者が將來何等かの業務に從事し得る見込があれば、その時期等に就て記入します。癈疾の請求者は原則として、自已の癈疾が回復したときでも、會社に對してはそのやうな通知をしないのが普通であります。この場合會社が特に警戒しなかつたとすれば、會社は實際上の責任以上に負擔をしなくてはならぬのです。癈疾が回復したときは保險契約者は再び保險料の拂込を開始しなくてはなりません。百八十日條項又は九十日條項で「永久的」といふ意味は、單に一定の條件を表したのでありますから、そのやうな癈疾が回復することもあり、實際に於ても癈疾者の回復率は相當の高率を示して居るのであります。外國の統計を見ますと生起した癈疾のうちの八割は一時的の、いはゆる永久的でない癈疾であつたことを示して居るのです。

或る種の危險の除外　このやうな特約では或る種の危險を保險の範圍から除外するのであります。この場合の「或る種の危險」の種類は我國にあつては(一)被保險者の職業の變更または旅行其他の行爲によつて著しく增加した危險による傷害又は疾病が原因する癈疾、(二)戰爭その他の變亂による疾病又は傷害を原因とする癈疾(三)故意に自身に加へた傷害又は疾病を原因とする癈疾、(四)保險契約者、被保險者又は保險金受取人の違法行爲に因る傷害又は疾病を原因とする癈疾の四つを規定して居ります。(一)の場合は職業旅行條項でありますが、この場合は「會社が危險增加の通知を受けた後一ヶ月以內に癈疾特約を解除しなかつたとき、」又は特約成立後一年を經過した後に癈疾となつた場合は右の危險は除外しないのであります。旅行の危險といふのは例へば航空機による事故でありますが、このやうな事故では多くの場合癈疾よりも死亡が生起するのであります。戰爭危險は外國でも多くの會社が癈疾條項から除外して居ります。このやうな危險を無條件に承認するときは、保險料率に見込まれぬやうな大きな損失を生ずる恐れがあるといふのですが、外國のやうに癈疾條項が保險料免除以外に癈疾手當を給付するやうな場合にあつては、これによる損失も大きいのでありますが、我國のやうに保險料免除のみを規定する場

合は、必ずしもこれを除外しなくてはならぬとは限らぬのであります。(三)の場合はその傷害又は疾病が精神病に因るときは危險の除外をしないのです。

女子　我國では女子に對する癈疾條項は適用しないのであります。外國の經驗によりますと女子の癈疾率は著しく高く、男子の一倍半から三倍に達して居るのであります。從つて癈疾保險料も男子の二倍半乃至三倍となつて居るのです。更に癈疾の條件は報酬又は利益を得る如何なる就職をも不可能とするのでありますが、女子の就職といふことは今日では可なり一般的になつて居るとしても、概して結婚によつて職業戰線から退くのであります。從つて就職の能否の判斷は男子の場合に較べると遙かに困難であります。外國でも扶養を受くる女子に對しては癈疾保險を適用しないので、我國に於て女子の癈疾危險を除外するのは、その必要が無いからであります。

癈疾率　我國に於ては被保險者の癈疾率を計算した基礎表が無いので、癈疾特約を實施する會社が癈疾保險料及び責任準備金の算出に用ひた癈疾率は一般にハンター氏表を修正したものであります。ハンター氏表は完全永久癈疾の生起する確率と癈疾者の死亡率をもつて構成し、主として共濟組合の經驗を基礎としたものであります。共濟組合は生命保險會社とは違つた條件で經營されるのでありますが、特約條項が完全永久癈疾を基準とする限りは十分に正確なる基礎を提供するもので、米國の生命保險會社では久しく使用されて居るのであります。右の表によりますと完全永久の癈疾率は被保險者一萬人に就て二十歳者五人、二十五歳者五人、三十歳者六人、三十五歳者六人、四十歳者八人、四十五歳者十二人、五十歳者十七人、五十五歳者二十七人といふ比率を示して居ります。

年齢	癈人萬の率中一疾
20	5
25	5
30	6
35	6
40	8
45	12
50	17
55	27

右の表は九十日條項乃至は百八十日條項を設けない場合であり、このやうな待期間を設けた場合は更に比率は高くなるのでありますが、癈疾の繼續期間は遙かに短

縮するので、保險料は癈疾率の増大する程高くはならぬのであります。

我國の一流相互會社が癈疾特約に使用した癈疾表は、右のハンター氏表を參照して、これに同會社の經驗と更に日本國民の癈疾材料を加へて整頓したものであります。この表による癈疾率はハンター氏表によるものよりも遙かに高いのでありますが、このことは我國の結核罹患率が外國のそれに較べると特に高率であることを表示するのでありますが、更にこの表が百八十日條項を含んで居ることにも原因するのであります。

年齢	癈疾率（人萬の中一）
20	20.8
25	19.7
30	17.6
35	17.3
40	19.4
45	24.6
50	33.8
55	52.6

保險料　我國の一流相互會社が販賣する「保險料拂込免除特約條項」による癈疾保險料を掲げると次のやうであります。言ふまでもなくこのやうな保險料は主契約となる保險料に關聯するのでありますが、ここではこれを省略するのであります。

保險料免除特約特別保險料　（保險金千圓）

	三十年滿期		二十年滿期	
	營業保險料	純保險料	營業保險料	純保險料
二〇	一・五〇	一・三三	一・六〇	一・四二
二五	一・五五	一・三八	一・六五	一・四九
三〇	一・六五	一・四六	一・七〇	一・五九
三五	一・八五	一・六三	一・八〇	一・六〇
四〇	二・一〇	一・八六	二・〇五	一・八一
四五	二・四五	二・一〇	二・二五	一・九九
五〇	三・〇〇	二・六〇	二・五〇	二・一九
五五	三・五五	三・三一	三・三五	二・九一

簡易保險の場合　簡易保險では被保險者の特定癈疾の場合にのみ保險料拂込を免除するのでありますが、このやうな癈疾特典は特別の保險料を拂込むことなくして

實施せられるのであります。簡易生命保險規則第二十二條ノ二を見ると「被保險者ガ保險契約效力發生後ノ傷害又ハ疾病ニ因リ左記各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ、保險契約者ガ保險契約ノ解除ヲ爲サザル旨ヲ表示シテ其ノ事實ノ承認ヲ請求シ、簡易保險局ガコレヲ認メタルトキハ將來ノ保險料ハコレヲ拂込ムコトヲ要セズ」と規定し、特定癈疾卽ち(一)兩手を失ひたるとき、(二)兩足を失ひたるとき、(三)一手及び一足を失ひたるとき及び(四)兩眼を盲したるときの四つの場合を擧げて居ります。このやうな癈疾は待期間なく、直ちにこれを承認せられるのであります。

癈疾約款　左に我國で經營せられる保險料免除のみを規定する癈疾保險に關する約款例として一流相互會社の「保險料拂込免除特約條項」を掲げるのであります。

癈疾ノ定義　本特約ニ於テ癈疾トハ被保險者ガ本特約ノ效力發生後ノ傷害又ハ疾病ニ因リ報酬又ハ利益ヲ得ル如何ナル業務ニモ從事シ得ザル狀態トナリ且其狀態ガ被保險者ノ保險年齡六十歲ニ達スル日以前ニ百八十日以上繼續セル場合ヲ云フ

兩眼ヲ盲シタルトキハ前項ニ定ムル業務ニ從事シ得ザル狀態トナリタルモノト看做シ兩手、兩足又ハ一手及一足ヲ喪失シタルトキハ其時ヲ以テ癈疾トナリタルモノト看做ス

保險料ノ拂込　本特約ニ對スル保險料ハ主契約ノ保險料拂込方法ニ從ヒ同時ニ之ヲ拂込ムベシ　但主契約ニ對スル保險料ノ拂込免除中ハ本特約ニ對スル保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

普通保險約款第五條第二項（保險料自働貸付）ノ規定ガ主契約ニ付キ適用セラルル場合ニ於テ返還金額ノ殘額ガ本特約ノ保險料及其利息ヲ支辨スルニ足ルトキハ本特約ニ對シテモ貸付ヲ爲シ保險料ノ拂込ニ充當ス

癈疾ノ請求　被保險者ガ癈疾トナリタルニ因リ保險契約者ガ保險料ノ拂込免除ヲ請求セントスルトキハ左ノ書類ヲ當會社ノ本社ニ提出スルコトヲ要ス　但被保險者ガ死亡シタル後若クハ癈疾ガ恢復セル後ニ於テハ本請求ヲ爲スコトヲ得ズ

一　免除ヲ受ケントスル保險料拂込期日ニ於テ癈疾タリシコトヲ主治醫ノ證明書竝ニ被保險者ノ告知書

二　最終保險料領收證

當會社ハ前項ノ書類ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ求メ又ハ更ニ醫師ヲシテ診査セシムルコトアルベシ

第一項第一號ノ書類ニハ當會社ノ定メタル事項ヲ記載スベシ　但正當ノ事由ニ依リ之ヲ記載スルコト能ハザル場合ハ此限ニアラズ

癈疾ノ承認　當會社ガ前條ノ請求ヲ承認シタルトキハ其癈疾トナリタル後最初ニ拂込期日ノ到來セル保險料ヨリ癈疾ノ繼續スル間其拂込ヲ免除ス　但其拂込期日ガ當會社ノ本社ニ於テ前條ニ依ル請求ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以上ニ遡ルモノハ之ヲ免除セズ

免除セラルベキ保險料ハ其最後ニ拂込マレタル保險料ノ拂込方法ニ依リ一年、半年又ハ三月ヲ一期トス

第一項ニ依リ保險料ノ拂込ヲ免除シタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ保險契約者ニ通知スベシ　爾後ノ免除ニ付キ亦同ジ

免除セラルベキ保險料ヲ既ニ拂込ミタルトキハ之ヲ拂戻スベシ

契約失効後ノ癈疾請求　主契約又ハ特約ガ保險料ノ拂込ナキコトニ因リ其效力ヲ失ヒタル場合ト雖モ左ノ條件ヲ具備スルトキハ第三條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得

一　拂込ナキ最初ノ特約保險料ノ拂込期日以前ニ第一條所定ノ癈疾トナレルコト

一　本請求ガ前號所定ノ拂込期日後六箇月內ニ當會社ノ本社ニ於テ受領セラレタルコト

前項ノ場合ニ於テ當會社ガ其請求ヲ承認シタルトキハ復活ノ手續ニ依ラズシテ主契約又ハ本特約ヲ復活セシメ第四條ノ規定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ免除ス

癈疾ノ繼續證明　癈疾承認後ト雖モ保險契約者ハ免除ヲ受ケントスル保險料ノ每拂込期日後三十日內ニ所定ノ癈疾繼續證明書ヲ提出スルコトヲ要ス　但當會社ガ其必要ナシト認メタルトキハ此限ニアラズ

前項ノ書類ヲ徵スル外特ニ必要ト認メタルトキハ當會社ハ其指定セル醫師ヲシテ被保險者ヲ診査セシムルコトヲ得　正當ノ事由ナクシテ第一項ニ定メタル期間內ニ所定ノ證明書ヲ提出セズ又ハ前項ノ診査ヲ拒ミタルトキハ當該保險料拂込期日前ニ癈疾ノ息ミタルモノト看做ス

癈疾ノ不承認又ハ回復　當會社ガ第三條（癈疾ノ請求）ノ規定ニ依ル請求ヲ承認セズ又ハ前條ノ規定ニ依リ癈疾ノ息ミタルモノト看做シ若クハ癈疾ノ息ミタルモノト認メタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ保險契約者ニ通知スベシ

被保險者ノ癈疾ガ息ミタルトキハ癈疾ノ息ミタル後最初ニ拂込期日ノ到來スル保險料ヨリ之ヲ拂込ムコトヲ要ス　當會社ガ癈疾ノ息ミタルモノト看做シタルトキ亦同ジ

告知義務違反及ビ詐欺　保險契約者又ハ被保險者ガ保險料ノ拂込免除ニ關シ惡意又ハ重大ナ

ル過失ニ因リ重要ナル事項ニ付キ不實ノ申告ヲ爲シ若クハ詐欺ノ行爲アリタルトキハ其事實ニ因リ免除ヲ受ケ又ハ受ケントシタル保險料ノ拂込期日以後主契約及本特約ハ其效力ヲ失フ

前項ノ規定ノ適用アリタルトキハ當會社ハ保險契約者ニ對シ當會社ノ了知セル最後ノ住所ニ宛テ遲滯ナク其旨ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ニ依リ主契約ガ其效力ヲ失ヒタル日以後ニ於テ保險契約者ノ拂込ミタル主契約又ハ本特約ノ保險料アルトキハ之ヲ拂戻スベシ

免責事由 癈疾ガ左ノ原因ヨリ發生セルトキハ當會社ハ保險料拂込免除ノ責ニ任ゼズ

一 被保險者ノ職業ノ變更又ハ旅行其他ノ行爲ニ因リテ著シク增加シタル危險ニ因ル傷害又ハ疾病 但當會社ガ該危險增加ノ通知ヲ受ケタルモ本特約ヲ一箇月內ニ解除セザリシトキ又ハ最初ノ特約保險料ヲ拂込ミタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ニ於テ癈疾トナリタルトキハ此限ニアラズ

二 戰爭其他ノ變亂ニ因ル傷害又ハ疾病

三 故意ニ自身ニ加ヘタル傷害又ハ疾病 但精神病ニ因ル場合ハ此限ニアラズ

四 保險契約者被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ノ爲シ又ハ誘致シタル違法行爲ニ因ル傷害又ハ疾病

無效 左ノ場合ニ於テハ本特約ハ其效力ヲ失フ

一 主契約ガ消滅シタルトキ

二 主契約ノ保險料ガ拂込濟トナリシトキ

三 被保險者ノ保險年齡六十一歲ニ達スル日以前ニ第三條（癈疾ノ請求）ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サザリシトキ

解約 保險契約者ハ何時ニテモ將來ニ向テ本特約ヲ解除スルコトヲ得 但本特約ニ對スル保險料拂込終期前ノ五年間ニ於テハ主契約ト共ニスルニアラザレハ之ヲ解除スルコトヲ得ズ

第十條（免責事由）第一號及第二號ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ適用セズ

第一項但書ニ定メタル期間內ニ主契約ニ對スル保險料ノミヲ拂込ミタルトキハ普通保險約款第五條第二項（保險料自働貸付）ニ定ムル方法ニ依リ主契約ノ返還金額ヲ以テ貸付ヲ爲シ本特約保險料ニ充當ス

主契約ノ保險金額ガ減少サレタル場合ニハ本特約モ亦爾後當該部分ニ付キ解除サレタルモノト看做ス

第一項ノ解除ノ場合ニ於テハ保險證券ヲ當會社ノ本社ニ提出シテ其旨ノ記入ヲ受クヘシ

復　活　本特約ニ對スル保險料ヲ拂込マザルコトニ因リ其效力ヲ失ヒタル後本特約ノ復活ヲ請求スルトキハ主契約ガ有效ニ繼續中ナルカ又ハ主契約ト同時ニ復活スル場合ニ限リ普通保險約款第六條（契約ノ復活）ノ規定ヲ準用シテ其請求ニ應ズルコトアルベシ　但主契約ト同時ニ復活スル場合ノ外診査費用ハ保險契約者ノ負擔トス

年齡ノ錯誤　被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタルトキハ普通保險約款第二十六條（年齡ノ錯誤）ノ規定ヲ準用ス　但同條第三號但書ノ場合ニ於テハ本特約ニ對スル保險料不足額ニ一年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ之ヲ保險金額ヨリ控除スベシ

回復後ノ癈疾　本特約ハ癈疾ノ息ミタル後再ビ癈疾トナリタル場合ニモ之ヲ適用ス

主契約ノ條件　本特約ニ依リ保險料ノ拂込ヲ免除セル場合ト雖モ主契約ノ社員配當金、解約返還金額、責任準備金又ハ保險金額ハ引續キ保險料ノ拂込アリタル場合ト同額トス

本特約ニ依リ免除セラレタル保險料ハ當會社ノ支拂フベキ金額ヨリ之ヲ控除セラルルコトナシ

解約又ハ解除ノ返還金　本特約ニ對シテハ解約返還金額又ハ責任準備金ノ支拂ヲ爲サズ

契約者配當　本特約保險料ハ剩餘金ノ分配ノ標準トナルヘキ保險料ニ算入セズ

其他ノ條項　普通保險約款第一條（責任ノ開始）、第四條（猶豫期間）、第五條第一項及第三項（失效及び保險料自働貸付）、第十四條（猶豫期間中ノ死亡）、第十六條乃至第十八條（契約ノ無效及び解除）、第二十條（旅行及職業條項）、第二十五條（年齡ノ錯誤）及第二十八條（變更）ノ規定ハ之ヲ本特約ニ準用ス

保險金倍額支拂特約

保險金倍額支拂の意味　被保險者の死亡が事故による場合に保險金の倍額を支拂ふ規定を保險金倍額支拂條項といふのでありますが、我國では一會社のみが、このやうな特典を販賣して居ります。このやうな特典は殆どこれを正當づける理由が無いので、外國に於ても常に訴訟と不滿が絶えず、會社と契約者との間に幾多の摩擦を引き起す原因となつて居るのであります。このやうな特約を實施する會社の倍額支拂約款を見ますと「會社は被保險者の死亡が左記の事故に基き、且斯る事故のみが直接原因となり、被害の日より六十日以内に死亡したる場合」に「元保險契約の

保険金支拂と同時に元保険金（利益配當による增額保険金を含まず）と同額を」支拂ふといふのであります。この場合の死亡の原因となつた事故として（一）溺死、窒息、瓦斯中毒又は腦震盪、（二）外部よりの急激且偶發なる事故に因る傷害、但肉體の外面上に痕跡を目睹し得る傷害に限ることを規定するのであります。

一般に「事故による死亡」とは「他の總ての原因とは無關係に、外部的な且急激なる不慮の事故によつてのみ生じた肉體的傷害による死亡、並びに斯かる傷害を受けた後、六十日以内に死亡したものとする」のであります。然し乍ら、それだけの規定では個々の場合に於て尙ほ幾多の疑義を生むので、會社は更に「被保険者の死亡が前條に定むる事故に基く場合と雖も左の場合に於ては會社は保険金倍額支拂の責に任ぜざるものとす」となし、このやうな除外規定として（一）意識的たると無意識的たるとを問はず、總て劇毒藥に因る死亡の場合、（二）精神異常の有無に拘らず自殺に因る死亡の場合、（三）航空機及潛水艦艇搭乘中に於ける災害に因る死亡の場合、（四）直接たると間接たるとを問はず地震に因る死亡の場合、（五）戰爭其他の變亂に因る死亡の場合、（六）普通保険約款に基き、會社が元保険契約を解除するか又は元保険金の支拂の責に任ぜざる場合の六を擧げるのであります。

斯くして倍額支拂條項は、倍額支拂を必要とする多くの場合を除外したのであります。

約款によると瓦斯中毒は除外されないのでありますが、それが自殺でなかつたか否かを證明することは殆ど不可能であります。溺死に就ても同樣であります。心臟または脊髓に病氣を持つて居るものが、自動車その他の事故で外傷を受けて、それが原因で六十日以内に死亡した場合に、その被保険者が「斯かる事故のみが直接原因となつて死亡」したものか否かを誰も決めることは出來ないのであります。屋上から飛び降りて自殺したものと、ラヂオのアンテナを修理して居つて誤つて墜落死亡したものとは殆どこれを判斷することが出來ないのであります。汽車に轢かれて死んだ者が必ずしも自殺ではなく、酒に醉つて夜、汽車の線路を涉る者が汽車に觸れることもあるのです。このやうな事故による死亡は常に會社と被保険者との間に

摩擦と紛爭の種を播くのであります。

會社は更に特定の職業を倍額支拂特約を受付けない職業と規定し、このやうな職業の中に「力士、航空業者、潛水艦乘組員、潛水業者、藝娼妓、酌婦、紡績女工、消防夫、巡査、鐵道連結手、驛員、電氣工夫、船舶乘組員、運轉手、屋根職、漁夫」等を入れて居るのでありますが、このやうな除外によつて更に保險金倍額支拂の意味が單に思ひつき以上のものでなく、何等の正當なる存在理由を持たぬことを明かにすることが出來るのであります。

事故死亡率及保險料　このやうな事故による死亡率は年齡と共に增加するので、倍額支拂特約では六十歲以上の危險を負擔しないのであります。今、米國內で經驗せられた事故死亡率を表示すると左の如くであります。

年齡	對千死亡率	年齡	對千死亡率
一五	〇・九	四五	〇・七
二〇	〇・八	五〇	〇・九
二五	〇・六	五五	一・二
三〇	〇・四	六〇	一・四
三五	〇・五	六五	一・七
四〇	〇・六	七〇	二・一

保險料は我國の倍額特約實施會社の例で見ますと、契約年齡二十歲から五十歲に到るまで、各種類を通じて保險料全期拂込の場合は、保險金一千圓に就て一率に年拂營業保險料一圓と規定するのであります。このやうな保險料は五十歲以下の低年齡者の場合は割高となり、五十歲以上に對しては割安となりますので、外國の諸會社では一般に遞增する保險料率を採用して居るのであります。

第十一章　決算報告書

決算報告書の概要　生命保險會社は毎年一回一定の時期にその帳簿を閉鎖し、總會が終つた後で、一定樣式の決算報告書を主務大臣に提出すべきことが保險業法に定められて居るのであります。保險業法第八十二條が規定するこのやうな書類とは（一）財產目錄、（二）貸借對照表、（三）事業報告書、（四）損益計算書、（五）基金の償却、基金利息の支拂、準備金及利益又は剩餘金の配當に關する決議であります。

然して現に生命保險會社を監督する主務大臣は大藏大臣であります。生命保險事業は明治三十三年舊保險業法が公布されて以來久しく農商務大臣が、その後昭和二年農林商工兩省の分離以來商工大臣がこれを監督して來たのでありますが、昭和十七年商工省監理局を大藏省に委管して以來、全面的に大藏大臣の監督下に置かれるに

到つたのであります。大藏省が保險事業を監督するやうになつたのは、主として資金關係によります。從來は生命保險資金といふものは銀行、信託事業に較べると甚しく僅少であつて、その運用が特に重大な問題とはならなかつたのでありますが、近年に到つて生命保險事業が著しく發達し、契約高は昭和十六年度末で三百六十億を越え、保有資產も六十億を前後するやうになつて、これが運用の如何は戰時下の財政政策に大きな影響をもたらすことにもなつて來たので、ここに全國の金融機構を一元下に統合集中すべく、大藏大臣の監督下に入れられたものであります。

生命保險會社が主務大臣に提出すべき書類のうちで財產目錄は、貸借對照表の主要なる課目を更に詳細に明示したもので、保險監督上重要なものでありますが、順序としてここでは先に貸借對照表に就て說明するのであります。更に事業報告書はその年度中の主要なる事實の報告であつて、一ヶ年の事業の狀態を知ることの出來るものであります。これには多數の統計表が添へられて居るのでありますが、このやうな保險統計は會社の業務を詳細に物語るのであります。損益計算書は年度中の

収入支出の狀況を示すものであり、更に(五)はその年度の利益又は剩餘金の處分方法の決議書であります。

貸借對照表　貸借對照表はその年度末に於ける會社の經理を明かにするものであります。生命保險會社の決算期日は概して十二月三十一日として居るのでありますが、その他の日を期末とする會社もあります。保險業法は特にこのやうな期日を決めては居らぬのであります。次の頁に掲げるものは保險業法施行規則第二十四條が規定する貸借對照表の雛形であります。

生命保險會社の資産は、その大部分が契約者から受入れた保險料を積立てたものであり、少額の株主財産をも含んで居るのでありますが、このやうな負債が如何に運用されて居るかといふことを示すものが借方即ち資産の内譯であります。しかも資産の原因をなすものは言ふまでもなく負債であります。

負債勘定　そこで先づ貸方即ち負債は如何なるものを記帳するかと言ふのでありますが、このやうな貸借對照表の貸方として掲げられるものは(一)保險契約準備金

年度末　年　月　日貸借對照表

借方	金額	貸方	金額
現金及預金		保險契約準備金	
現金		支拂備金	
郵便振替貯金		責任準備金	
銀行預金		特別危險準備金	
金錢信託		保險契約利益配當準備金	
有價證券		保險業法第八十六條準備金	
國債		未拂金	
地方債		代理店借	
社債		未經過利息	
株式		假受金	
外國有價證券		預り保證金	
信託有價證券		預り保證有價證券	
貸付金			
保險契約ニ依ル貸付		資本金	
有價證券擔保貸付		諸準備金及積立金	
不動産抵當貸付		法定準備金	
財團抵當貸付		基金積立金	
船舶抵當貸付			
公共團體貸付			
不動産及動産		前年度繰越利益金	
土地		當年度純益金	
建物			
什器其ノ他			
未收保險料			
代理店貸			
再保險貸			
假拂金			
保管有價證券			
未拂込資本金			
合計		合計	

(二)未拂金、代理店借、再保險借、未經過利息、假受金、(三)預り保證金、社員積立金、預り保證有價證券、恩給基金、(四)資本金、諸準備金及積立金、(五)前年度繰越利益金、(六)當年度純益金とせられるのであります。

この內で特に重要なるものは保險契約準備金で、これが負債の大部分、凡そ九割以上を占めて居るのであります。その內譯は(イ)支拂備金、(ロ)責任準備金、(ハ)特別危險準備金、(ニ)保險契約利益配當準備金及び保險業第八十六條準備金で責任準備金は被保險者の爲に積立てられた將來に於ける保險金支拂の資源であります。支拂備金は既に支拂が決定して、未だ支拂手續の完了しない保險金、返戻金または利益配當金の年末に於ける殘高であります。このやうな金額は一定はしないので、多いときもあり、少いときもありますが、概して責任準備金の五パアセント前後と見られます。特別危險準備金は戰爭その他の理由による死亡超過に備へる爲に特別に積立てた安全積立金でありますが、その金額はあまり大きなものではありません。このやうな積立金を特別に積立てることをせず、責任準備金の積立方法によつて將來の變動に備へて居る會社もあります。利益配當準備金は言ふまでもなく、契約者に對する將來の利益配當準備金であつて、毎年の剩餘金から計上されるものを積立てたのであります。今日の生命保險會社は何れも契約者に對する利益配當を約束し、毎年または五年目毎に、乃至は滿期時に一定の配當金を分配するので、配當準備金も相當の金額に上り、責任準備備金の一割五分乃至二割に達するものもあります。保險業法第八十六條による準備金といふものは、財產の評價又は賣却益が評價損又は賣却損を超過したときに、その差額を準備金として積立てるのであります。このやうな規定が設けられた爲に生命保險會社は將來自由に評價益又は賣却益を利益に計上することが出來なくなつたのであります。保險業法は更にこのやうな準備金が「缺損の補塡又は財產評價損若くは賣却損が評價益または賣却益を越ゆる場合にのみ、その差額の補塡に充てる」爲に使用し得ることを規定するのであります。これらの保險契約準備金と稱せられるものに就ては、それぞれ別に事業報告書の附屬表として詳細なる數字が添附されることになつて居るので、一定の計算によつて

年度中の變化または積立額の移動をも知ることが出來るのであります。(二)に屬するものは取引關係からの負債で未だ處理せられざるものであります。(三)は主として職員よりの預り金其他で、これは職員關係の負債、(四)は株主負債で資本金、法定準備金、特別積立金の如きものであります。保險資産のうちで明かに株主側に屬するものとしてはこれだけであります。この内には職員慰勞扶助資金といふやうなものも含まれて居りますが、これを職員關係の負債とせず、株主負債としたのは、職員に對する慰勞金のやうなものは、よし特別に積立金があつても、或る年度に於ける慰勞金の支拂が右の積立金を超過するやうな場合は、更に株主財産から支出すべきであり、このやうな積立にかかはらず株主の負擔たるべき性質のものと見て、ここに加へたのであります。相互會社に於ても同樣の見解をとつて會社負債に加へて居るのでありますが、相互會社本來の性質からすれば、契約者負債と會社負債とはもとより別のものではないのであつて、これを區別した理由は蓄積の目的を明かにしたものであります。但、恩給基金は職員關係の負債の中に加へるのでありますが、これは既に一定計算法によつて職員恩給基金として積立てられたものであるからです。(五)は前年度よりの繰越利益、(六)は當年度純益金でありますが、相互會社では毎年剩餘金の全額を處分するので繰越利益と稱するものはありません。更に株式會社と相互會社とでは利益の計上の仕方が違ふのです。相互會社はその年度の利益の全部を剩餘金として一應年度末に計上するのでありますが、株式會社では剩餘金のうち契約者配當として處分すべきものは決算の中途で利益配當準備金に繰入れ、その他の殘額を利益金として計上するのであります。其處で同樣に利益金と言つても株式會社と相互會社とでは著しく金額が違ふのであります。このやうな場合に兩者の利益を比較するには、決算の以前に處分せられた利益の全部を合計したものに據らなしてはならぬのです。更に株式會社のうちにも、相互會社に做つて剩餘金計算をなす會社もあり、一樣ではないのでありますが、保險業法ではこのやうな事實に就ては特別に規定して居らぬのであります。

資産勘定　以上が負債の内容でありますが、これが運用狀態を示すものが借方卽

ち資産であります。このやうな對照表に借方として掲げられるものは(一)現金及預金、(二)有價證券、(三)貸付金、(四)不動産及動産、(五)未收保險料、代理店貸、再保險貸、假拂金、供託金、保管有價證券、建築工事費、未拂込資本金等であります。

この內で主要なる投資は有價證券、貸付金、不動産及び預金であります。生命保險會社が有價證券として保存するものは國債、地方債、社債及び株式でありますが、別に若干の外國有價證券を持つて居ります。信託有價證券は主として內國債で信託會社に信託するもの、外國有價證券は概して滿洲國の國債及び滿洲國內に本社を有する會社の株式であります。

貸付金は有價證券を擔保とするもの、不動産または財團、船舶を抵當とするもの等があり、公共團體への貸付は無擔保であります。保險約款に依る貸付とは保險證券を擔保とする契約者への貸付又は保險料振替貸付であります。不動産は主として會社の營業用土地建物。預金として掲げられるものは振替貯金、銀行預金、金錢信託でありますが、何れも利廻が低いので、生命保險會社が預金に投ずる金額は資産の一割前後に過ぎず、一流會社では五分前後に止まるところもあります。

一般にこのやうな課目を活動資産といふのでありますが、保險資産は更に若干の不活動資産を持つて居ります。未收保險料、代理店貸、假拂金、未拂込株金といふやうなものであります。未收保險料は有效契約にして未だ保險料が拂込まれざるもの、いはゆる猶豫期間中にある契約に對する保險料未收勘定であります。多くの一流會社ではこのやうな未收勘定は償却して資産課目に立てないのでありますが、二三流會社ではこれを計上するのを普通とします。然も實際問題として約款に猶豫期間を認める以上は、その期間の保險料の一部が未收となるのも當然であります。一流會社が未收保險料を嫌ふのは、このやうな勘定が幽靈契約の存在を疑はしむる恐れがあるからです。生命保險會社の困難は解約失效の增大、特に多數の新規契約が失效することであります。このやうな場合、多額の失效契約を隱すために資産に保險料の未收勘定を立てて失效契約を留保するのでありますが、新契約にあせつて無理な募集を續ける會社にこのやうな事實があり、弱小會社にのみ行はれる譯ではな

いのです。代理店貸は保險料の代理店勘定であります。假拂金は外務員に對する手數料その他の假拂勘定で將來は經費として支出されるものであります。會社によつては更に供託金、預託金、建築工事費、證券買入利剩金をもこの課目に加へるのでありますが、そのやうなものは特に重要でなく、建築工事費の如きは相當の金額に上る場合もありますが、これは將來不動産課目に合併されるものです。

活動資産卽ち利息を生む資産に對する不活動資産卽ち利息を生まざる資産の對照は、總資産に對して九割强と一割弱の割合で、勘定課目に比して金額は少いのでありますが、若し不活動資産の割合が大きくなると資産利廻が低下し、利益の減少を來すに到るのであります。

資産の分布 生命保險會社の資産の何割何分が實際に運用されて居るかといふことは、重要なことでありますが、更に運用資産のうちで、何割が有價證券に投資され、何割が貸付金に運轉されるかといふことは更に重要であります。次の表は我國生命保險及徵兵保險會社の資産を、その分布に從つて對照したものであります。

資産の分布

課目＼運用割合	昭和十六年度 金額	昭和十六年度 割合	昭和十五年度 金額	昭和十五年度 割合	昭和十四年度 金額	昭和十四年度 割合
	千圓	%	千圓	%	千圓	%
預金其他	三〇一、〇一七	六	二四七、一一七	五	二三〇、一八八	九
有價證券	三、九三五、三二一	七三	三、四七六、七三七	七三	二、八六二、五二四	六五
貸付金	一、〇六三、六一四	一九	九五六、八〇三	二〇	八五四、五二七	二
不動産	一八一、二九九	三	一七六、〇二三	四	一六一、二三一	六
運用資産	五、四八一、二五一	一〇〇	四、八六〇、二七七	一〇〇	四、二八、四七〇	一〇〇
年末資産	五、八四四、八二九	—	四、四八七、二八五	—	四、〇四九、七八二	—
年末資産に對する運用割合		九三・六		九八・九三		九八・一六

これによつて見ますと昭和十六年度では、年末資産の九割四分弱を活動して居り、その分布は有價證券が七割二分、貸付金が一割九分、預金が六分弱、不動産が三分であります。保險資産の七割二分は有價證券が占めるのでありますが、この內で國

	百分比率（%）		
	昭和十六年度	同十五年度	同十四年度
預金其他			
定期	1.7	1.6	2.3
通知	1.8	1.7	1.7
當座其他	1.2	0.9	1.0
金錢信託	0.8	0.9	0.9
有價證券			
國債	24.5	21.0	17.8
地方債	1.2	2.2	2.1
社債	17.6	18.3	18.9
株式	28.5	30.0	30.7
貸付金			
不動產抵當	0.8	1.0	1.4
財團抵當	2.1	1.7	1.7
有價證券擔保	6.0	5.4	5.4
保險證券擔保	5.1	6.5	7.5
公共團體貸付	4.2	4.3	4.0
其他	1.2	0.6	0.8
不動產	3.3	3.8	3.8
合計	100.0	100.0	100.0

債と株式とは三割以上を占め、社債が二割、地方債が一割五分であります。近年保險資產に於ける國債の比率は著しい增加を示して昭和十四年度に總運用資產の一割八分であつたのが、十五年度は二割一分、十六年度には二割五分四厘となつて居ます。運用資產を各課目別に別けて、百分比で示したものが二百五十頁の例表であります。この表によりますと昭和十六年度は株式が二割八分、國債が二割五分、社債が一割八分、銀行預金は全部を加へて六分となつて居ります。過去の三年間を較べて見ると、國債の增加率が最も高くなつて居るのでありますが、戰時財政を反映するこのやうな傾向は十七、八年度に入つて更に强化せられんとして居るのであります。我國の生命保險會社は從來も概して有價證券投資に主力を注いで居つたのでありますが、これは生命保險事業の性質として堅實、換價、利廻の平準を企圖したのであります。保險資產の平均利廻は最近の調査によりますと五分を下廻つて居るのでありますが、生命保險會社の有價證券の分布が前記のやうに急激に國債に集中せられるとすれば、資產の利廻は更に低下して、四分五厘乃至四分程度に達するのも

遠き將來ではないと考へられるのであります。

法律による制限　保險業法は生命保險會社資産の運用に就て、次のやうな種類に從つて投資を限定して居ります。

一　國債、地方債、特別の法令に依つて設立した法人の債券、社債または株式の所有
二　外國の國債、地方債、社債又は株式の所有
三　以上の有價證券を擔保とする貸付
四　不動産の所有
五　不動産又は法令に依つて設立した財團を擔保とする貸付
六　公共團體に對する貸付
七　保險約款による保險證券擔保貸付
八　郵便貯金又は銀行預金
九　金錢信託又は有價證券信託

生命保險會社は以上の九項目以外の資産投資は許されて居らぬのでありますが、更に危險の分散を目的として資産が一部に集中することを制限するのであります。保險業法を見ると、保險會社がその財産を利用するには總資産（未拂込を除く）に對して(一)株式の所有は三割、(二)不動産の所有は一割、(三)同一會社の社債又は株式の所有並にこれを擔保とする貸付は一割、(四)同一人への貸付は一割、(五)同一銀行への預金又は同一信託會社への信託は一割、(六)同一物件を擔保とする貸付は五分を越えることが出來ぬのであります。且このやうな運用に當つて第三から第五までの金額は通算することになつて居ります。株式に就ては更に同一會社の株式はその會社の總株式の二割を越えて所有または、これを擔保として貸付をなすことは許されぬのであります。このやうな規定は保險會社が個人企業家の所有となつて、契約者の財産が私人の企業に利用せられることのなき爲に設けられたのでありますが、嘗て破綻した生命保險會社の大多數は、保險資産の個人的投資が原因して居つたのであります。法律は更に萬全を期する爲に、生命保險會社が金錢信託又は有價

證券信託によつてこのやうな制限から免れ得るものでないことを規定して居ります。このやうな規定は言ふまでもなく財産の保全を目的とするものでありますから、會社の意志に基かぬ經濟事情の影響によつて財産價格が變動し、前記の制限に反するに到つたやうな場合は、特にそれを改める必要は無いのであります。

均等利廻評價法　改正業法は公社債の評價に、均等利廻評價法の採用を許して居るのであります。

公社債は將來の一定期日に額面金額を支拂ひ、その期日までは一定利率の利息を支拂ふことを約束するのであります。利息は一般に半年毎に支拂はれるのでありますが、この場合は利札を債券に添附し、これと引替に利息を支拂ふのであります。

價格千圓、利率五分、期間十年の社債は、十年目に千圓を支拂ひ、十年間は六ヶ月毎に二十五圓を支拂ふのであります。このやうな社債を千圓で購入した場合は、購入者の利廻は五分でありますが、購入價格が千圓より高かつた場合は、購入者の利廻は五分より低くなるのであります。何故かと言ふに、記帳價格を滿期日に於て千圓とするために、利息の一部で額面超過額を償却しなくてはならぬからであります。このやうな償却を行はぬと、滿期時に資産の不足を來し、會社の投資利廻に影響するのであります。同様にして千圓以下で買入れた場合は、實際利廻は五分より高くなり、この場合は記帳價格をだんだんに增加して、滿期日までに千圓にするのであります。このやうな記帳法を均等利廻評價法と言ひます。左にその例表を掲げるのでありますが。先づ額面より高く買つた場合に就て述べるのです。

期間二年、利率五分、額面千圓の社債を千十九圓四錢で買入れたとします。この社債を千圓で買入れたとすれば買入利廻は半年拂の五分でありますが、買入價格が千圓以上でありますから實際利廻は五分以下となり、この場合は丁度四分であります。言ひ更へるとこの會社は四分の利息で千十九圓四錢を投資したことになるのであります。この投資によつて六ヶ月毎に二十五圓を受取り、二年後に千圓を受取るのでありますが、このやうな受取總額を四分で割引した現價は千十九圓四錢であります。その記帳法を表示したのが左表であります。

半年期	記帳價格（半年期に於ける）	利息（半年期毎に支拂はれる）	六ヶ月の利息四分（半年始の記帳價格に對し）	超過利息（賦拂償還額）	記帳價格（半年期末に於ける）
一	一、〇一九・〇四圓	二五・〇〇圓	二〇・二八圓	四・六二圓	一、〇一四・四一圓
二	一、〇一四・四一	二五・〇〇	二〇・二九	四・七一	一、〇〇九・七一
三	一、〇〇九・七一	二五・〇〇	二〇・一九	四・八一	一、〇〇四・九〇
四	一、〇〇四・九〇	二五・〇〇	二〇・一〇	四・九〇	一、〇〇〇・〇〇

この社債の購入價格千十九圓四錢が投資の日に記帳價格として記入されます。六ヶ月後に二十五圓の利札が支拂はれますが、四分の投資利息は二十圓三十八錢でありますから、その差額四圓六十二錢は元金の償却に充てるのであります。從つて六ヶ月後の記帳價格は四圓六十二錢を減じて千十四圓四十二錢となります。このやうにして六ヶ月毎に超過利息が記帳價格を償却して二年目の期末の記帳價格は千圓となるのであります。

次に社債が額面よりも安く購入された場合の均等利廻評價法の計算順序を例示するのでありますが、ここでは記帳價格は次第に增加して滿期日に額面價格と等しくなるのであります。

今、額面千圓、利率四分、期間二年の社債を九百八十一圓十九錢で買入れたとします。この社債の買入價格が千圓であつたとすれば、投資利廻は四分でありますが、買入價格が千圓より安いので利廻は四分以上となり、この場合の實際利廻は六分で

半期間	記帳價格（半年期始に於ける）	利息（利札による）	六ヶ月の利息五分（記帳價格に對する）	記帳價格に對する期末の追加（割引增殖）	記帳價格（半年期末に於ける）
一	九八一・一九圓	二〇・〇〇圓	二四・五三圓	四・五三圓	九八五・七二圓
二	九八五・七二	二〇・〇〇	二四・六四	四・六四	九九〇・三六
三	九九〇・三六	二〇・〇〇	二四・七六	四・七六	九九五・一二
四	九九五・一二	二〇・〇〇	二四・八八	四・八八	一、〇〇〇・〇〇

あります。このやうな投資をした場合の均等利廻評價法による記帳例を右に例示するのであります。

前の場合と同樣に、この社債に支拂はれた金額九百八十一圓十九錢は、買入れの日に記帳價格として記されます。最初に支拂はれる利札二十圓は、その六ヶ月間の投資金額に對する所要の利息五分卽ち二十四圓五十三錢を賄ふには四圓五十三錢を不足するのであります。このやうな差額四圓五十三錢は社債の記帳價格を增額して充當するのであります。從つて六ヶ月後の記帳價格は九百八十五圓七十二錢となるのです。このやうな方法が社債の滿期日まで行はれると、滿期日の記帳價格は千圓となるのであります。この場合の期末記帳價格が、この社債の每期の均等利廻評價價格であります。このやうな評價法に於ては、公社債の市場價格とは全然關係なく、每期の支拂利息と滿期の受取金額、記帳價格に對する均等利廻及び期間が唯一の要素をなすのであります。

損益計算書　損益計算書は保險年度中の收入支出及び利益の狀態を明示するものであります。次の例表は保險業法施行規則が規定する損益計算書の雛形であります。生命保險事業の收入の主要部分を占むるものは(一)收入保險料と(二)利息及配當金收入であり、更に(三)財產の評價益、賣却益、償還益等があります。保險料は契約者から拂込まれるもの、配當利息は所有財產卽ち有價證券、貸付金、不動產等より入るものであります。別に僅少の雜收入。これだけが年度收入でありますが、生命保險會社の損益計算書は更に前年度繰越金として支拂備金、責任準備金、特別危險準備金、保險契約利益配當準備金を利益に立てるのであります。このやうな繰越收入は單なる素通り勘定でありますが、實際はこれに當年度の責任準備金繰入、利益配當準備金繰入額等を收入し、保險金、返戻金、その他の支拂による金額を支出したものを次年度に繰越すのであります。從つて繰越額と支拂額によつて當年度の責任準備金その他の繰入額を概算することが出來るのでありますが、支拂備金の內譯が明示されぬので、損益計算書のみでは確定した金額は出て來ないのであります。

損益計算の支出の大宗をなすものは(一)保險金、返戻金、(二)利益配當金、(三)

損益計算書

損失	金額	利益	金額
保険金		保険料	
解約返戻金		再保険収入	
其ノ他ノ返戻金		利息及配當金收入	
保険契約利益配當金		財産賣却益	
再保険料		財産評價益	
事業費		保険業法第八十六條準備金ヨリ戻入	
税金		有價證券償還益	
支拂利息		雜收入	
財産賣却損			
財産評價損		前年度繰越金	
保険業法第八十六條準備金ニ繰入		支拂備金	
有價證券償還損		責任準備金	
財産減價償却及壞損		特別危険準備金	
補損		保険契約利益配當準備金	
雜支出			
次年度繰越準備金			
支拂備金			
責任準備金			
特別危険準備金			
保険契約利益配當準備金			
計		計	
當年度純益金		當年度純益金	
當年度利益金		前年度繰越利益	

事業費及税金、(四)財産賣却又は評價損であり、次年度繰越金が收入の場合と同様に計上されます。實際は繰越額の收入と支出の中途に於て、(五)責任準備金繰入額と(六)保険契約者利益配當準備金繰入額が見失はれて居るのですが、これらの金額は損益計算に於ける主要なる勘定をなすものであります。保険金、解約返戻金、利益配當金等は契約者に支拂はれ、事業費は外務員手當、醫師報酬、代理店手數料、俸給、事務費その他の經常又は臨時費であります。ここで保険業法八十六條準備金への繰入額があり、收入欄に戻入額がありますが、これによつて評價又は賣却損益を調整するのであります。損失と利益の差額が當年度利益でありますが、新定損益計算書では、繰越利益金を區別します。生命保険會社の損益計算書は、舊保険業法規則では雜然として利益を混同して居つたのでありますが、この點は新定業法規則によつて改められました。

生命保険會社の損益計算を明かにする爲には以上の計數を少しく簡略にし、多少の補正を加へる必要があるのです。これを例示すると次の通りであります。

收入

	千圓
保險料	一、一五〇、三九二
利益及配當	二一三、二九五
財產賣却、評價、償還益	二九、一一四
其他	三、五三七
合計	一、三九六、三三八

支出

保險金、返戻金	三一〇、五一七
保險契約利益配當金	八六、六六三
事業費及稅金	二四九、九〇八
財產賣却、評價、償還損	四五、三二九
契約者配當準備金繰入	一五六、四六〇
責任準備金繰入	五一〇、〇五三
其他	六、一四五
合計	一、三七五、〇八五
利益金	二一、二五三

ここに例示した計數は昭和十六年度生保二十三社を綜合したものであります。この場合、契約者配當準備金繰入額を支出勘定に立てず、これを利益金に加へて決算後に繰入處分することもあり、相互會社がこのやうな決算を行ふのであります。

損益計算に於ける收入支出の差額が利益（剩餘）金であります。その處分は

法定準備金	
株主配當金	
役員賞與金	
次年度繰越利益金	

とし、更に契約者配當準備金繰入額を計上する場合があります。

資產內容の明細　生命保險會社が決算報告書に掲げる計算書は貸借對照表、損益計算書、財產目錄の外に貸借對照表中の各課目の明細書があります。これを資產に

就て言へば(一)銀行預金明細表、(二)金錢信託明細表、(三)有價證券明細表、(四)信託有價證券明細表、(五)貸付金明細表、(六)不動產明細表があり、負債に就ては(一)支拂備金明細表、(二)保險料積立金明細表、(三)未經過保險料明細表、(四)保險契約利益配當準備金明細表、(五)未經過利息明細表、(六)假受金明細表であります。更に損益計算書の課目に就ては(一)事業費明細表、(二)利息及配當收入明細表(三)稅金明細表、(四)財產減價償却及塡補損明細表、(五)雜收入明細表があります。このやうな明細表は法律の規定により、主務大臣に提出すべき書類であります。

銀行預金明細表は預金銀行名、金額、年利率、期限等を各口に就て記入し、金錢信託明細表は信託會社名、信託の種類卽ち特定または指定の別の他に、年利益率、償還期限及方法等を、有價證券明細表は有價證券の銘柄、債權額面又は株數、一株の金額、拂込額、年利率又は配當率、記帳價額、年利廻を、信託有價證券明細表は信託會社名、有價證券の銘柄、信託の種類(運用信託その他)、記帳單價、記帳價額、期限等を記入。この場合年利率又は年利廻は稅額その他の費用を控除しないものを、配當率は會社の事業年度內で受けた最終の配當を記すのであります。

更に貸付金は一口五萬圓以上のものについて、借主の氏名又は證書番號、金額、年利率、償還期限及方法又は、擔保を記入し、擔保が不動產の場合はその所在地、種類、面積又は建坪、抵當權の順位、見積價格を、有價證券のときは銘柄、額面又は拂込額、數量、見積價格を、財團のときは種類、所有者の氏名、抵當權の順位、見積價格を記載し、契約者に對する貸付の場合は擔保貸付と保險料振替貸付を別ち、その口數、總額、利率に就て記入するのであります。不動產明細表に就てはその所在と種類、用法、構造、面積又は建坪、價額、年收益(租稅又は諸費用を控除せず)租稅及諸費用の概算を記載します。この場合不動產を業務用に使用するときは、これを賃貸したときの收益を、その算出方法と共に記入するのであります。

支拂備金明細表は保險金、解約返戻金、契約者配當準備金別に年始現在、支拂額、積立を廢したる額、新規積立、年末現在金額を記入します。一般に責任準備金とは保險料積立金と未經過保險料を加へたものであります。そこで保險料積立金明細表

では各保險種類別に計算の基礎（死亡表の名稱、利率）年始現在、新契約、復活、利益配當、種類變更その他に依る增加、死亡滿期、減額、解約、失效、種類變更その他に依る減少、年末現在等に對する年始に於ける金額を記入するのであります。未經過保險料は當年度の收入保險料で保險年度と決算年度とが喰ひ違つて、當年度分として處分しなかつた保險料の未經過部分であります。このやうな保險料は各種類に就て前年度以前の分、當年度分（一時拂、年拂、半年拂、三月拂、月拂、未收計上分に區別し）前納制度に依る分、前納制度に依らざる翌年度分及び合計額に就て明細を記入するのであります。

契約者配當準備金明細表では各保險種類別に、前年度末現在・前年度利益金より繰入、特殊の損益計算による繰入、利息その他の增加、配當金支拂による減少・當年度末現在に就て、その金額を記入するのであります。

更に損益計算課目に於ては事業費明細表があり、外務員經費・醫務經費、集金經費、その他の經費を記入せしめ、利息及配當收益明細表は預金利息、金錢信託利益、

公債及社債利息、株主配當金、信託有價證券利益、貸付金利息、不動產收益等に就て、その金額、平均投資額、年利廻等の明細を記入するのであります。

事業報告書　生命保險會社の事業報告書に記載すべき事項は（一）事業の概況、（二）定款の變更、（三）事業方法書の變更、（四）普通保險約款の變更、（五）保險料及責任準備金算出方法書の變更、（六）財產利用方法書の變更、（七）總會招集の年月日通知及び決議事項の要領、（八）社員總會に代るべき機關の組織に關する事項、（九）支店又は出張所の異動及び現在の所在、（十）代理店の異動と現在數、（十一）株主の異動、現在株主の氏名、（十二）社員の增減及現在數、（十三）基金醵出者の異動、氏名及び醵出額、（十四）利益又は剩餘金の契約者に對する分配に關する事項、（十五）事業成績、（十六）其他の重要事項であります。

この內で第十五項の事業成績に就ては事業成績表其他の九個の統計表を記載することになつて居ます。

事業成績一覽表は生命保險會社の契約成績の明細を示すものであります。次表は

昭和十六年度生命保險二十三社の事業成績を表示したものであります。

	死亡保險	生存保險	合計
	千圓	千圓	千圓
年始現在	二五、五一〇、四二五	九、一六四	二五、六一八、五八九
新契約	六、六一八、三一九	二一〇、八二一	六、六九九、二一〇
其他ノ增加	三一八、三三四	三三四、一三三	七〇三、四五七
保險金支拂ノ事由發生シタル契約	三〇三、五八三	二、八一五	三〇六、三九九
其他ノ減少	一、四三四、九八七	八、五三八	一、四四三、五二五
年末現在	三〇、八三八、五六八	四三一、七六四	三一、二七〇、三三二
純增加	五、三八一、一四三	三三三、六〇〇	五、六五一、七四二

事業成績表が表示するものは年始の契約高、當年度中の新契約、復活其他による增加、死亡、滿期、解約失效其他による減少、年末の現在契約及び當年度中の純增加卽ち年末及年始契約の差額であります。

右表によると我國の生命保險事業は昭和十六年度中に六十六億九千九百萬圓の新契約を獲り、死亡滿期が三億六百四十萬圓、解約失效が十四億四千四百萬圓で年末現在契約は三百十二億七千萬圓、當年度中の純增加は五十六億五千二百萬圓であります。

事業成績一覽表中の各種類に就て更に詳細なる異動を示したものが死亡（又は生存、徵兵）保險契約種類別統計表であります。このやうな統計表に表示される事項は年始現在、新契約、復活、利益配當による增加、種類變更による增加、其他の增加、死亡、滿期、保險金額の減少、解約、失效、種類變更による減少、其他の減少及年末現在であります。以上の兩表によつて契約狀況の詳細を知ることが出來るのでありますが、更に保險金額別統計表と保險契約地方別統計表があります。

保險金額別統計表は五百圓未滿、五百圓以上千圓、二千圓、三千圓、五千圓、一萬圓、二萬圓、三萬圓、五萬圓以上に就て、年始現在、新契約、死亡、滿期、解約失效、年末現在の件數及金額を各別に明示します。

地方別統計表は契約者の府縣別に年始、新契約、死亡、滿期、解約失效、年末契約件數及金額を記入したものであります。このやうな統計表によつて、契約の金額

別又は地方所在別の分布狀態を知ることが出來るのであります。

更に新定業法規則によつて保險契約年度別統計表が示されます。右の表は各契約の契約年度別に、年始現在、死亡、滿期、解約失效、復活、年末現在を記したものであります。

被保險者生年別死亡統計表はその會社の死亡成績を現はすもので、被保險者の死亡を被保險者の生年別に示し、更に經過契約と死亡率を件數及び金額に就て男女別に記載したものであります。

被保險者の死亡を死因別年齡別に表示するものが死亡保險男（女）被保險者年齡別死因統計表であります。十歲以上、二十歲以上、三十歲以上、と十歲置きに八十歲以上までの死亡團體に就て、死亡原因を件數及金額別に示したもので、腸チブス、發疹チブス、猩紅熱、ヂフテリア、流行性感冒、赤痢及疫痢、コレラ、ヴヰタミン缺乏症、腦出血、腦栓塞及腦血栓、氣管支炎、肺炎等八十六種の疾病其他の死因に就て記載したものであります。死因別年齡統計は特に重要であつて、生命保險事業に於ける診査の效果を考察する材料とせられるのみならず、國民保健上に關する有益なる知識を提供するのであります。

このやうな各種の統計が作製されて常に正しい自己判斷の資料を提供して居りますので、今日の生命保險事業は更に著しい發達を遂げつつあるのであります。

第十二章　業務組織

生命保險會社の業務組織は內勤事務と外勤事務とに分つことが出來ます。會社の內勤と外勤とを合せた全體の統轄監理は本社に於て行ふのでありますが、新契約の募集、保險金の支拂、保險料の受入れその他の營業に關する各種の事務は地方の支店、出張所又は代理店が遂行するのであります。或る會社では地方機關は新契約の募集のみを行ひ、其他の業務はすべて本社に於て處理する場合がありますが、このやうな組織に就ては、會社によつて可成りの相違があります。

取締役の任務　株式會社の機關は商法によつて定められ、株主總會、取締役及び監査役がそれぞれの權限を有つて居るのでありますが、會社を代表し業務の執行をなすものは取締役で、これが會社の常任機關として會社の支配權を保持するのであ

ります。株主總會は會社の意志を決定する最高機關でありますが、これは業務を執行する機關ではありません。監査役は會社の業務を監督する常任役員であります。改正保險業法は更に保險計理人の選任を命じ、その職務を規定して「保險會社は命令の定むるところにより保險計理人を選任し、保險數理に關する事項を擔當せしむることを要す」となして居ります。保險計理人は特別の規定が無いので、會社の役員ではありませんが、會社の業務を擔當するので取締役がこれを兼任する場合があります。

相互會社の機關に就ては保險業法が社員總會、社員總會に代るべき意志表示機關、取締役及び監査役を規定して居ります。社員總會は株主總會に相當するものでありますが、相互會社の社員は數十萬にも達する場合があるので、實際上の必要から定款によつて、社員總會に代るべき機關を設けるのであります。このやうな代表機關が社員總代會で、社員によつて選擧せられ、更に社員總代が取締役及監査役を選任するのであります。相互會社の取締役及び監査役の任務は株式會社に於けるも

のと同様であります。

業務の分擔　取締役のうちで常務役員を選任し、業務の分擔をなす場合がありますが、このやうな選任は法律によるものではありません。保險會社の業務は多數の使用人又は代理人が分掌し、各般に亙つて複雜なる智識と經驗とを要するのでありますが、いまこれを大別すると業務、財務、現業、數理、醫務及び監査に分ち、更にその下に多數の課を所屬するのであります。業務部は新契約の募集及び整理、計畫、宣傳、調査等の總轄的業務を分擔し、秘書、文書の如きもこれに屬するのであります。財務部は資産の運用に關する全般的の業務、會計事務、不動産の管理及び用度等を掌り、現業部に於ては契約の締結、整理、保險料の徴集事務、保險金の支拂、契約者への貸付等の實際上の業務を主とし、數理部は保險料の計算・積立金の算出等の統計事務を、醫務部は被保險者の診査その他を、監査部は會計業務の監査を行ふのであります。一應このやうに部門を分け、事務の分掌は決つて居るのでありますが、各部局の間には更に相互の聯絡と交流が行はれて完全なる業務が遂行されるのであります。例へば現業部によつて保險料の徴收又は保險金の支拂事務が行はれるのでありますが、實際に金錢の出納を掌るものは會計課であります。このやうな業務の分擔狀況は會社の大小によつて著しく相違するのでありますが、要するに外勤事務と内勤事務に大別し、内勤事務は更に現業事務と非現業事務に分つ點に於て何れも共通の性質を持つのであります。

本社の組織

業務部　業務部は新契約募集に關する内外の業務を總括し、業務課、文書課及經理課等の各課を所屬します。業務課は新契約の募集計畫を立て、外務職員を採用し、これが進退、登錄並びにその監督をなし、更に外務職員の假拂または俸給支給に關する業務を擔當します。文書課は事業の宣傳、新聞廣告、外務員の使用する募集用印刷物の整備をなし、文書の發送または受付、女子事務員に關する人事もまたこの課の任務であります。更に經理課を設ける場合は支社又は支店の經理、募集成績等

の調査がこの課によつてなされるのであります。外務員の教育もまた業務部が擔當するのでありますが、我國の生命保險事業にあつては未だ外務職員の教育に就て完全なる設備と計畫とを有つ會社は、極めて少いと言はなくてはなりません。然し乍ら、現下の情勢は保險外野に於ても新體制が要求され、嘗てのやうに無統制な成績主義に代つて、漸く優秀なる精鋭主義と、社會正義の信念に立つ新しき外野戰線が要望されて居るのであります。

現業部　生命保險會社の新契約締結は現業部の契約課が行ひます。言ふまでもなく申込の査定は醫務部の任務でありますが、このやうな危險の選擇以外の契約事項はすべて契約課の擔當するところであります。外國の會社では醫的診査は醫長が行ふとしても申込の査定は契約課長が主宰する場合があり、我國でも點數査定を實施する一、二の會社では、申込採否の決定權は醫者にあらざる契約係が保持するのであります。新契約カードの作成や、それの保管又は整理も契約課の任務であります。現業部には別に支拂、料金、團體料金、貸付等の各課が所屬し、保險金の支拂（支拂課）保險料の收納（料金課）契約者への保險證券擔保貸付（貸付課）等の事務を擔當します。料金課はまた徴收課乃至は原簿課とも呼ばれ、徴收カードの管理、保險料簡易貸付、契約の失效、復活等に關係した總括的事務をも實施するのであります。この外に團體料金課を設ける場合は、團體特別取扱による保險料の收納はこの課が行ふのです。契約を拂濟保險、延長保險または一時拂保險に變更する場合と、解約返還金の算出やその支拂に關する事務は貸付課の任務であります。

財務部　生命保險會社に於ける資産の運用は財務課が行ひます。詳しく言ふと財産運用の計畫をなし、有價證券の買入、賣却、管理に任じ、資金の貸付、保全、管理を擔任し、更に財産運用に關する全般的の調査をなすものが財務部財務課であります。財務部には更に不動産、會計、用度、保管の各課があります。不動産課は不動産の買入、その處分、管理に任ずるのでありますが、我國の生命保險會社は營業用の土地建物の外に特殊の不動産投資を行はぬので、この課の任務は主として管理にあるのです。會計課は總ての金錢の出納と資産の保管、簿記、稅務を擔當します。

從つて保險料、銀行預金の利子、有價證券の配當金等はこの課が收納し、このやうな證券、公債等を保管し、帳簿の記入と稅金の支拂もこの課の任ずるところであります。更に、取引銀行及び信託會社の信用調査、殘高の監視、決算の爲の書類の作製もこの課が行ひます。用度課は用度品の購入と同時に用度品の研究、物品購入先の信用調査、不用品の處分等を、保管課は購入物品又は備品の保管とその交付の外に會社の帳簿、書類、傳票等を保管します。會社に總務部のやうな總括的の部局を持たぬ場合は、更に管理課と健康保險課をこの部局に所屬することがあります。管理課の任務は警備と營繕でありますが、今日では各生命保險會社が何れも大きな營業用建物を利用して居りますので、このやうな課の存在もまた必用であります。

數理部　數理部は計理人に直屬し、統計、數理の調査、研究その他の實務に從事するのです。會社の經營が安全な數理上の基礎の上に行はれて居るか否かを確認するのは計理人の任務であります。計理人は生命保險事業の基礎をなす利率及び死亡率の計算に關する特殊の專門家でありますが、その任務は更に廣く、技術上の問題の外に會社の經營に影響する各種の事項に就ても絶えず研究調査し、その結果を關係役員に報告するのであります。この部に所屬するものは統計及數理の二課であります。數理課の任務は主として保險料率の基礎計算または責任準備金、契約者配當準備金、特別危險準備金、支拂備金の算出その他の基礎的計算であります。これに對して統計課は主として、各種の事業統計、穿孔カードの作製、保險料拂込の調査、未經過保險料の計算、醫事統計の集成等の如き實際の統計事務を分擔するのであります。斯くて會社の死亡統計はこの課によつて作製されます。このやうな兩課の統計的觀察によつて保險計理人は、配當金として契約者に分配し得る金額をも決定するのであります。

醫務部　醫務部は醫長に直屬し、申込の診査決定に關する事務を擔當するのであります。外國の會社では醫的診査は醫務課の仕事でありますが、申込採否の決定は醫者に非ざる契約査定課の任務とされ、我國でもこれに倣ふ會社があります。査定の權限を醫者である醫長の獨斷に委ぬべきか否かといふことは、今日では幾多の議

論がなされて居り、既に無診査保險の計畫も行はれて居るのでありますが、そのやうな變更には自ら限度があり、直ちに贊成し難き事情もあります。簡易保險は無診査保險でありますが、これは千圓以下の小口保險であり、平均金額は一件二百圓を出でては居らぬのであります。然かも死亡經驗は小額契約では順調でありますが、少しく高額契約に就て見れば可なりの逆選擇を見せて居ります。民營保險が三千圓以下を無診査とすれば、醫師の必要は殆ど無くなりますが、病弱者がこの線に集中して逆選擇による死亡超過は急激に增高するかも知れないのです。其處に醫師と非醫師の論議が分かれるのであります。醫務部には醫務、査定、診査、研究の各課が所屬します。醫務課は社醫又は囑託醫を採用し、諸給與に關する事項を擔當します。斯くて醫者の旅費はこの課で決定し、醫師の指導、監督はこの課が實施します。診査課は被保險者の診査に關する事項を擔任し、査定課がこれを査定するのであります。言ふまでもなく、復活契約に關する査定もまたこの課の任務であります。この部に屬する研究課は醫事統計を作製し、死亡診査又はその調査を行ひ、選擇技術の研究と指導を實施するのです。社內に診療所の設けがある場合はこれに關する事項を擔當し、更に保險醫學に關する基礎的研究にもたづさはるのであります。

監査部　監査部監査課は監査役に直屬し、會計監査に關する一切の事項を擔任します。監査役は會社の總ての會計事務に就て、正當なる計理の責任を有するのであります。斯くて保險料の拂込、利息及配當收益の收入、保險金の支拂等に就て正當なる計理がなされたか否かを會計帳簿によつて檢査し、約款に準據して、契約事項が處理されて居るか否かを審査するのであります。

外野の組織

外務職員の必要　生命保險事業では勸誘することが無かつたら契約の申込は殆ど得ることが出來ないのであります。これは諸外國に於ても同樣であつて、銀行や信託會社とは性質を異にする所以であります。契約の募集に外務職員を使用する場合は、これに要する手當として多額の經費を必要としますので、往々このやうな經費

が非難の的となるのでありますが、從來の經驗では外務職員を使用しなかつた場合は概して新契約の獲得が少くて、事業の成立を危くするのであります。既に說明した樣に、生命保險事業は平均の經驗を基礎とするので、一定數以上の契約件數は確定的に必要であり、更に契約件數の大なるだけ、死亡率に於ても、運用率に於ても、一層安全なる業績を期待することが出來るのであります。大衆が保險の必要を理解して居る場合でも、自ら進んで保險の申込をなすといふことは、特殊の事情が無い限りは甚だ少いのであります。生命保險は銀行預金と違つて、被保險者の身體檢査を必要とし、拂込んだ保險料は死亡又は滿期のとき以外に、これを原價で引出すといふことは出來ないのであります。このやうな事實は更に被保險者の自發的申込を障げる理由となるのであります。我國では生命保險會社が外務社員を使用しなかつたといふ例は無いのでありますが、現に契約の募集に努力した會社と、これに努力しなかつた會社とでは、その發達に著しい隔りを生じたのであります。今日の弱小會社發生の原因が必ずしも其處に無かつたとしても、少くとも一部の緣由をなすものであることに就ては疑ひが無いのであります。我國の官營保險は始めは專業の勸誘員を設けぬといふ建前でありましたが、それが今日のやうな一大發展を遂げたといふのは、よし政府の信用があつたとしても、全國の郵便局を利用した潮のやうな勸誘に原因しなかつたといふことは出來ないのであります。このことは英國に於ける郵便保險が政府の信用と多年の歷史にもかかはらず、勸誘が無かつた爲に失敗に終つた事實によつてもこれを證することが出來るのであります。世界最古の生命保險會社である英國のエクイタブル會社は、百八十年に涉る順調なる發展の歷史を持つて居るにもかかはらず、保險契約の勸誘をしなかつたので、毎年僅かに數百件の新契約を獲つたに過ぎず、現在の保有契約は我國の二流保險會社のそれにも遠く及ばないのであります。生命保險の募集は今日でも勸誘を必要とします。生命保險は何人にとつても生活の必需品でありますが、それが勸誘によらなくては契約が出來ぬといふことは不思議なことでありますが、また大きな事實であります。

外務員の素質　嘗ては總ての職業の最後に行きつくものが保險の外交員であると

言はれた時代があります。これは失業者の避難所であり、事業に失敗したる者の一時の腰掛けでありました。その當時に於ける保險外務員の信用は全面的にゼロで、家主は保險屋に家を借さず、米屋は保險屋に掛賣りをしなかつたのであります。甚しきは保險會社の慰安旅行を引受けない旅館がありました。三界に家無しといふはこのやうな人々に與へられた宿命でありました。それが初期以來の我國保險外務員の運命であり、素質でありました。

保險外務員をして斯くあらしむるに到つた原因は、言ふまでも無く生命保險會社そのものにあるのです。その頃の保險會社は保險料を集めることを知つて、保險金を支拂ふことを知りませんでした。この故に收入保險料はその全部を收入となし、責任準備金を積立てず、死亡者への支拂はその年度の收入保險料で賄ひ、殘額はすべて事業費として費ひ、利益として分配したのです。斯くては將來の保險金支拂に行詰るのが當然であり、年々破綻する會社も少くはありません。少數の會社が正當な經營を行つたとしても、多數の保險會社が不正を行ふ場合に保險事業の信用が轉落せざらんとしても能はぬのであります。斯くて保險會社が無責任なるが故に外務員も無責任でありました。內勤社員も亦同樣に劣らぬ者がありました。生命保險事業の監督法規が公布され、一定の基準によつて營業免許が行はれるやうになつたのはその後のことであり、不良なる會社が沒落し、多少とも堅實なる會社が殘存したのでありますが、外務員の風潮といふものは一朝一夕には決して改まらなかつたのであります。更に外務社員の道德性を穢したるものに、生命保險會社間の新契約獲得競爭があります。保險會社は徒に將來性のなき契約者配當を標榜し、外務社員も亦自信のない約束を契約者に與へました。生活に自ら賴むところ無きが故に、成績と收入にあせり、一の會社から他の會社に轉々として浮草の如く漂ひ去るのであります。このやうな久しい時代を經て、外務員登錄制度と外務員取締規則が作られたのであります。このやうな制度の爲にいくらか外務社員の移動は減少したのでありますが、移動の原因が別にあるとすれば、單なる法規がこれを何うすることが出來ませう。合法、非合法の外務員爭奪競走は生命保險會社自身の手によつて行はれ

ました。このやうな悲しき生活の反面には保險の外交によつて巨萬の富をなし、立志傳中の人となる者もありましたが、概して言へば、保險の外務員は生命保險事業が生み出した避け難き悲劇であり、保險事業發展の日蔭に育つ雜草でしかなかつたのであります。會社自身もこれを知り、外務社員自身もこれを省みて、如何ともなすことを得なかつたのであります。このやうにして大東亞戰に突入して仕舞つたのであります。然かも時勢は漸く生命保險事業の使命を認識せしめ、會社自身を反省せしめ、外務員自らも自己の天職に眼醒めんとして居るのであります。

外務員の教育　生命保險の勸誘は天與の社會的使命に基くものであります。これを單なる生活の資を獲る佗しき生業と考へて自ら卑下する者があつたとすれば、それは自己の天職を知らぬ者であり、更にこのやうな天與の職に安住する者を卑しむ者があつたとすれば、それこそ先づ憐れむべき存在と言はなくてはならぬのです。このやうな高き使命を自覺せしめるので無かつたとすれば、如何に外務の戰術を叩き込んで見たところで、生命保險事業の本質よりすれば何程の意義をもなさぬのであります。この意味では我國の外務員教育といふものは甚だ不完全であると言はざるを得ないのであります。それにしても過去三十年の歷史を顧ると、近年は外務員に對する考へ方も變り、その教育に就ても積極的な關心を持つ會社が多くなつたのであり、これは一段の進歩であると言ふことが出來るのであります。今日では保險の外交は決して失敗者の最後の據點ではないのです。多くの會社は新入外務社員の爲に、生命保險の基礎知識に關する教科書を準備し、短期間の講習を實施するのであります。社會一般の知識の水準が上昇し、生命保險に入る人々の考へ方も違つて來ましたので、保險外務員の教養もこれに伴ふ必要があるのです。或る一流株式會社では多數の專門學校卒業者を保險外交に使用したことがあります。これらの外務社員は一定期間を外務に從事した後は、內部に歸つて本店又は地方支店の業務に就く者もあり、自ら進んで外務に殘存し、外務で大成した人々もあります。このやうな組織が新契約獲得の爲に必ずしも得策であるか否かは今直ちに決めることは出來ないのでありますが、少くとも外務社員にも或る一定標準の教養を必要とするも

のであることに就ては疑ひは無いのであります。

生命保險は複雜なる基礎の上に立つ事業であります。保險に入り度くても、その問題に就て全然または、殆どその知識を持たぬ人々に、保險種類と、保險約款の內容。保險金受取人、保險金支拂の方法より更に醫的診査に到るまでを正確に且十分に說明されなくてはならぬのでありますが、このやうな知識を供給する者が外務社員であります。言ふまでもなく、保險外務員は保險數理の專門家である必要はないのでありますが、少くとも自ら從事する業務の基礎に關しては、確實なる實際知識を有つて居るべきであります。亞米利加では生命保險外務員の專修學校があつて、卒業生には生命保險得業士の學位を授與するのであります。我國でも既に保險外務員の基礎的敎育が要望されることは久しいのでありますから、各社が共同してこのやうな設備を設け、技術的にも人格的にも外務社員の實際敎育に協力することは、今日の時局下に於て特に必要なことであります。

外務員の免許　今日では保險外務員は主務大臣の指定する登錄機關の登錄を受

け、免許證(保險外務員證)を受けることになつて居ります。この場合は外務員が募集に從事する會社名を特定します。一人で二三の會社の保險募集に從事することは禁止されては居ないのでありますが、會社が一般にこれを嫌ふので實際には不可能であります。保險外務員登錄の目的は各社間の競走を防止し、外務社員の募集上の不正行爲を禁止する爲でありますが、このやうな取締規則を作らしむるに到つた原因は各社間の契約者配當競爭の激化によります。高配當と低保險料の競爭が始まつたのは凡そ二十年以前でありますが、このやうな競爭による一流會社の進出が弱小會社の契約を侵蝕して、强大なる會社は愈々强大に、弱小なる會社は愈々弱小に急速な轉落を見せるやうになり、その間に於ける外務員同志の爭鬪は會社間の競爭に更に拍車をかける結果を來したのであります。このやうな競爭の爲に最大の損失を蒙るのは中途に躍らされる契約者に外ならぬのです。斯くて保險外務員は今日では「將來に於ける利益又は剩餘金の分配に關する豫想」または「他の保險會社との比較」を記載した文書圖畫を募集に使用してはならぬといふことになつて居ります。

將來の利益配當の豫想はいけないとしても、過去に於ける利益配當の實際に就て說明することは禁止されては居らぬのです。他の保險會社との比較といふものは如何なる意味であるか解りませんが、主務官廳で刊行する保險年鑑にも各社別に事業成績、資產、損益計算書が比較對照され、各種の事業統計も載せられて居ます。このやうな事實をまで契約申込者に說明することが許されなかつたとすれば、一般大衆を盲目にし、契約申込者に何等の選擇をも許さぬとの謗をまぬかれぬのであります。今日の生命保險は各社によつてその種類も異り、保險料も違つて居ります。經營の規模と歷史にも大小長短があり、契約者配當にも著しい差等があります。それを何等の說明をも許さなかつたとすれば、契約申込者は單に面接の機緣を持つただけで、その外務員の提供する保險を善惡良否の別なく購買しなくてはならぬことになります。このやうな規則の勵行は弱小會社を保護するより外の何物でも無いのであります。寧ろ斯かる規則を作る以前に、不良なる生命保險會社を整理し、保險料を公定し、利益配當を制限して各社で販賣する保險種類に大きな差違がなきやうにすべきであります。恐らく斯やうな理想が實現した曉には、生命保險事業の經營にも、又その募集にも面白味といふものは無くなるのでありますが、國家全體の大きな目的よりすれば早晚は其處に落付くべきものと考へられるのであります。

外務員の報酬　外務社員は一般に少額の俸給と出來高に比例する手數料によつて雇傭契約が結ばれます。この場合の俸給又は手數料の標準は會社によつて違ふのでありますが、いま初任給を三十圓とし、募集手當が新契約千圓に就て十二圓、旅費を月額十圓。責任額を俸給旅費の千五百倍とし、責任超過の場合の手當を保險金千圓に對し八圓とすれば、この外務員が責任額六千圓を果した場合の收入は俸給と旅費が四十圓、募集手當七十二圓で合計百十二圓であります。若しこの外務員が一萬圓を獲得した場合は俸給旅費が四十圓、募集手當が百二十圓、超過手當が三十二圓で合計百九十二圓となります。會社によつては報酬は更に少く、または多き場合もありますが、一般にその標準は會社の信用と保險の損益に比例するのであります。會社の信用が大でないときは新契約の獲得も困難なので俸給も高く、手數料も多く

然かも責任額は低いのであります。或る會社が初任給を六十圓とし、手數料を保險金千圓に就て十五圓としても、この外務員が月三千圓しか契約を獲り得なかつたとすれば、その收入は百五圓に過ぎませんが、會社が對千圓契約に支拂ふ新契約費用は前者では十八圓六十六錢乃至十九圓で、後者では三十五圓となります。これに醫師報酬、本社經費を加へると前者は二十六七圓、後者は四十五圓前後となるので、ここに大會社と中小會社の條件が一樣でなくなるのです。外務社員としては俸給手當が高く責任額が低かつたとしても、弱小會社よりも一流會社に於ての方が働き甲斐があり利益も大きいのでありますが、其處には更に表面に現れざる理由があるのです。これが第一回保險料の割引であります。このやうな保險料の割引は一般に禁止され、募集取締規則でも罰則を設けて禁止して居るのでありますが、なほこれを防止することが出來ないのであります。大會社では手數料率が低いので保險料の割引にも自ら限度があり、實際に於て割引しなくても契約獲得に困難は少いのでありますが、中小會社では保險料の割引がなくては契約の獲得に相當の困難があり、募集手數料率の高いことが更にこれを促すのであります。このことは直接に外務員の收入に影響するので、更に何等かの方法による募集手當の增額を要望せしめるやうになり、やがて會社の經費を增加させるのであります。

外野の組織　何の程度まで支店または支社出張所事務所等を設置するかといふことは、會社のそれぞれの事情によつて異るのでありますが、今日の經驗では制度が募集をするか、人が契約を獲るかといふことは一應結論が出た形であります。昔は保險の募集は人がその中心となりました。今日でも人が募集をするに違ひは無いのでありますが、人を動かす爲の制度といふものが更に大きな力を持つやうになつたのであります。人が募集をした時代は、地方の支店、出張所のやうな機關はそれ程必要ではなく、有能なる外務社員が地方を巡回して一擧に數萬數十萬圓の契約を獲つた後は、其處を捨ててまた他の場所に移るのでありますから、地方の旅舍が支部出張所を兼ねたやうなものであります。そのやうにして一人で年額百萬圓の契約を獲得した外務員もありますが、その契約が何のやうに繼續し、更にその契約者の周

圍が何のやうに培養されたかといふことは問題とされなかつたのであります。單に契約を獲るだけなら、或る程度まではこのやうな方法でも宜かつたのでありますが、會社が大きくなり、年々の契約獲得高が增加し、外務員の數が增して來ると、單に一騎當千といふやうな荒武者の戰術では會社の必要を賄ひ切れぬのであります。多數の外務員が全部一騎當千といふ譯には行きません。精兵主義よりも皆兵主義で行かふといふのです。始めは全國に五六ヶ所の支店または支部を設置すれば十分とせられたのでありますが、それがやがて各縣一支部となり、支店支部の下に各町村に駐在員を置き、出張所、事務所を分布し、網の目のやうな細胞組織によつて募集の系統を總合するやうになりました。このやうに多數の機關を設置することは多くの經費を必要とするので、中小の會社では制限されざるを得ないのでありますが、このことはやがて大會社を更に大ならしめ、中小會社を更に小ならしむる原因をなすに到つたのであります。

今日では一流會社では地方に監督部を設け、契約申込に關する診査決定の權限を能へて居ります。即ち東京、大阪、九州等の監督部に査定機關を常備し、一定金額以下の申込に就ては、本社と同樣な手續によつて申込の決定を行ふのであります。このやうな手續によつて査定事務の能率を擧げ、本社の業務を簡易化したことも多く、これが更に經費を節約するのであります。

代理店の機能　一般に生命保險の募集または保險料の集金に代理店を用ふるのでありますが、これを利用しない會社があります。代理店は多くはその地方の有力者が委囑されるので、新契約の募集にも多くの利益が得られたのでありますが、今日ではこのやうな業務には會社の直轄する支部、出張所、事務所があるので、大會社では代理店の新契約獲得に關する機能は著しく減少するに到つたのであります。これに反して契約の維持、保險料の集金といふことに就ては今日もなほこのやうな機關を利用する會社が多いのであります。支部、出張所、事務所のやうな會社の機關は、保險料の集金を行はぬので、一端契約が成立した後に於ける契約の保持に就ては主として代理店を利用します。この場合代理店を持たぬ會社に失效契約が幾分多

くなるのも事實でありますが、保險料の集金に代理店を利用する場合は集金手數料として保險料の三分乃至五分を支拂はなくてはなりません。ここに保險料收入が一億圓あるとすれば、少くとも代理店手數料に三百萬圓が支出されなくてはなりません。それだけ事業費を高くする譯です。今日の一流會社は年額二億圓前後の保險料を收入するのでありますが、代理店があるのと無いのとでは事業費に五六百萬圓の違ひが出來て來るのであります。ここに代理店存否論の大きな分岐點があるとしなくてはなりません。

第十三章　簡易保險

簡易保險の效用　簡易保險は外國では工業生命保險、國民保險または通俗保險と稱へられるのでありますが、實質は保險料の月拂によつて小口の生命保險を與へる事業であります。このやうな保險は高額保險に加入する餘裕のない庶民階級又は賃銀生活者を目標とし、原則として醫師による身體檢査を行はざる無診査保險であります。我國では政府がこれを獨占し、千圓を限度として國民一般に有用なる生命保險を與へて居ります。簡易保險を政府の獨占事業としたことに就ては、この事業の社會的意義と經營上の難點が認められた爲であり、國民大衆の福利と生活安定を意圖して絶體非營利主義の國營とするを得策としたのであります。簡易保險は斯くして、保險料の年拂又は半年拂による高額保險に加入する餘裕の無い人々に、適當な

る生命保險を提供するのでありますが、更に小兒（滿一歲以上）も亦成人と同樣に保險せられるのであります　このことに就ては更に小兒保險の項に於て記述するのであります。

簡易保險が小口保險であることは既に述べたのでありますが、最高制限を千圓以下としたことに就ては特に一定の基準があるといふのではなく、嘗てこの事業の創設のときは二百五十圓と決定し、その後三百五十圓から四百五十圓、七百圓と漸次に引上げられた事實によつてもこれを明かにすることが出來るのであります。それでは何が簡易保險の最高金額を決定するかと言へば、要するに簡易保險そのものの性質と社會狀勢の變化によるのであります。簡易保險の加入者は主として薄資の庶民または勤勞階級に屬する人々でありますから、それらの人々の事情から考へても特に高額の保險を必要としないのであります。更に身體檢査を省略するので、著しく高額の契約を與へるときは、病弱者が混入して死亡率を增高せしめ、やがて事業の基礎をも危ふくする恐れがあるからです。

簡易保險が保險料の月拂を原則とすることも、この保險の重要なる特色でありますが、普通保險の場合と異り、資力の乏しい契約者を目標とするので、保險料を月拂として負擔の輕減を計つたものであります。

簡易保險の更に重要なる特質は保險料が取立債務であること、言ひ更へると每月の保險料が原則として集金せられることであります。保險金額が小額である爲に、保險料も甚だ小さくなるのでありますが、このやうな零細な金額を每月拂込むといふことは、全國に散在する郵便局で集金するのでなかつたら、その手數が煩はしい爲に掛け忘れて失效することも少くないのであります。諸外國に於ても簡易保險の特質として必ず每週又は每月の集金を行つて居ります。尤も契約者の希望によつては、郵便局の窓口拂込または振替拂込となすことも出來ることになつて居ります。普通の生命保險では保險金額を單位とするので、保險料率は一定保險金額を基準とし、年齡及び保險種類によつて決定されるのでありますが、簡易保險では保險料表に十錢、二十錢、五十錢又は一圓といふやうな一定の月拂保險料を基準として各年

齢者の保險金を表示することを特徴として居ます。

簡易保險の無診査といふことに就ては、我國の簡易保險法はその第五條に「簡易生命保險に於ては被保險者の身體檢査を行はず」と規定して居ります。保險金額が小さく、從つて拂込まれる保險料も少いので、このやうな契約者に醫師の診査料を負擔させるといふことは困難であります。然し乍ら、勸誘員をして簡單なる面接を行はしめ、過去の病歴その他に關する告知を得て契約決定の際の參考とすることになつて居ります。

このやうに醫師の身體檢査を省略する爲に弱體者の混入をまぬかれぬのでありますが、これによつて增加する超過死亡は保險金の削減によつて平均されるのであります。斯くて簡易保險の第六の特徴として一定期間內の保險金削減條項を擧げることが出來るのであります。

簡易保險の削減期間に就ては簡易保險法は「效力發生後一年六月內に災害又は十種傳染病に因らずして死亡したときは保險金額の一部を支拂はず」と規定するのであります。このやうな規定は專ら事業の安全を企圖する爲でありますが、今日の實績から言へば更にこのやうな制限期間を短縮し、又はこれを無視しても大なる損失は無いのであります。外國の簡易保險事業では、このやうな保險金の削減期間を設けないのであります。

保險種類　簡易保險は成人保險と小兒保險に別けることが出來ます。簡易保險法第三條第一項には「政府が保險契約者又は第三者の生死に關し保險金額を支拂ふべきことを約し」とありますから、一般に養老保險、終身保險又は生存保險を營むことを得るのでありますが現に簡易保險令の定めるところでは、簡易保險の保險種類は終身保險、養老保險及び小兒保險の三となつて居ります。このうち養老及終身の契約年齢は滿十歲以上六十歲までとし、養老保險は十五年滿期、二十年滿期、三十年滿期及び四十年滿期の四種類に別たれて居ります。このやうな保險種類は昭和十三年十月以後に整理せられたもので、その以前にあつては、以上の外に十年滿期、二十五年滿期、三十五年滿期の三種類が契約されたのであります。小兒の死亡保險

は葬儀費用または醫藥代を支辨し得る金額を限度とし、それ以上の保險金額を許す場合は小兒虐待といふやうな忌はしき事故の發生する恐れもありますので、我國の簡易保險では滿三歳未滿から滿十歳未滿に到る期間の死亡に對しては一定の削減保險金額を支拂ひ、十歳以上の死亡又は滿期に對して始めて、申込當時の年齢による確定保險金額を支拂ふのであります。このやうな滿期保險金額は小兒の學資金又は結婚費用とせられるのであります。保險種類は十五年滿期、二十年滿期及び二十歳滿期とせられ、契約年齢は滿一歳乃至滿十二歳とせられます。ここに小兒保險に於て十歳未滿の死亡者に支拂はれる保險金額を表示します。このやうな保險金額の受取人または契約者たり得るものは被保險者の父母、祖父母及び兄姉に限ることになつて居ります。

三歳未滿	七十五圓	六歳未滿	百五十圓
四歳未滿	九十圓	七歳未滿	百八十圓
五歳未滿	百二十圓	八歳未滿	二百十圓
九歳未滿	二百四十圓	十歳未滿	二百七十圓

このやうな保險金額に就て米國の或る州では零歳から十歳まで四百弗、十一歳未滿千百弗、十二歳未滿千二百弗、十三歳未滿千三百弗、十四歳未滿千四百弗といふ規定を設けて居ります。

保險料率　簡易保險の純保險料算出の基礎は、統計局第二表の男子死亡率に二割を增したものを標準としたのでありますが、昭和十三年十月以降は成人保險にあつては簡易保險經驗死亡表を採用して居ります。右の經驗表は昭和五年四月から昭和十年三月に到る五年間の簡易保險局生年別死亡率によつて作成したものであります。なほ終身保險と四十年滿期養老にあつては、昭和十七年四月から右の經驗死亡率にその一割五分を增したものを採用しました。

簡易保險料計算の豫定利率は創業以來三分五厘として居ります。更に附加保險料は從來は純保險料の平均三割、營業保險料の二割三分とせられて居つたのでありますが、昭和十三年十月以降は成人保險の附加率を營業保險料の平均一割八分と改定

して今日に到つて居るのであります。小兒保險の附加率に就ては創設のときから營業保險料の一割五分となし、今日も同樣であります。

ここで簡易保險の保險料率を舊新に就いて比較して見ませう。右の表は月拂保險料拾錢に對する保險金額であります。尤も舊規定によりますと保險金額は二十圓以上とし、新規定では保險料月額五十錢以上で十錢の倍數として居ります。そのやう

月保險料拾錢による保險金額

年齢	終身保險（終身拂込）		二十年滿期養老（全期拂込）		三十年滿期養老（全期拂込）	
	新	舊	新	舊	新	舊
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
一二	六四・七	六二・二	二四・一	二三・二	二八・三	二六・二
二〇	五六・五	五〇・七	二三・九	二二・二	二七・八	二三・九
三〇	四六・七	四〇・四	二四・三	二一・九	二七・二	二一・九
四〇	三三・七	二九・〇	二三・四	二〇・〇	二二・二	二六・五
五〇	二二・一	一九・三	一八・六	一六・四	—	—

な場合、保險金額は保險料に比例して倍加されます。

簡易保險の新舊保險料を比較すると、成人保險にあつては前に述べたやうに、昭和十三年十月から保險料計算の基礎が改められて、純保險料の計算に經驗表が採用され、更に附加率が引下げられたので、新保險料は舊保險料に較べて著しく安くなつたやうであります。これを平均して見ますと保險料の低下した比率は最高二割六分から最低四分弱に達して居ります。

簡易保險料が普通保險料に比して割高であると言はれるのでありますが、この點に就ては或る種の誤解もあるのです。簡易保險は保險料を毎月徵集するのでありますが、更に保險金額が小さく、そのやうな小口契約を處理するに費用を要するばかりでなく、無診査保險の特徵として當然死亡率が高く、純保險料も高くなるのであります。然かも尙ほこれを民營保險に比較した場合に、我國の簡易保險料が必ずしも甚しく高くは無いといふことも亦注目すべき事實であります。左表は小兒保險に對する保險金額例表で、保險金額は保險料月額五十錢に對するものであります。

申込當時ノ年齢 ＼ 死亡又ハ滋賀當時ノ年齢	二未滿	三未滿	四未滿	五未滿	六未滿	七未滿	八未滿	九未滿	十未滿	十以上
一	二五圓	二五圓	三〇圓	四〇圓	五〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一二八圓
二	二五	二五	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一一八
三	—	二五	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一二八
四	—	—	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一三八
五	—	—	—	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一七〇
六	—	—	—	—	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一二〇
七	—	—	—	—	—	六〇	七〇	八〇	九〇	一二五
八	—	—	—	—	—	—	七〇	八〇	九〇	一二四
九	—	—	—	—	—	—	—	八〇	九〇	一二三
十	—	—	—	—	—	—	—	—	九〇	一二三

簡易保險の死亡率　簡易保險の掛金が割高であるといふことは、この種の被保險者の死亡率が高いからでありますが、既に述べたやうに我國の簡易保險は久しく國民死亡率に二割を增したものを基礎として保險料を算出して居ました。その後昭和五年から十年に到る五年間の經驗を整頓して簡易保險の經驗表が發表されたのでありますが、これによつて見ますと二十歲から三十歲に到る青壯年期にあつては明かに國民死亡率よりも高くなつて居るのです。然るに高年齡に達するに從つて死亡はかへつて減少し、我國生命保險會社の經驗よりも更に低率を示して居るのであります。左表は統計局第二表、商工省經驗表及び簡易保險經驗表を比較したものであります。

我國の民營保險は新種保險に就ては主として商工省表の男子件數三年裁斷表を使用するのでありますが、このやうな死亡率は或る年齡階級ではかへつて簡易保險の經驗表よりも高率を示して居ります。右例表の最後の數字は米國メトロポリタン生命保險會社の簡易保險經驗死亡率を表示するものでありますが、青年期の死亡率を除けば、常に我國簡保の經驗は外國簡易保險の經驗率よりも良好であります。要す

對千死亡率

	統計局第二表（明治二十四年—同三十一年）	商工省經驗表（伴數男子）（明治四十五年—昭和二年）		簡易保險經驗表（昭和五年—同十年）	メトロポリタン簡易保險經驗表（一九〇七—一九一三）
		三年裁斷表	總合表		
二〇	八・三	一〇・八	九・八	一三・五	五・一
三〇	七・九	八・一	七・三	八・五	九・二
四〇	一〇・四	九・八	九・五	九・九	一三・三
五〇	一七・八	一八・六	一八・六	一八・二	一九・二
六〇	三五・一	四一・四	—	二四・九	三五・三
七〇	七四・五	—	—	七三・一	七七・〇

るに簡易保險の死亡率は我國にあつては近年著しく改善したのであります。簡易保險は普通生命保險のやうな醫的診査を行はないばかりでなく、その被保險者が普通生命保險のやうな優良階級では無いのでありますが、それにもかかはらず、著しい死亡率の改善を示したといふことは、その一部は國民死亡率の改善が影響して居るとしても、その大なる原因は簡易保險當局が被保險者の爲の幾多の福祉施設又は保健施設を實行した爲であります。このやうな機關の設置は簡易保險としては特に重要なる發展であり、その影響は全國的に壽命の延長と死亡率の改善をうながして居るのであります。

簡易保險の法規

簡易保險約款は或る點では普通保險約款と異るものがありますが、これらの重要なる特徴に就て左に少しく説明するのであります。

面接　簡易保險は無診査でありますが、これは單に醫師の身體檢査を省略するといふ意味であつて、全然何等の診査をも必要としないといふのではありません。契約申込の際は郵便局員が被保險者に面接し、その健否を觀査することになつて居ります。更に被保險者が申込者と隔つた地に在るときは、その者の所在する土地の郵便局で、面接することが出來るのです。被保險者が軍人であるときは、所屬長官

の健康證明書を提出し、工場、會社、官廳その他の團體所屬者が一團となつて契約の申込をなす場合は、そのやうな團體管理者の健康證明書を提出することによつて面接を省略することも出來ます。

契約の效力發生時期　簡易保險の效力は保險證書作成の日に始まることになつて居ります。言ふまでもなく契約は承認と共に成立するので、同時に效力を發生すべきでありますが、いろいろの紛議を防止する爲に、證書作成の日に效力が發生するものと規定したのであります。

保險料の拂込方法　簡易保險料は一月毎の危險を單位として計算され、月掛をもつて拂込むことになつて居ます。從つて一ヶ月分の範圍でこれを不可分とするので期間の中途で契約が消滅しても、これを全額徵收するのであります。保險料は終身養老では月額五十錢以上、小兒保險では月額一圓五十錢、一圓、七十錢、五十錢及三十錢の五種となつて居ます。拂込は集金により、窓口拂込又は振替拂込となすこともも出來ます。保險料拂込猶豫期間は二ヶ月で、保險料一圓またはその端數について一ヶ月一錢の延滯料を徵收します。更に天災その他の災害の場合は右の猶豫期間は六ヶ月までこれを延ばすことが出來ます。

保險料は月掛を原則とするのでありますが、契約者の都合によつて、三年分以內の前納が許されます。このやうな場合は六ヶ月分毎に半月分の保險料を割引するのです。言ふまでもなく、このやうな保險料は死亡又は解約によつて保險料の拂込を必要としなくなつたときは、これを返還するのであります。

更に契約者が二個以上の契約を有する場合は、その保險料を併合して拂込むことが出來ます。

癈疾による保險料の免除　被保險者が傷害又は疾病によつて兩手、兩足または一手及一足を失つたとき、兩眼を失明したときは、保險契約者は醫師の診斷書又は傷害の事實を證明するに足る書類と共に癈疾の承認を請求する書類を提出すれば、簡易保險局の承認によつて以後の保險料の拂込を免除し、保險金の支拂を保證されるのであります。このやうな癈疾條項は民營生命保險では二三の會社が、特別保險料

を支拂つて癈疾契約を締結した契約者にのみ、これを實施して居るのでありますが、簡易保險では特殊の契約を要しないのであります。

高齢者に對する保險料の免除　終身保險は被保險者の一生に亙つて保險料を拂込むのでありますから、比較的若いときにこのやうな保險を契約した人々は、老齢に及んで收入が減少して來ると保險料の拂込に困難を來すことが少くないのであります。このやうな事態の救濟の爲に、保險契約の效力發生後二十五年を經過し、被保險者の年齢が七十歳を越えたときは、保險料の拂込を免除するのであります。普通終身に於て被保險者が長生をすると、保險料が保險金を超過するのでありますが、このやうな制度が右の場合の不均衡を矯正するのであります。

保險金削減期間　被保險者が契約成立後一年六月以内に法定傳染病または災害に因らずして死亡したときは、單に保險金の一部を支拂ふのでありますが、これは簡易保險が被保險者の身體檢査を行はない爲に、病弱者の混入による死亡損を救濟する爲であります。法定傳染病とはコレラ、赤痢(疫痢を含む)、腸チブス　パラチブス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、ヂフテリア、流行性腦脊髓膜炎及びペストの十種傳染病であり、災害による死亡とは「不時の外襲により自己の故意に基かぬ」死亡であります。削減期間中の支拂金額は、(一)保險契約の效力發生後一年内に被保險者が死亡したときは死亡までに拂込むべき保險料、(二)死亡が一年六月内なるときは保險金額の二分の一、小兒保險では被保險者が十歳に達した場合の保險金の二分の一。尤も十歳に達しないで死亡したときは、右の金額は被保險者の死亡當時の年齢に從つて支拂はれる保險金額を越えることは出來ないのであります。なほ以上の例によつて支拂ふべき金額が責任準備金より少いときは責任準備金を支拂ふのであります。更に復活契約に就ては別の計算がなされるのでありますが、煩雜になりますので、ここでは述べぬことにします。

保險金受取人の順位　保險契約者が保險金受取人を指定しないで死亡したときに民法相續篇の規定によつて被保險者の相續人に保險金を支拂ふといふことは、いろいろな場合にその手續を煩雜にし、多數の日子を要するのみならず、徒に保險金支

拂を遲延させるので、簡易保險では被保險者と生前密接なる關係に在つた實質上の遺族に保險金額を支拂ふことを規定して居るのであります。

從來は保險金受取人が無指定のときは、被保險者が死亡すれば民法相續篇の規定によつて、被保險者の相續人が保險金受取人となるのでありますが、この場合に被保險者が戸主であれば家督相續人が、家族であれば遺產相續人が保險金受取人となるのであります。この際家督相續人の選定を要する場合が相當に多く、この爲に手續が煩雜となり、支拂も遲延するばかりでなく、遺產相續人の場合は、生前被保險者と何等經濟上の關係がなくて、保險金の受取權者となることも尠くないのであります。簡易保險が保險金受取人を法定したのは、これらの難點を除去して、生前被保險者と密接な關係に在つた者に、迅速に保險金を支拂はんとしたのであります。

簡易保險法第九條は「保險契約者が保險金額を受取る者を指定しなかつたときは、被保險者又はその遺族を以つて保險金額を受取るべき者とす」ることを規定するのでありますが、簡易保險令第十條ノ二はこのやうな遺族の順位を定めて居るのであります。即ち遺族とは被保險者の配偶者（屆出を爲さざるも事實上婚姻關係と同樣の事情に在る者を含む）、被保險者の子、父、母、孫、祖父、祖母及び兄弟姉妹にして被保險者の死亡當時これと同一戸籍內に在るもの、被保險者の戸主竝に被保險者の死亡當時被保險者の扶助に依り生計を維持した者及び被保險者の生計を維持した者として居ります。ただ故意に被保險者又は先順位者たる者を死に致したる者は除かれるのであります。この場合胎兒たる子又は孫は右の內に含まれるのであります。このやうな規定は民法相續篇の順位を全面的に排除するのでありますが、特別の規定のなき限り、保險契約者が保險金受取人を指定しなかつた場合は、簡易保險の保險金受取關係にあつては、民法相續篇の規定の適用はないのであります。簡易保險は被保險者の死後に於ける遺族の生活保護といふことに最も重きを置いて居るので、保險金を支拂ふにあたつては生前被保險者と密接な關係にあつた者に先づ保險金を支拂はんとするのであり、この故に遺族を法定するに當つても、被保險者と親等の最も近き者より順次に排列したのであります。

このやうな保險金受取人法定の規定は昭和十七年の改正法律によるのでありますが、新順位は改正法施行前の契約にも適用されるのであります。更に小兒保險では被保險者が十歳に達するまでは保險契約者が保險金受取人となりますが、十歳に達した以後に於て保險事故が發生したときに、確定した保險金受取人がない場合は、右の規定によつて被保險者が保險金受取人となり、更に被保險者の遺族が受取人となるのであります。

この規定の特徴は配偶者として內縁の夫婦を認めたことであります。更に子孫について胎兒を認め、戶主よりも兄弟姉妹を先順位に置いて居ます。被保險者の扶助により生計を維持したる者、被保險者の生計を維持したる者が數人あるときは、その數人は同順位において權利者となります。例へばこのやうな者が四人あるときは千圓の保險金は一人が二百五十圓づつを受取るのであります。

保險契約の變更　保險契約の中途にあつて、契約者の都合でこれを變更することが出來るのでありますが、このやうな場合の變更は效力發生後一年以上を經過した契約であつて、(一)終身保險を養老保險に變更するとき、(二)養老保險の期間を短縮するとき、(三)保險料の拂込期間を短縮するとき、(四)保險料を減額するときの四に限定されて居ります。小兒保險に於ても同樣であります。これらのすべてを通じて、養老保險を終身保險に變更すること、保險金額の增額及び保險期間と保險料拂込期間の延長は認めないのでありますが、これは被保險者の逆選擇を防止する爲であります。更に癈疾によつて保險料の拂込を免除された後は、契約の變更を請求することを得ないのであります。

保險金受取人の變更　簡易保險では保險契約は保險金支拂の事由が發生するまでは、保險金受取人を指定し又は變更することが出來るのでありますが、この規定は商法第六百七十五條及び第六百七十六條とは違つて居るのであります。商法の規定によりますと、保險契約者が別段の意志を表示した場合の外は、保險金受取人を指定し又は變更することを得ないのでありますが、簡易保險では保險契約者が別段の意志を表示した場合の外は、保險金支拂の事由が發生するまで保險金受取人を指定

し又は變更することを得るものとして居るのであります。

還付金　簡易保險で還付金といふのは解約返還金のことであります。還付金の支拂は(一)解約、(二)失效、(三)保險料減額變更、(四)保險金支拂免責のときの四の場合で、その割合は、責任準備金を基礎とし、契約效力發生後(一)三年以內なるときはその九割、(二)四年以內なるときは九割一分、(三)五年以內なるときは九割二分を返還し、斯くして一年を增すごとに一分を加へ、九割八分に至つて止むのであります。

效力發生後六月以內は還付金を支拂はぬのでありますが、このやうな理由は既に說明したところであります。

權利の讓渡又は差押禁止　保險金額を受取る權利は公共團體、社寺、學校又は營利を目的としない法人その他の團體及び親族に讓渡するの外は、これを他人に讓渡することを得ないのであります。尙ほこのやうな權利はこれを差押へることも出來ませぬ。以上の規定は絕對的で本人の承諾があつても、これを差押へることは出來

ぬのであります。この故は保險金受取人の權利を確保して、被保險者の死後に於ける遺族の生活を保護せんとするものであります。斯やうに保險金受取人の權利は讓渡し得ないのでありますから、このやうな權利を質入することも出來ないのであります。從つて止むを得ず保險金受取人がこれを讓渡又は質入したとしても、これは無效とせられるのであります。この場に契約者が不時の金融を必要とするときは契約者貸付を利用することが出來るのであります。

戰爭危險の無條件引受　普通保險では從來戰爭變亂に因る危險の除外を原則とし、別保險料を徵する場合に於てのみ、これを引受けたのでありますが、簡易保險は無條件でこのやうな危險を負擔するのであります。

その他の規定　その他の規定に就ては普通保險に於ける約款規定と概して類似するのであります。卽ち告知義務、詐欺、保險金支拂の免責、保險金支拂の手續、時效、拂濟保險、保險金減額變更、年齡更正、保險契約の無效及び取消、復活、契約者貸付その他の條項を規定するのであります。

簡易保險事業の經營

中央機關　簡易保險事業の中央機關は簡易保險局であります。簡易保險局は遞信大臣の管理に屬し、簡易生命保險及び郵便年金に關する事務を掌理する機關であります。その實務は簡易保險局の本局の外に、東京、京都、福岡、仙臺、名古屋、廣島及び札幌の支局に於て行はれ、その第一線の地方現業事務、卽ち契約の募集又は維持に關する事務は、內地及び外地の郵便局が實施するのであります。簡易保險局の業務は契約の締結、保險料の徵收監査、保險金及還附金の支拂決定、契約者貸付及び辨濟に關する內部的な調査、各種の統計、事業の監督、計畫、積立金運用、加入者に對する保險施設その他郵便年金等に關する事務であります。

地方監督及現業機關　簡易保險業務の地方監督機關は東京都市、東京地方、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及び札幌の八遞信局であります。その業務部の一部に保險課の一課を設け、事業の宣傳、募集、整理等に關する管理事務を掌つて居ります。更に簡易保險事務を取扱ふ地方現業機關は特殊の局を除く郵便局であります。受持契約件數の多い郵便局には保險課が置かれ、その事務を掌つて居りますが、その主となる仕事は契約の募集と保險料の集金であります。

簡易保險の宣傳　保險事業の發達は保險思想の普及にあるといふことが出來るのでありますが、簡易保險はその制度の性質から全國的の普及を企圖し、創業以來特殊の宣傳周知の方策を採つて居るのであります。このやうな方法として、積立金の地方還元と社會政策的施設への助成、被保險者の福祉健康增進施設があります。更に過去三十年に於て、講演會、映畫、博覽會、ラヂオ、懸賞募集、記念施設、印刷物等によつて社會大衆の保險思想を普及增進せしめたことに就ては、簡易保險の宣傳があづかつて最も大なる力があつたことは、恐らく誰しもが疑はぬところであります。

簡易保險の發達

原始的簡易保險　簡易保險の祖國は英國であります。十九世紀の中葉、產業革命

の結果として諸工業が勃興し、勞働者の數を加へ、生命保險事業もこれに伴つて發展したのでありますが、このやうな保險は保險金額が高く、身體檢査のやうな煩しい手續を要するので、智識の低い勞働者には加入が困難でありました。然かも、工業の發展につれて、中産級階以下の人々に對する生命保險の需要は愈ゝ高まつて來たのであります。このやうなとき、彼等の唯一の救ひは友愛組合と葬儀會でありました。この二つの制度は救濟金即ち保險金が小さいので保險料の負擔が少く、掛金は月拂または週拂で集金し、身體檢査を行はないので勞働者からは大きな歡迎を受け、異常なる發展を見るやうになつたのであります。然し乍ら、このやうな制度は、それが小規模であつた爲に、財政上の基礎が弱く、事業の經營に就ても統計上の基準が無かつたので、勞働者の爲に安價にして確實な保險を提供するといふことは出來なかつたのであります。これがやがて一八五〇年に到つて簡易保險を生み出す機緣となつたのであります。

簡易保險の傳播　その後一八七五年に到つて、この制度はドイツに移入し、更に一八七七年アメリカに移入され、我國にあつては明治の中葉にこれを輸入するものがありました。明治二十六年五月設立の職工生命保險會社がそれであり、次いで同年十二月大阪簡易生命保險株式會社が、翌二十七年八月倭生命保險株式會社が設立され、何れも勞働者を相手とし、今日の簡易保險とその性質を同じくする保險を經營したのであります。その後日宗生命、眞宗信徒生命等によつて無診査小口保險が計畫されたのでありますが、このやうな既設のもの、または計畫の何れもが科學的基礎を有たず、間もなく失敗に終つたのであります。

官營簡易保險の沿革　日清戰爭後に於けるわが國の産業は、異常の發展を見せ、國力の急激なる伸張に伴つて社會狀勢も一變し、貧富のへだたりも亦漸く著しくならんとする勢を示すに到つたので、當時の識者の中には國家將來の爲に、これを緩和するの施設をなすべしとの議が、喧しく說へられるやうになつたのであります。簡易保險及び郵便年金の制度は實にこのやうな社會的必要を機緣として、その調査に着手せられたのであります。斯くして明治三十三年始めて郵便貯金法中に郵便保

險及び年金に關する條項を規定し、法制局に提案したのでありますが、時機尙早の故をもつて中止せられたのであります。その後社會の狀勢は著しく變化し、日露戰役の後は急激に歐米の社會思想が波及して、各種の社會政策的施設の實施が叫ばれるやうになつたのであります。このやうにして、明治四十三年桂內閣のとき、爲替貯金局に於て再び郵便年金に關する調査を開始し、その翌年遞信省內に郵便保險年金制度調査委員會が設けられ、これが經營に就ての調査を始めたのであります。更に農商務省に於ても、小口保險と普通保險及び勞働保險に對する關係を攻究する爲に、內務、大藏、司法、農商務及び遞信の各省から委員を出して小口保險制度調査委員會を設け、これが調査を行つたのであります。

この間に小口保險官營に關する議は帝國議會の豫算總會に於ても屢〻出たのでありますが、政府はこの事業の必要であること、その調査の進行中であることを答へ、大正三年春の貴族院豫算委員會部會で山本農相から、小口保險は日本に於ては官營として實施の必要がある旨の言明があり、次で三月十七日には同志會から小口保險官營の建議案が提出せられたのであります。この建議案は委員附託中に議會が閉會となつたので、何等の決議もなく、そのままとなりました。

簡易保險の誕生　かくして當時の大隈內閣は小口保險の官營を施政方針の一となし、大正三年五月內閣に小口保險制度調査委員會を設置し、內閣、內務、大藏、司法、文部、農商務及び遞信の各省から委員を出して、法制局長官を委員長とし、數十回の會議を重ね、同年十二月十二日決定要領及び簡易保險に關する法律勅令並に規則の草案を公表したのであります。その後更に修補推敲を加へて大正五年二月、三十七議會に簡易生命保險法及び簡易生命保險特別會計法の兩案を提出し、保險金額の最高制限三百圓を二百五十圓に修正して議會を通過したのであります。

やがて右法案は大正五年七月八日法律第四十二號をもつて公布せられたのでありますが、その後四回に亙つて保險金額を引上げ、各種の施設を加へ、今日異常の發展を見せるに到つたのであります。

簡易保險の過去二十七年間の發展といふものは、特に眼醒しいものがあるのであ

りますが、ここでは解り易い爲に新契約、年末件數及年末金額に就て五年目毎の數字を掲げて參考とするのであります。

	新契約高	年度末契約 件數	年度末契約 金額
	千圓		千圓
大正五年度	二五、一〇五	二六一、四六九	二四、五〇九
大正十年度	一三四、七七一	三、〇八四、六一〇	三三六、七六一
昭和元年度	三三九、六三七	一〇、〇五一、四五五	一、二八六、五〇八
昭和五年度	三五七、七九一	一五、六三三、七〇〇	二、一〇一、二六六
昭和十年度	四七九、一五四	二三、七六五、七〇九	三、二三三、一七九
昭和十五年度	二、五八九、三三六	四三、一九四、七八八	九、〇五七、二〇四
昭和十六年度	二、六八八、六四四	五四、五六一、一三四	一一、四〇〇、五九七

第十四章　郵便年金

年金の原理

年金の意義　養老すなはち老後の生活を安定するといふことは、近世世界に於ける重要な問題であります。中世の手工業經濟が近代の機械工業經濟に移行し、大家族制度の崩壞と小家族制度への分裂が相次いで、個人の社會生活が漸く孤立化するに到つて、ここに養老問題がわれわれの前に大きな影を見せるやうになつたのであります。養老年金制度はこのやうな社會の要望を充す爲に最も適當なる方法であり、諸外國に於ては久しく實施され、發展を續けて來たのでありますが、我國では未だ著しい發達を見せて居らぬのであります。このことは我國の家族制度が強固で、親子老幼の間に緊密なる相互扶助の美風が失はれざりしものと言ふことが出來るので

ありますが、翻つて近世に於ける我國生命保險事業の著しい發展と、殊にその大部分が養老保險をもつて占めて居るところを見れば、このやうな制度が決して不必要ではなく、寧ろ養老年金制度の發展は今日より後に來るものの如く考へられるのであります。ここで養老年金といふのは言ふまでもなく年金保險であります。年金保險は加入者の一定年齢からその死亡に到るまで年金を支拂ふ制度であります。我國では民間保險會社がこのやうな年金保險を販賣しないので、政府の經營する郵便年金が唯一の現行制度であります。言ふまでもなく、年金保險は保險制度の一種であり、多數者の生死に現はれる大數の法則を基礎とし、豫定利率を定めて一定の年金に對する掛金を計算し、これを多數の加入者に分擔させ、毎年の生存者に年金を支拂ふのであります。年金保險は生存保險の集合でありますから、死亡者にはその後の年金を支拂はぬのを原則とするのでありますが、このやうな單純な年金では、或る場合には一回も年金の支拂を受けないで死亡する者もあり、この場合は全部の掛金を損することになるので、年金受取人の生死にかかはらず、一定回數の年金を保證するもの、掛金の内で、年金を支拂つた殘額を返還するものなど各種の變形年金を設計するのであります。解り易い爲に、ここで單純なる年金の原理に就いて說明するのでありますが、材料は主として政府の郵便年金制度によるのであります。

年金の死亡表　郵便年金の死亡生殘表は内閣統計局第二表を使用し、昭和十四年以後の新種年金では統計局第五表を使用して居ります。然し乍ら、直ちにこのやうな國民死亡表の生殘率を使用するのではなく、簡易保險が創めに局二表の男子表に二割を加重したやうに、年金では局二男子表の二割（女子は女子表の二割五分）を削減するのであります。このことは生命保險の場合では被保險者の死亡率が、診査の省略その他の關係から、國民死亡率よりも高くなる恐れがあるのですが、年金加入者の場合は概して生命に自信のある人々が加入するので、死亡率は寧ろ減少するのであります。この意味で諸外國でも年金保險には過去の死亡率よりも寧ろ將來の死亡率を反映する反射生命表を使用することに就ては既に述べたのであります。ここで兩者の死亡率を比率すると左表の如くであります。

	男子		女子	
	局二表	郵便年金表	局二表	郵便年金表
〇	一五六・八六	一三五・四九	一四〇・九二	九八・六四
一〇	三・三一	二・六五	三・七七	二・六四
二〇	八・三〇	六・六四	九・六四	六・七五
三〇	七・八七	六・三〇	九・九八	六・九九
四〇	一〇・四〇	八・三三	一一・三八	七・九七
五〇	一七・七五	一四・二〇	一三・八〇	九・六五
六〇	三五・〇六	二八・〇四	二六・五〇	一八・五五
七〇	七四・四五	五九・五七	六〇・七三	四二・四九
八〇	一五五・八〇	一二四・六四	一三七・二〇	九六・〇六
九〇	三七〇・二〇	二六一・八九	三〇四・八〇	二二三・四五
一〇〇	六八六・九〇	五六二・五〇	六七〇・三〇	四七五・七三
一〇五	九九五・三〇	(一〇三)		五〇〇・〇〇
一〇六	一,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・一〇

右の表によりますと死亡率が千人に就て千人即ち全部の人員が死亡する終極年齢は男子郵便年金表では百三歳、女子では百六歳となつて居ります。

年金の純掛金　このやうな死亡生殘表を使用して年金の計算をするのでありますが、ここでは最も簡單な一時拂即時年金に就て説明するのであります。即時年金は契約と同時に年金の支拂を開始するので、掛金は年始に全額を拂込み、年金は年末に支拂ひ、死亡者には返還金を與へぬものとします。年金額は毎年百圓。計算を簡單にする爲に生命保險料の計算の場合と同樣に男子九十歳者を採ります。先づ年齡九十歳者の死亡生殘表を掲げるのであります。

郵便年金生殘表（男子）

年齡	生殘者	死亡者
90	1,871	490
91	1,381	389
92	992	301
93	691	226
94	465	164
95	301	114
96	187	76
97	111	49
98	62	29
99	33	17
100	16	9
101	7	4
102	3	2
103	1	1

九十歳者の生殘者千八百七十一人が年末拂百圓の年金に加入し、年始に一時拂掛金を拂込むのでありますが、先づ生殘者に支拂ふ將來の年金總額の現價を求めるのであります。この場合は死亡返戻金が無いので、このやうな計算は平準保險料計算例に於ける保險金合計の現價と同樣であります。先づ計算例を表示します。

年度	生殘者	年金	一圓ノ現價	年金ノ現價
		圓		圓
〇	一、八七一	一三八、一〇〇	〇・九六六二	一三三、四三二・二一
一	一、三八一	九九、二〇〇	〇・九三三五	九二、六〇三・二〇
二	九九二	六九、一〇〇	〇・九〇一九	六二、三二一・二九
三	六九一	四六、一〇〇	〇・八七一四	四〇、一七一・五四
四	四六一	三〇、一〇〇	〇・八四一九	二五、三四一・一九
五	三〇一	一八、七〇〇	〇・八一三五	一五、二二二・四五
六	一八七	一一、一〇〇	〇・七八六〇	八、七三四・六〇
七	一一一	六、二〇〇	〇・七五九四	四、七〇八・二八
八	六二	三、三〇〇	〇・七三三七	二、四二一・二一
九	三三	一、六〇〇	〇・七〇八九	一、一三四・二四
一〇	一六	七〇〇	〇・六八四九	四七九・四三
一一	七	三〇〇	〇・六六一八	一九八・五四
一二	三	一〇〇	〇・六三九四	六三・九四
一三	一		合計	三八六、八一二・一三

386,812圓13錢÷1,871＝206圓740849

右の計算に於て一圓の現價といふのはその年度に於て一圓を得る爲に現在積立てを要する金額で、利率は三分五厘を使用しました。これも郵便年金では即時年金には三分七厘を使用して居りますが、ここでは便宜上三分五厘を用ひたのです。九十歳の生殘者の内で九十一歳に達する者は千三百八十一人で、これだけが第一回の年金百圓を獲得すると、その金額の合計は十三萬八千百圓でありますが、その爲に現在積立てを要する金額は十三萬三千四百三十二圓二十錢であります。同樣にして第二年度末の生殘者に支拂ふ年金は九萬九千二百圓で、その現價は九萬二千六百三圓

二十錢。このやうにして百三歳者に支拂はれる年金百圓の現價六十三圓九十四錢までの全部の年金現價の合計は三十八萬六千八百十二圓十三錢であります。この金額を年始の生殘數千八百七十一人に割當てた二百六圓七十四錢强がこのやうな卽時年金の純掛金であります。若しこの場合、死亡者に返還金を支拂ふとすれば計算は更に複雜となり、簡單に純掛金が出て來ません。返還金は掛金から既拂の年金を差引いたものでありますが、試みに右例に於て初年度の死亡者に返還金を支拂ふとすれば、年金が支拂はれぬので掛金の全額を死亡者の四百九十人に掛けたものが支拂はれなくてはなりません。二年度に於ても掛金から年金百圓を控除したものに死亡者の三百八十九を掛けたものが支拂はれるのでありますが、掛金はまだ解つて居りません。これをwとして計算するとしても、利息が入ると計算は更に複雜になつて來ます。實際は公式によつて簡單に計算することが出來るのでありますが、ここでは、このやうな計算に觸れることを止めて、直ちに責任積立金の計算を試みます。

年金の責任積立金　ここで年金の責任積立金の計算を行ふのでありますが、計算

年度	生殘數	年始ニ有スル年金額	利息	元利合計	支拂年金	責任積立金
一	一、三八一	三八六、八一二圓	一三、五三八圓	四〇〇、三五一圓	一三八、一〇〇圓	二六二、二五一圓
二	九九二	二六二、二五一	九、一七九	二七一、四二九	九九、一〇〇	一七二、三二九
三	六九一	一七一、三二九	六、〇二八	一七八、三五七	六九、一〇〇	一〇九、一五七
四	四六一	一〇九、一五七	三、八二一	一一三、九七八	四六、一〇〇	六六、八七八
五	三〇一	六六、八七八	二、三四一	六九、二一九	三〇、一〇〇	三九、一一九
六	一八七	三九、一一九	一、三六九	四〇、四八八	一八、七〇〇	二一、七八八
七	一一二	二一、七八八	七六三	二二、五五〇	一一、一〇〇	一一、四五〇
八	六二	一一、四五〇	四〇一	一一、八五一	六、一〇〇	五、六五一
九	三三	五、六五一	一九八	五、八四九	三、三〇〇	二、五四九
一〇	一六	二、五四九	八九	二、六三八	一、六〇〇	一、〇三八
一一	七	一、〇三八	三六	一、〇七四	七〇〇	三七四
一二	三	三七四	一三	三八八	三〇〇	八八
一三	一	八八	三	九一	一〇〇	—

を簡單にする爲に、前と同樣九十歲者の卽時終身年金一時拂を採ります。掛金の拂込は一回で二百六圓七十四錢、年始の生殘者千八百七十一人がこれを拂込むので掛金の總額は三十八萬六千八百十二圓十三錢。これが初年度の年始に有する金額であります、豫定利率を同樣に三分五厘と見て元利合計四十萬三百五十圓、當年度末の支拂年金は千三百八十一人に百圓づつを支拂ふので總額十三萬八千百圓。これを元利合計から控除すると年末の積立金は二十六萬二千二百五十圓五十五錢であります。同樣にして翌年度はこの二十六萬二千二百五十一圓が資金となり、三分五厘で利殖し、生殘者九百九十二人に年金合計九萬九千二百圓を支拂つて期末の積立金は十七萬二千二百二十九圓となります。このやうにして年々積立金は利殖され、支拂はれて遞減し、十三年目卽ち年金加入者が百三歲に達すると積立金は全額を支拂ひ盡されて零となるのであります。尤も右の計算例では支拂年金百圓に對して積立金は九十一圓となり、多少の過不足が出來るのでありますが、これは四捨五入による誤差であります。

掛金の年拂のとき、又は據置年金、返還金附年金、保證期間附年金の場合によつて積立金は各種の變化を見せるのでありますが、同一原理に從ふのであります。各個の契約に對する積立金は、責任積立金合計額を生殘者で割つたもので、前記の計算例によれば初年度始は三十八萬六千八百十二圓を千八百七十一人に割當てた金額三百六圓七十四錢、初年度末は二十六萬二千二百五十圓を千三百八十一人に割當てた百八十九圓九十錢、二年度末は十七萬二千二百二十九圓を九百九十二人に割當てた七十三圓六十二錢、三年度末は同樣にして百五十七圓九十七錢となるのです。

年金掛金の分折　これまで說明したものは純掛金でありますが、實際の掛金（表定掛金）は純掛金に附加掛金を加へたものであります。純掛金は生存者に年金を支拂ふ爲の掛金と年金受取人が死亡した場合に返還金として支拂ひ、又は保證期間の殘存期間を遺族に繼續して年金を支拂ふに要する掛金とに別けることが出來ます。これを表示したものが左表でありますが、これによると四十歲加入卽時年金の純掛金は千六百五十六圓五十七錢で、これが生存者に年金を支拂ふに要する掛金であり

種類	返還金又ハ保證	加入年齢	保證期間	掛金 表定	掛金 附加	掛金 返還金又ハ遺族年金	掛金 純掛金
即時	ナシ	四〇	一	一、七三九・四〇圓	八二・八三圓	—	一、六五六・五七圓
〃	アリ	四〇	一	一、八九八・六二	九〇・四一	一五一・六四	一、六五六・五七
〃	保證	四〇	二〇	一、八六八・四九	八八・九九	一三九・八九	一、六四九・六二

ます。返還金を支拂はざる場合は、これに附加掛金八十二圓八十三錢を加へた千七百三十九圓四十錢が表定掛金でありますが、返還金を支拂ふ場合は附加掛金を九十圓四十一錢となし、死亡者に返還金を支拂ふ爲の掛金百五十一圓六十四錢を加へるので表定掛金は千八百九十八圓六十二錢となるのであります。保證即時年金では二十年間の年金を保證するので純掛金が千六百四十九圓六十二錢に附加掛金が八十八圓九十八錢。これに年金受取人の死亡後遺族に支拂ふ保證期間の年金支拂に要する掛金が百二十九圓八十九錢となつて表定掛金は千八百六十八圓四十九錢であります。同樣に即時年金の純掛金のうちで保證期間を有するものが少し安くなつて居るのは、死亡表を異にする爲であります。

郵便年金の種類と掛金

現行の郵便年金は昭和十四年十月に新定されたものでありますが、舊種類に較べて新種類では保證期間附を除く即時年金の死亡率を從來の局二表によつた外は、全部を局六表により、男子はその二割を、女子はその二割五分を削減したことと、全般的に元金を拋棄する種類を止めて、死亡者に返還金を支拂ひ、又は死亡後遺族に一定期間の年金を保證することとしたのであります。

契約年齢は滿十二歳から八十歳までで、種類によつて一定の制限を設け、年金額は最高額を三千圓とし、最低額は三十圓乃至百圓を原則として居ります。先づ年金の種類に就て言へば即時年金、据置年金、保證即時年金、保證据置年金、定期年金及團體年金となつて居ります。

即時年金　即時年金は四十歳から八十歳までの間で契約し、返還金を附するものと附さざるものとがあります。掛金は一時拂、年金制限額は三十圓から三千圓迄で年金は即時に開始、すなはち年金契約の效力が發生した日から年金受取人の死亡のとき迄支拂ふのであります。返還金附年金にあつては年金受取人が死亡した場合は拂込掛金から既拂年金を控除した金額を拂戻し、解約の場合は兩者ともに何等の支拂をもしないのであります。左に契約年齡別掛金表を掲げます。年金額百圓、男子。

契約年齡	返還金ヲ支拂フモノ	返還ヲ支拂ハザルモノ	差額
四〇	一、八八・六二圓	一、七三九・四〇圓	一五・三圓
五〇	一、六五一・四六	一、四四〇・四三	二一・〇三
六〇	一、三八〇・五二	一、一〇三・八二	二七・六九
七〇	一、一〇六・二一	七七一・三四	三四・七七

試みに兩者の損益を較べるのでありますが、六十歳で百圓の即時年金を契約し七十五歳で死亡したとすれば、受取年金額は千五百圓で、死亡返還金は兩者ともに支拂はれないのでありますが、掛金は返還金なしの契約が千百二圓八十二錢で、返還金附は千三百八十圓五十一錢。その差は二百七十七圓六十九錢でありますが、これを受取年金に較べれば何れも掛金以上を受取つたことになり、返還金無しは三百九十七圓强を、返還金附は百十九圓强を超過して受取つて居るのであります。若し七十歳で死亡したとすれば受取年金額は兩者ともに千圓、返還附では三百八十圓五十一錢の拂戻がありますので損益皆無ですが、返還金無では百三圓弱の損失であります。これを言ひ更へると永生きをする自信があれば返還金無を、永生きの自信がなしとすれば返還金附を選ぶべきでありませう。

据置年金　据置年金は十二歳から六十歳までの間で契約し、年金の支拂開始は五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳の四種類で、何れも死亡者に對しては既拂年金を控除したる掛金の殘額を返還金として拂戻すのであります。種類の選擇は自由でありますが、何れも年金支拂開始年齡と契約年齡との間に五歳以上の間隔を置くこ

とになつて居るのです。斯くて四十八歳者は五十歳開始を採ることは出來ぬのであります。

据置年金一時拂掛金　（年金百圓　男子）

支拂開始 ／ 契約年齢	五十歳	五十五歳	六十歳	六十五歳
二〇	四四一・三四圓	三〇六・九九圓	二〇二・一二圓	一三三・八一圓
三〇	六〇六・一四	四七三・五三	三一五・一一	一九五・四四
四〇	一、〇四三・四一	七三八・七七	四九九・八三	三一五・一一
五〇	—	一、一九九・八三	八一〇・〇九	五一四・四九

掛金は一時拂及分割拂（年掛、半年掛、三月掛）が許され、拂込期間は全期間（契約成立のときから年金支拂開始まで）の外に十年、十五年、二十年の四種類があります。年金の最低制限は一時拂では三十圓、分割拂では百圓とし、右に掲げた掛金表は一時拂年金百圓の場合を表示するのであります。

保證卽時年金　保證卽時年金では保證期間を三十年、二十年、十五年の三種とするのでありますが、三十年保證のものは二十歳から四十歳までの寡婦又は癈疾者（心神喪失者、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者、一肢以上の用を辨ぜざる者）に限つて契約し、一般には二十年及十五年保證の二種類を前者は四十歳から六十五歳迄、

保證卽時年金一時拂掛金　（年金百圓　男子）

保證期間 ／ 契約年齢	三十年保證	二十年保證	十五年保證
二〇	二、二九七・〇一圓	—	—
三〇	二、一五九・五五	一、八六八・九圓	—
四〇	二、〇二七・四四	—	—
五〇	—	一、六七三・五一	—
六〇	—	一、五四〇・〇九	—
七〇	—	—	一、二四一・四八圓

後者は六十六歳から七十五歳の間で契約するのであります。年金の開始は即時、年金受取人の死亡に到るまで支拂を繼續し、保證期間內に死亡した場合は、殘存期間中遺族に同一の年金を支拂ふのであります。保證即時年金には返還金はありません。一時拂掛金表の一部を掲示すると前頁の表であります。この表によつて見ますと、六十歳で二十年保證即時年金百圓に加入し、七十五歳で死亡すれば、生存時の年金が千五百圓と遺族への殘期間の年金が五百圓で年金合計は二千圓。支拂掛金は千五百四十圓でありますから、この際の利益は四百六十圓であります。これを前に記した返還金無しの即時年金に較べると保證年金が幾分有利であります。

保證据置年金　保證据置年金の支拂開始は五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳の四種類で、十二歳から六十歳までの間で契約するのでありますが、前記の据置年金と同樣に契約は支拂開始年齡の五歳前を限度とします。保險期間は二十年、年金の支拂は終身でありますが、保證期間內に年金受取人が死亡したときは、殘存期間中繼續して遺族に同一の年金を支拂ひます。掛金は一時拂の外に全期間の分割拂（年掛、半年掛、三月掛）と隨時拂（全期間）を許します。年金額の最低限は一時拂と隨時拂が三十圓で分割拂は百圓。年金の支拂開始前に受取人が死亡したときは返還金として既拂込掛金に二分の複利を附したものを拂戻し、支拂開始前に於ける解約に對しては死亡返還金の九割以上十割迄を拂戻し、支拂開始後は返還金を支拂はぬのであります。別表は保證据置年金一時拂の掛金でありますが、これによると保證期間中に死亡したときは年金受取額は常に二千圓であります。

いま保證据置年金と保證期間のなき据置年金とを較べるのでありますが、四十歳で六十歳開始の据置年金百圓に加入し、七十五歳で死亡したとすれば、一時拂掛金は無保證のときは四百九十八圓八十三錢、保證期間附では七百十一圓七十八錢であります。支拂年金は無保證では千五百圓でありますが、保證期間附では二千圓。年金と掛金との差は無保證では千圓、保證期間附では千二百九十圓弱。若し八十歳まで生きることが出來たとすれば無保證の支拂年金額も二千圓となるので、支拂年金と掛金の差は無保證が千五百圓で保證期間附では常にその差は變らぬので同じく千

保證据置年金一時拂掛金（年金百圓　男子　保證期間二十年）

支拂開始 ／ 契約年齢	五十歳	五十五歳	六十歳	六十五歳
二〇	五三六・八〇圓	四二二・二九圓	三二〇・八六圓	二三〇・六一圓
三〇	七九一・六七	六一四・二五	四七二・五八	三五五・〇九
四〇	一、一五八・八九	九〇九・九四	七一一・七八	五四七・六六
五〇	—	一、三三一・六〇	一、〇六一・七〇	八四〇・九四

二百九十圓弱であります。斯くて既に述べたやうに健康と長壽の自信のある人には無保證年金を有利とし、そのやうな自信のなき人には保證期間附を有利とするのであります。

言ふまでもなく、年金の目的は老後の生活安定にあるのでありますから、本人の終身に亙つて年金が與へられるとすれば、敢へて年金の損益などのあるべき筈はなく、寧ろ掛金の安きものを採るべきであります。それをなほ保證期間または返還金の附いたものを要望するといふことは、遺族の生活といふことを考へるからであります。このやうな目的の爲に外國では聯合年金が販賣されるのであります。

定期年金　定期年金は主として學資または婚資の蓄積を目的とするもので、一歳から十八歳までを契約し、年金の支拂開始は十二歳、十五歳、十七歳、二十歳の四種類、年金開始年齢と契約年齢との間に一時拂は二年以上、分割拂は五年以上の間隔を設けます。年金の支拂期間は五年または十年、生存者にのみ年金を支拂ひ、中途の死亡者には支拂年金を控除したる既拂込掛金を拂戻します。掛金は一時拂と分割拂（年掛、半年掛、三月掛）とがあり、年金最低額は百圓。年金百圓に對する全期拂掛金（年掛）を表示すると次頁の表であります。

このやうな定期年金の利益は主として庶民階級の學資金蓄積にあります。中學生一人の學資を月額二十五圓、年額三百圓とすれば、一歳のときに十二歳開始の五年定期年金三百圓に加入し、毎年の掛金百五圓五十四錢を十一年縱續して拂込むことによつて、このやうな權利を得ることが出來るのであります。

定期年金全期拂掛金（年掛）（年金額百圓）

種類 ／ 契約年齢	五年定期 十二歳開始	五年定期 二十歳開始	十年定期 十二歳開始	十年定期 十五歳開始
	圓	圓	圓	圓
一	三五・一八	一七・二九	六四・三	四七・五三
二	三九・四三	一八・六一	七三・一一	五二・一九
三	四四・六三	二〇・一三	八一・六五	五七・六四
四	五一・一四	二二・八一	九三・五九	六四・一〇
五	五九・五二	二三・七二	一〇八・九七	七二・八八
六	七〇・七一	二五・九三	一二九・四九	八一・四〇
七	八六・四〇	二八・四七	一五八・二七	九三・三三

團體年金　團體年金は保證据置年金の團體契約であります。年金額の制限は掛金三圓以上で年金六百圓迄、支拂開始のときの年金最低額は三十圓であります。

このやうな年金は會社、工場、鑛山、官公署、學校等の同一勤務團體又はその團體内で特定の標準で區分した人々（本社、支社、本工場、分工場、部、局、課、事務、勞務、内勤、外勤、社員、傭人、男工、女工または勤續年數）の七割以上、十人以上を受取人として年金組合を組織し、これに六百圓迄の年金を與へるのであります。

掛金は代表者がまとめて拂込み、普通の隨時拂掛金から七分を割引するのでありますが、これは團體契約である爲に經費が節約され、更に一團體從業員の七割以上を採るので個人の契約よりも逆選擇が少くなるといふ點を考慮したのであります。

約款の一般

郵便年金に於ても簡易保險と同樣な各種の約款が規定されるのでありますが、このやうな條項は既に簡易保險の場合に述べたのでありますが、特に郵便年金約款として特殊なものに就て簡單に述べるのであります。

年金契約者と年金受取人　年金契約者は契約の申込をなし、掛金拂込の義務を負

ふ者でありますが、年金受取人と同一人である場合があり、然らざる場合もあります。年金受取人は年金契約の被保險者であり、年金を受取る者であります。郵便年金では常に年金受取人と被保險者とは同一人であります。

貸付　郵便年金でも契約者貸付を行ひます。保險料振替貸付は分割拂契約に對して掛金の立替をなし、普通貸付は年金支拂開始前は契約者に、支拂開始後は年金受取人に既拂掛金から年金支拂額を控除した殘額の五割以内、一回二十圓以上であります。貸付金の辨濟期にこれを辨濟しないときは、貸付期間の更新を行ひますが、これは年金支拂開始前に限り、年金支拂開始後に貸付金の辨濟期が來た場合は、支拂年金から控除して辨濟金に充てます。

契約の變更　年金を契約した後、中途で受取人又は契約者の周圍の事情が變つて來ることがあります。この場合に契約條件の變更が許されるのは据置年金、保證据置年金、定期年金及び團體年金であります。これを簡單に列擧すると、

（一）受取人が四十歳以上のときは即時年金に變更。（据置年金）

（二）掛金額をそのままにして支拂開始期を變更。（据置年金、定期年金）

（三）掛金をそのままにして、掛金の拂込期間を變更。（据置年金、定期年金、團體年金）

（四）年金額の減額變更、この場合は減額部分に對しては解約のときと同率の返還金があります。（据置年金、保證据置年金、定期年金、團體年金）

（五）掛金拂濟年金に變更。（据置年金、保證据置年金、定期年金）

（六）受取人が寡婦又は癈疾者となつた場合に、その年齡が二十歳以上四十歳未滿のときは三十年保證に變更。（据置年金、保證据置年金）

（七）同上でその年齡が四十歳以上のときは二十年保證に變更。（保證据置年金）

讓渡及差押　年金を受取るべき權利は讓渡することは出來ません。更にこのやうな權利は年額二百五十圓以下に就ては差押へることは出來ぬのであります。このやうな規定を設けた理由は、政府が國民生活に於ける最低限度の保證をなさんとしたものであります。

特別返還金　年金受取人が戰爭、事變勤務によつて戰死し、負傷又は發病後三年以内に死亡したときは、特別返還金と稱して殘存積立金の九割前後を支拂ふのでありますが、このやうな規定は郵便年金に於て始めて見るところであり、劃期的の特典といふことが出來るのであります。

第十五章　弱體保險

一般に弱體保險といふ言葉は、正確には標準下體保險と稱へられ、普通の被保險者の死亡率よりも高い死亡率を有する團體を扱ふ生命保險であります。我國では弱體保險は特殊の會社がこれを引受けるのでありますが、普通の會社でこれを採る場合は、弱體保險會社に再保險するのであります。このやうな標準下體者の團體を一般の標準體者の團體と區別する場合の超過危險は、本人の體格、遺傳、環境、病歷、健康狀態等によるのでありますが、まれに職業の要素も加へられるのであります。被保險者の家族に結核患者があり、又は父母兄弟等に結核で死亡した者があるときは標準下體とせられます。本人が嘗て罹つた病氣が再發の懼れがあり、殊にそれが壽命に影響するやうな病氣であつた場合は病歷（既往症）による標準下體であります

す。被保險者の職業が特に危險で、普通保險では契約が出來ないやうな場合は、そのやうな超過危險もまた標準下體と認められるのであります。しかし乍ら、弱體者の大部分は主として結核または血壓の異常、糖または蛋白尿による內臟機能の缺陷を認められる人々であります。

弱體者の場合　我國の生命保險は概して、外國のそれに較べると診査の標準が寬大で、普通保險にも相當數の弱體者が含まれて居るといふのでありますが、然も一般に高度の超過危險のために保險の契約が出來ない被保險者が少くないのであります。このやうな被保險者は一般の標準體被保險者よりも、更に一層痛切に生命保險の必要を感じて居るのでありますが、嘗てはこれらの人々には何等の保險も與へられなかつたのであります。若し、弱體者の死亡經驗を一定の正確さで知ることが出來たとすれば、このやうな弱體者の多數を團體として、超過危險の程度にかかはらず、適當の條件で保險を契約することは不可能ではないのであります。或る場合は保險料が高くて誰にも支拂ひ切れぬやうなこともありますが、それは最惡の場合であります。これまで我國で弱體保險が行はれなかつたといふのは、その必要が無かつたといふよりも、寧ろ弱體死亡の危險率を知る材料が得られなかつた爲であり、更に一會社でこのやうな保險を行ふ場合は、弱體者の數が少くて平均の經驗を得るだけの團體を作り得なかつたことも原因して居るのであります。

弱體者とは一般に、普通の標準體者よりも死亡率の高い階級を意味するのでありますが、そのやうな人々がすべて標準體者よりも早く死亡するとは限つて居らぬのであります。弱體者が普通保險で拒絕されて弱體保險に入り、標準體者の場合よりも永生きをすることもあります。それだからと言つて弱體者を普通保險に採つても宜いとは言はれぬので、弱體者團體の死亡率は、缺陷の無い被保險者團體の死亡率に較べると、全體に於て確かに高率となるのであります。そのやうな超過死亡率に對して弱體保險は一定の割增保險料を徵課するのであります。嚴密に言へば弱體者團體の人々がすべて標準團體の人々よりも短命であるとは決められぬので、知られて居ることは、單に一定の期間內では弱體者團體の死亡率が標準體者團體の死亡率

よりも高いといふことであります。弱體者は何れも超過危險を持つて居るのでありますが、誰が平均餘命よりも長生きをし、誰がそれよりも早く死ぬるかといふことは解らぬのであります。從つてこのやうな超過危險を弱體者團體の全員が負擔するといふことは、普通保險の場合の原理と同樣であります。

弱體危險の分布　弱體者の超過危險が被保險者の年齢の如何なる部分で發生するかといふことは、弱體保險の條件を決定する場合の重要な要素をなすのであります。或る場合、弱體危險は年齢の經過に關係しないのであります。被保險者の職業による缺陷がそれであります。或る場合の缺陷は年齢と共に增加するのであります。例へば平均體重よりも重い場合は、年齢の若いときは弱體危險とはされないのでありますが、被保險者が老年となるにつれて、缺陷は漸次遞增するのであります。これに反して過輕體の者は、若年では結核の危險が特に著しいのでありますが、年齢の增加と共にこのやうな缺陷は遞減するのです。被保險者の既往症による缺陷、結核の家族歷による超過危險の如きも遞減性危險であります。

このやうな事實によつて、超過死亡率の分布狀態を知るといふことは、危險の評價をなす爲に最も重要であるといふことが出來るのであります。從つて弱體保險の契約條件を決定する爲めには、單に或る一定期間內の總合超過死亡率を知るだけでは十分でなく、寧ろ、將來の超過死亡が何のやうな年齢分布をなして起つて來るかといふことを確かめることは、更に必要なのであります。いま或る一定期間內の超過死亡の合計が、別々の缺陷を有つ二つの團體で同一であつたとしても、超過死亡が平均して年齢の後半年で起る場合は、それが契約後直ちに起ることが豫想される場合に較べると、保險料は概して安い筈であります。

弱體危險の處理法の種々　弱體保險の取扱にはいろいろの方法がありますが、その簡單なものに就いて言へば、申込者の實際年齢を增加して保險料を割當てるのであります。いま三十歲の被保險者の超過危險が遞增性のものであつた場合に、これを五歲增しで契約を許されたとすれば、三十五歲者の保險料を支拂ふのであります。この場合の死亡率は初年度では千人に就て何れも八人で殆ど違ひは無いのであ

りますが、十年後では三人の超過死亡を見せ、その後は急激に増加して、二十年後では千人に就て九人の超過死亡保險金の支拂を必要とするのであります。四十五歳者に就て五歳を増した場合は、超過死亡の増加率は更に著しくなつて初年度では六人、二十年度では三十一人、三十年度では六十五人に超過死亡保險金を支拂はなくてはならぬのであります。言ふまでもなくこのやうな年増法が適用されるのは超過危險が年齢と共に、常に増加して行くやうな場合に限られるのであります。年増法は著しく長期でない養老保險では、保險料の割増が少いので、外國では遞増性の超過死亡率を有つ缺陷に適用されるのでありますが、我國では實際にはこれを適用されて居らぬのであります。

年増法と同様な遞増性危險に對して一定の割増保險料を徴課することがありますが、このやうな場合は年増法よりも更に計算が複雜となるのであります。各年齢の超過危險が一定の、例へば職業による缺陷に對して割増保險料を用ふる場合は、危險保險料の減少と共に各種の調整を必要とするのでありますが、實際にはそのやうな調整を行はず、年増法の場合と同様に適用されて居ります。このやうな方法も我國の弱體保險では採用しないのであります。

この他に超過危險を標準死亡率に對する何割増といふ指數で分類し、増加した死亡率を標準として保險料を徴課するのであります。例へば或る種の體格を有する人々の死亡率が標準死亡率の十五割に達するといふことは、或る期間の弱體者の死亡が同年齢の標準體者の死亡の一倍半に達することを意味するのであります。このやうな方法を採用する會社では、各種の缺陷を標準死亡率の百三十七パーセント、百六十五パーセント、二百パーセント乃至二百六十パーセントの如き各種の平均死亡率に分割し、これに對して年齢を三歳、五歳、七歳乃至十歳増しとする保險料を割當て、更に保險金千圓に就て一圓五十錢から五圓までの追加保險料を加へるのであります。

いま被保險者の血歴に結核があるとすれば、このやうな危險は明かに年齢と共に遞減するものでありますから、年増法または割増保險料によつてこの種の超過危險

を保險することは適當でないのであります。このやうな場合は、標準保險料で契約し、或る特定の期間に對して保險金を削減するのであります。言ふまでもなく、削減期間と削減金額とは、缺陷の種類によつていろいろであり、若し削減期間内に死亡が起つたときは、削減金額を保險金額から控除するのであります。削減法は更に修正して他の方法と共に併合して適用されるのでありますが、我國の弱體保險會社でもこれを利用するのであります。

點數法　點數法は弱體危險の場合ばかりでなく、外國では普通保險の被保險者に對しても申込の査定にこれを適用するのでありますが、我國でも近年は普通保險に點數法による危險の測定を行ふ會社があり、弱體保險會社もまたこれを使用するのであります。點數法では各種の缺陷に對して、あらかじめ會社の經驗その他の材料によつて、標準率に對する百分比率による點數を整理し、このやうな點數表を使用して、被保險者の危險の要素をプラスまたはマイナスの數値で表し、全部の點數を合計して總點數を算出し、その點數に從つて、別に定めた保險料を割當てるのであります。

點數法では先づ基本點數となるものを決めるのでありますが、このやうな基準は被保險者の年齢と體格、すなはち身長と體重及び胸腹圍の合計によつて決定するのであります。基本點數が決まると、次に各種の要素に就て不良のものは點數を加へ、良好のものは點數を減ずるのであります。斯くして最後に得られる數字が點數となるのであります。この場合、標準死亡率に對して總合的百分率で表はされる右の點數といふものは、このやうな超過危險の性質を表象するのではなく、單にそれが或る種の超過危險の指數であるに過ぎぬことに注意すべきであります。

點數法で體格の基準點數にプラスまたはマイナスとして加へる點數の要素となるものは、第一が遺傳、血族、同居者の結核、精神病その他、第二は本人の健康狀態及び既往症、第三は職業、習慣、住所等であります。更に申込みの保險種類が附隨的要素とせられるのであります。このやうな危險の要素に對する評價の點數を決定する方法は、特殊の技能により、會社の醫長または計理人の判斷を基準とするので

ありますが、更に會社の新しい經驗によつて、このやうな點數比率が常に修正されるのであります。

いまハンターによる體格基本比率を表示すると左表であります。ハンター表には各年齢者の點數率を掲げて居るのでありますが、ここでは三十歳と四十歳者を表示するのであります。この場合基準率は身長及體重によります。

基本率に對する過不足	年齢 20歳	30歳	40歳
(−) 30%	140	125	110
(−) 25%	130	115	105
(−) 20%	125	110	100
(−) 15%	115	105	100
(−) 10%	110	100	100
(−) 5%	105	100	95
0	100	95	95
(+) 5%	95	95	95
(+) 10%	95	95	100
(+) 15%	95	100	105
(+) 20%	100	110	115
(+) 25%	105	120	125
(+) 30%	110	125	135
(+) 35%	120	135	145
(+) 40%	130	145	160
(+) 45%	140	160	170
(+) 50%	150	170	185
(+) 55%	160	180	195
(+) 60%	170	195	210
(+) 65%	180	205	220
(+) 70%	195	220	235

この表で(−)とあるは一定身長に對する平均體重が不足する割合、(+)とあるは同様の體重超過割合を表示するのであります。

解り易いために、次の様な適用例によつて點數法による危險評價の順序を示すことが出來るのであります。申込者の年齢は三十歳で職業は農夫であります。身長六呎二吋、體重一三八封度、その父が肺結核で死亡して居ります。本人は飲酒の習慣があり、時々過度に飲んで醉つぱらふことがあります。申込の保險種類は二十年拂込終身であります。年齢別身長體重標準表によると本人の體重は平均率よりも二十五パーセント不足するので、前表により基本點數は一一五となります。更に體重が身長に比して不足するので五點を加へます。この場合の身長に對する加減表の一部を表示すると上の如くであります。

二十五歳及三十歳者の身長に對する加減率

身長	平均體重より不足 −30%	−25%
5呎 0吋	−10	−10
5′ 2″	−5	−5
5′ 4″	0	0
5′ 6″	0	0
5′ 8″	0	0
5′ 10″	0	0
6′ 0″	0	0
6′ 2″	+5	+5

職業による點數表

（基準點數への附加）

農夫	−15
建築技師 銀行員	−10
數事務員	0
勞働者	+40
大工 左官	+10
製本職	
肉屋	+15
消防夫	+50
酒場の主人 機關手	+75

職業に對する點數表によると農夫は危險が少いので一五を減じます。

血族の病歴を見ると、その一人が肺結核で死んで居りますので、血族病歴表によつて三〇點を附加します。

本人に飲酒の習慣があるので五〇點を加へ、二十年拂込終身では責任準備金が急速に增加し、純危險保險金が減少するので五點を減

血族中の肺結核

（基準點數への附加）

基本率に對する體重の過不足	血族中の死亡者の結核數 一人	二人	三人
(−)30%	35	55	65
(−)25%	30	50	60
(−)20%	25	40	50
(−)15%	20	35	40
(−)10%	15	25	30
(−) 5%	10	20	25
(−) 0	10	15	20
(+) 5%	5	10	15
(+)10%	5	5	10
(+)15%	5	0	5

じるのであります。以上の點數を合計すると百八十點となります。これが各種の超過危險に對する會社の總合判斷を表示するのでありますが、これらの總合點數のみでは超過危險が遞增性のものか、または遞減性のものかを判斷することは出來ぬのであります。從つて査定に當つては個々の缺陷を考察して適當な修正が加へられることは言ふまでもないのであります。

保險料　このやうな總合點數が百八十點とすれば、これに對して我國の弱體保險會社が徵課する保險料は終身では保險金千圓に就て十年拂込が六十五圓二十五錢、十五年拂込が四十九圓九十三錢、二十年拂込が四十二圓六十九錢。養老保險では十年滿期が百二圓六十八錢、二十年滿期が五十二圓四十三錢、三十年滿期は三十八圓七十九錢であります。試みに總合點數に對する保險料表の一部を掲示すると左表の如くであります。二十年滿期養老、保險金千圓、年拂保險料であります。

次表に於ては一〇〇點を標準率とし、一二五點から三〇〇點までの制限內で契約を引受けるのであります。

弱體保險料表

年齡＼點數	100	125	150	175	200	250	300
10	圓45.94	圓46.98	圓47.90	圓48.82	圓50.13	圓52.08	圓54.04
15	47.51	49.02	50.38	51.74	53.50	56.45	59.48
20	47.93	49.33	50.75	52.18	53.63	56.58	59.60
25	48.05	49.45	50.88	52.30	53.75	56.70	59.73
30	48.18	49.58	51.00	52.43	53.94	56.91	59.93
35	48.94	50.91	52.64	54.39	56.88	60.60	64.37
40	51.40	54.13	56.53	58.95	62.39	67.53	72.71
45	55.49	59.47	62.98	66.51	71.47	78.93	86.42
50	61.95	67.88	73.14	78.43	85.70	96.73	107.72
55	71.97	80.89	88.83	96.77	107.41	123.70	139.77

我國の弱體保險會社は主として普通保險會社の引受けた弱體契約を再保險するのでありますが、元受會社との協定によつて、契約の全額を引受ける場合もあります。再保險の場合は、元受金額の半額に就て、毎年繼續定期保險となすのであります。

このやうな弱體保險の經營によつて、これまで生命保險に加入することの出來なかつた多數の人々も、生命保險の契約を得ることが出來るやうになつたのでありますが、我國では未だこのやうな保險を利用する人々は少いのであります。このことは一般の人々に弱體保險への要求が少いといふのではなく、寧ろ普通保險會社が多數の弱體者を、普通保險として契約することによるのであります。

第十六章　團體保險

團體保險の意義　團體保險では多數の人々が、身體檢査をしないで、普通保險よりも遙かに安い保險料をもつて保險に加入することが出來るのであります。ここで言ふ團體とは工場、鑛山、會社、商店、その他のやうな一雇主による團體であるかまたは官公署のやうな一定の勤務團體をいふのであります。このやうな同一職場または同一雇主による團體は、著しい弱體者の混入を防ぎ、被保險者による逆選擇を除くことが出來るので、會社としては無診査の集團に對しても適當に處理することが出來るのであります。若し、このやうな制限を設けなかつたとすれば、弱體者による逆選擇のためにこのやうな團體保險の基礎を危くするばかりでなく、その他の多くの特色も失はれて仕舞ふのであります。

團體保險の發達は外國にあつても、今世紀に入つてから後であり、我國では昭和九年六月の創業でありますが、その後急速に發展して、昭和十七年九月末現在の團體保險契約高は六億一千八百萬圓に達し、凡そ百七十萬の人々がこれに加入して居るのであります。このやうな人々は、多くは團體保險以外の普通保險には加入せず、小額の簡易保險に入つて居るに過ぎないのでありますから、團體保險の出現は何と言つても、このやうな人々にとつては、大きな利益をもたらしたと言ふことが出來るのであります。

團體保險の原理は普通保險の場合と同樣で、その異るところは團體保險では、個人を選擇の單位とせず、團體を選擇の單位となすといふにあります。このやうに保險の選擇標準を團體に置く場合は、個人の一人一人が保險の加入を決め、保險金額を選ぶ場合に、必ず入つて來る逆選擇の要素は殆ど除き去ることが出來るので、醫師による身體檢査も免除されるのであります。從つてこのやうな一つ一つの團體を愼重に選んで行くとすれば、會社としては多數の團體を保險して平均の死亡經驗を

得ることも出來るのであります。言ふまでもなく、多くの團體の内には多少の弱體者をも含んで居ることではあり、すべての團體が何れもそれ自體を賄つて行くといふことは不可能でありますが、多數の團體が全體として平均の結果を得るといふことは疑ひがないのであります。我國の實際經驗によつても、このやうな團體保險加入者の死亡率は可なり良好であります。

以上によつて團體保險を要約すると、(一)二十人以上の團體で、(二)同一職場または同一雇主による被庸者で、(三)十歳以上七十歳までの者を加入者として、(四)一個の保險證券によつて契約し、(五)無診査、(六)保險料は雇主のみ又は雇主と被庸者との兩者の共同によつて支拂ひ、(七)全體を同一比率又は年齢、勤續年數、俸給等の一定標準によつて保險金を決定し、且(八)被保險者が五十人未滿またはその團體の八割未滿のときは有診査、百人未滿なるときは告知を要し、(九)毎年繼續定期保險とする。(一〇)從つて死亡者にのみ保險金が支拂はれるのであります。言ふまでもなく、團體保險では雇主は保險契約者となりますが、被保險者とはならぬのであります。

被保險者團體　わが國の團體保險では二十人以上の被保險者集團を被保險團體として、その團體または團體の代表者と契約を締結するのでありますが、この場合、被保險者の數が五十人以下のときは保險料の一割を增加し、更に被保險者の身體檢査を行ふのであります。このやうな身體檢査は、被保險者の數がその團體の八割以下のときにも行ふのでありますが、加入の人員が少いときに被保險者の醫的診査を行ふのは團體の死亡經驗を平均化するためであり、加入者が團體の八割以下の場合に同樣の身體檢査を要するのは、比較的健康な若年者が退がれて、弱體者が多數に入つて來るのを恐れるからであります。被保險團體が大きな場合は、團體員に多數の弱體者を有するから特に保險に加入するといふやうなことは、起り得ないのでありますが、十人または二十人ぐらゐの團體では、このやうな事も得て起り易いのであります。團體保險が最低人員を制限する理由として、更に經費の節約といふ大きな事實が擧げられます。個々の團體が大きい程經費もそれだけ安くなるのであります

すが、その最低限度を五十人とすれば、五十人以下の團體に就て保險料の一割を增徵するのは、經費の割增を賄ふためであります。

外國では五十人から十人までの團體に對して、特殊の團體保險を適用する場合がありますが、このやうな大量保險では簡單な健康報告書を徵し、保險料を少しく高率とするのであります。被保險者の年齡は、我國では十歲以上七十歲以下と規定して居ります。

被保險者の加入または脫退　原則として團體保險の被保險者は、同一雇主による庸人であるか、または同一勤務團體の職員であることを要するのでありますが、雇主は個人なると株式會社または合資會社、組合の何れでもよく、官廳、自治團體の場合でも加入者となることが出來るのであります。

このやうな契約が成立した後に、その團體に入つて來た者は會社の承諾を得て、途中から被保險團體に加入することが出來るのでありますが、その場合でも五十人以下の團體または、團體中の八割以下が被保險者である團體では、身體檢査を行ひ、百人以下の團體では身體檢査に代はる告知を必要とするのであります。契約成立の當時、その團體に屬して居つて、被保險團體に入らなかつた者もまた、同樣の取扱によつて加入することが出來ます。

保險契約者は保險期間（保險期間は一ヶ年）の中途で任意に被保險者を被保險團體から脫退させることは出來ないのでありますが、被保險者が退職または解雇のために、その會社または職場から離れ去るやうな場合には、當然被保險團體から脫退しなくてはなりません。從つて、このやうな被保險者の脫退の日をもつて會社の責任は終了するのでありますが、保險金支拂の責任は尙ほその保險月の最後の日まで繼續することになつて居ります。（保險月とは責任開始の日から起算した每一ヶ月を言ひます。）

この場合に脫退被保險者が、契約の繼續を希望する場合は、脫退の日から二週間以內に會社に申出でて、保險期間の殘期間と、その後の三年間を引續いて同一條件で被保險團體の一員となることが出來るのであります。このやうな申込は原則とし

て契約者（雇主）からなされるのでありますが、被保險者が以後の保險料の全額を負擔する場合は、被保險者が申込むことも出來ます。

被保險者の診査　團體保險では既に述べたやうに無診査を原則とするのでありますが、或る種の例外に就てのみ簡單な身體檢査を行ふのであります。何のやうな團體にあつても、必ず多少の弱體者を含んで居るのでありますが、實際に職場で働いて居る團體のうちに、特別に多數の不健康者が含まれて居るとは考へられぬのであります。このやうな場合に選擇されるのは最早個人ではなく、團體の素質であります。これが個人の診査を必要としない理由でありますが、若し團體の一人一人に診査を要するとすれば、經費の點から言つても、このやうな保險は成立たぬのであります。團體保險の契約のとき、病氣で缺勤して居る團體員は、多人數の被保險團體のときは、それをも含めて契約するのでありますが、小さな團體では恢復するまでこれを除くことになつて居ます。

契約の當事者　契約の當事者は雇主であります。保險證券は雇主に發行され、雇

主が保險を申込み、保險會社と契約し、保險契約者となるのであります。このことは雇主が保險料の全額を負擔する場合でも、その一部を負擔する場合でも同樣であります。會社は被保險者に對しては、各自が團體の一員であること及び、保險金額その他を記入した被保險者票を交附するのであります。外國では保險金の受取人を被保險者の遺族に指定するのでありますが、我國では保險金受取人も保險契約者となつて居ります。このやうな規定は主として保險金の支拂手續を簡單にし、且その支拂を敏速にする便宜の爲であります。殊に我國では團體保險を退職手當と關聯させる場合が多いので、このやうな規定が設けられたのであります。

保險料の拂込　保險料は月拂で、その全額を雇主が一括して會社に拂込むのでありますが、この場合は保險料の負擔方法にかかはらず、契約者が責任を有つのであります。猶豫期間は二週間。拂込は概して振替又は銀行振込によります。雇主が保險料の全額を支拂ふ場合と、雇主と雇人との兩者が保險料を分擔する場合があり、更に雇人が全部の保險料を負擔する場合がありますが、保險料を兩者で分擔する場

合が最も多く、このやうな契約が最も合理的であります。雇主が雇人に無制限に恩惠を施すといふことは、向上進取の精神を養はしむる所以でなく、生命保險本來の目的よりしても、雇人が保險料の一部を負擔するといふことは正しき理由の存するところであります。

保險金額　保險金の決定は一定の標準によることになつて居ります。このやうな原則として(一)總ての被保險者の保險金額を同一とするか、(二)雇人の俸給を基準とするか、(三)被保險者の地位を基準とするか、(四)勤續年數によるか、(五)これらの要素を結合したものによるべきかの五つの場合が擧げられます。第一の場合は甚だ簡單でありますが、このやうな基準によると、下級事務員が長年勤續した妻帶者と同一保險金額を得ることになつて不公平であります。これに比して第二の方法は最も適當な方法であります。我國の團體保險では甲及乙の二種に別ち、甲種では同一保險金額となし、乙種では勤務の場所、職制、性、年齢、報酬額、勤續年數等を參酌して、被保險者を若干の組に分け、各組毎に被保險者の保險金額を同一にする方法を採用するのでありますが、これは前記(五)の方法によるものであります。

保險金額は五百圓以上五千圓以下とし、女子及び未成年男子は三百圓以上とします。この場合最高保險金額は全體の平均保險金の三倍を限度とし、被保險團體が五十人未滿のときは、最高額を二千圓とし、平均保險金の二倍を限度とするのであります。更に被保險者が保險料の全額を負擔する場合は最低額を男子三百圓、女子二百圓とします。

最高額を制限するのは、弱體者の逆選擇を恐れるからであります。若し無制限に高額保險金を許すときは、自分の健康に自信のない者が高額契約を選ぶのは有り得べきことであります。

保險種類　團體保險は一年更新定期保險で契約されます。團體保險の被保險者は絶えず移動するのでありますが、このやうな新加入または脱退の調整には一年定期保險が最も適合するのであります。

我國の團體保險會社では、このやうな一年定期保險の外に、脱退給付金附團體定

期保險を契約するのでありますが、この種の保險は普通の團體定期保險に蓄資預金を結合したもので、定期保險に對する第一保險料の他に、脫退給付金に對する第二保險料を附加するのであります。

脫退給付に對する第二保險料の拂込は、定額掛金と停年保險の二樣式の一を選擇することが出來るのでありますが、定額式では毎月五十圓以下の一定額を積立て、脫退のときにその總額を支拂ひ、停年式では一定退職年齡に對して、一定金額を支拂ふ爲に、毎月の掛金を調整するのであります。

團體保險は定期保險として契約せられるので、保險料は死亡者に對する純危險保險金額のみを負擔し、料額は甚だ低廉でありますが、被保險者の死亡にのみ保險金を支拂ひ、生存者には一錢の支拂をもしないのであります。言ふまでもなく、被保險者がその爲に何等の損失をも蒙るのではありませんが、我國のやうに養老保險の發達した國では、被保險者が死亡しなかつたとすれば、滿期のときに保險金が支拂はれるといふことが、生命保險の常識となつて居るので、脫退給付金を支拂ふ爲に保險料の調整をなすことは、適切な方法であります。團體定期保險は七十歲以上の繼續を許さぬのでありますが、被保險者が單純な團體保險以外の契約に加入して居なかつたとすれば、このやうな雇人は退職後の生活の保證を得ることが出來ないのであります。外國では斯のやうな場合の救濟として、團體保險から普通保險への繼續を許し、更に團體年金の契約をも行つて居るのであります。

保險料　團體保險の掛金は普通保險の掛金に較べると遙かに低廉で、年額保險料は凡そ保險金額の一分前後に過ぎないのであります。被保險者各自が定期保險を契約する場合の保險料に較べても、團體定期の保險料は更に安いのでありますが、これは死亡經驗の良好なることと、經費が著しく節約されるからであります。診査は省略され、集金手數料も遙かに安く、計算は群團によつて行はれるので事務費も著しく低廉となるのであります。

左の例表は保險金一千圓に對する月拂保險料を表示したものであり、これを一ケ年または數ケ月まとめて前拂する場合は、月千分の二・五卽ち年三分の比率で割引

するのであります。

保險金千圓に對する月額保險料

保險年齡	保險料 圓
10—14	.64
15—19	.90
20—24	.86
25—29	.76
30—34	.76
35—39	.88
40—44	1.06
45—49	1.36
50—54	1.76
55—59	2.34
60—64	3.26
65—70	4.72

右の保險料は五十人以上の團體に對するもので、四十九人以下の團體に對しては、その一割を割增するのであります。保險料は各歲別とせず、五歲置きとなし、その中間の保險料は同一金額を採るのであります。卽ち二十歲から二十四歲までは月額八十六錢、二十五歲から二十九歲までは月額七十六錢であります。保險料は一五—二四歲が少しく高く、二五—三四で減少し、その後は年齡と共に增高するのであります。十五—二四歲で高くなるのは我國にのみ見る特殊の現象で、靑年層の結核死亡を表示するのであります。團體保險が七十歲以上を契約しないのは、團體保險としては退職年齡を過ぎる七十歲者以上には必要がなく、殊に七十歲より以上では急激に死亡率が增して、保險料が禁止的に增高するからであります。このやうな場合を救濟する爲に、我國では退職給付金を附した團體保險を販賣するのであります。

團體保險を分擔制度（掛金を雇主と雇人とで分擔する場合）で契約するときの雇人の分擔額は、各被保險者の年齡を無視して一定平均額を賦課する場合でも、各自が全額を負擔する場合の掛金額より高くすべきではないのであります。例へば加入者が千人、保險金額を各自五百圓として、保險料が月額四百五十圓となつた場合には一人當りの平均保險料は四十五錢であります。これを分擔制度では雇主が二百五十圓、雇人が各自二十錢を負擔するのであります。この場合は年齡別保險料の最低額三十二錢を超ゆべきではないといふのであります。このやうな場合、高年齡者に對する雇主の負擔額は、若年者に對する負擔額よりも遙かに多いのでありますが、雇主としては、長年勤續する從業員に對しては歡んで多額を負擔すべきであり、若年者も勤續して將來老年となれば、このやうな利益を受けることが出來るのであり